

経済産業省所管の新設独立行政法人について

経済産業省所管新設独立行政法人の概要

- ・ 各法人の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- ・ 新エネルギー産業技術総合開発機構中期目標・中期計画のポイント・・ 2 頁
- ・ 日本貿易振興機構の中期目標・中期計画のポイント・・・・・・・・ 5 頁
- ・ 原子力安全基盤機構の中期目標・中期計画のポイント・・・・・・・・ 7 頁
- ・ 情報処理推進機構の中期目標・中期計画のポイント・・・・・・・・ 9 頁
- ・ 石油天然ガス・金属鉱物資源機構の中期目標・中期計画のポイント・・ 11 頁

参考資料

- ・ 中期目標及び中期計画に対する参与会議の指摘事項に対する対応状況
- ・ 新エネルギー産業技術総合開発機構 中期目標（案）・中期計画（案）対比表
- ・ 独立行政法人日本貿易振興機構 中期目標・中期計画
- ・ 独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構 中期目標・中期計画対比表
- ・ 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中期目標（案）・中期計画（案）対比表

経済産業省所管新設独立行政法人の概要

平成16年3月12日
経済産業省

各法人の概要

理事長名	職員数	国からの財源 措置(百万円)	分科会等長名	評価段階数	中期目標期間 (設立時期)
(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構((特)新エネルギー・産業技術総合開発機構)					
牧野 力	1,055	250,108	岸 輝雄 (物質・材料研究 機構理事長)	5	4年6月 (H15.10.1)
(独)日本貿易振興機構((特)日本貿易振興会)					
渡辺 修	1,686	35,517	鳥居 泰彦 (慶應義塾学事顧 問)	5	3年6月 (H15.10.1)
(独)原子力安全基盤機構(原子力安全・保安院の一部及び関連公益法人の委託業務の一部)					
成合 英樹	393	24,345	秋山 守 (東京大学名誉教 授)	3	3年6月 (H15.10.1)
(独)情報処理推進機構((認)情報処理振興事業協会)					
藤原 武平太	230	6,893	安西 祐一郎 (慶應義塾長)	5	4年3月 (H16.1.5)
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構((特)金属鉱業事業団、(特)石油公団)					
大澤 秀次郎	541	196,250	橘川 武郎 (東京大学社会科 学研究所教授)	5	4年1月 (H16.2.29)

職員数は法人設立時の常勤職員数ベース。

国からの財源措置の金額は、平成16年度政府予算案ベース。

新エネルギー・産業技術総合開発機構中期目標・中期計画のポイント

．基本的考え方

- (1) N E D O を、産業技術政策及び新エネ・省エネ政策の中核的实施機関として位置付ける。
- (2) 産業競争力の強化に資する研究開発の実施（「成果をあげるN E D O」）及び企業や大学が取り組みやすい事業実施体制の構築（「利用しやすいN E D O」）を目指し、明確な目標設定を行い、その実施状況を厳格に評価し、その結果を着実にフィードバックする。
- (3) 重点4分野を中心とした事業実施の重点化を図るとともに、研究開発プログラム等の産業政策との整合性を確保するため、政策当局との緊密な連携を行う。

．中期目標・計画の概要

1．中期目標の期間

4年6か月

2．業務運営の効率化

- (1) 産学の外部人材の登用、成果主義の人事評価の導入等により業務運営を効率化。
- (2) 一般管理費（退職手当を除く）を中期目標期間の最後の事業年度までに特殊法人比で15%を上回る効率化を達成する。また、事業費については特殊法人比で5%を上回る効率化を達成する。

3．業務の質の向上

(1) 「成果をあげるN E D O」に向けた目標

真に産業競争力の強化に資する質の高い研究開発成果をあげることを目指し、成果に関する定量的な指標を中期計画に規定（別添の表参照）。

研究開発プロジェクトについて、開始後3年を目処に中間評価を行い、加速化・縮小・中止等の見直しを実施。特に中間評価結果が一定水準以下のものは原則中止。（別添のグラフ参照）

外部有識者による事後評価を実施。評価を数値化し、その結果を公表する。

研究期間終了後一定期間経過後に追跡調査を行い、研究開発の成果を基礎と

した経済社会への貢献・影響について、計量的な手法を含めた評価を行う。

(2) 「利用しやすいNEDO」に向けた目標

研究開発への取り組みやすさに配慮し、具体的な数値目標を設定して契約事務を大幅に合理化。(別添の表参照)

客観的な採択基準を策定し、採択審査は外部有識者を活用。資金交付先の重複、特定研究者への集中を排除。

委託研究開発から派生した特許権等を受託者に帰属させる、いわゆるバイドールについて、全てのプロジェクトに適用。

(3) 事業の重点化及び政策との整合性確保のための目標

技術開発の目標は技術分野毎に規定(7分野)。国の政策動向に基づき事業を重点化。

国が策定する科学技術基本計画、プログラム基本計画等を踏まえ、規制緩和、知的財産権、標準化等を含む政策との連携を確保して事業を実施。

(4) エネルギー導入普及業務等の実施に関する目標

新エネルギー・省エネルギーの推進のため、助成制度を効果的・効率的に活用し、普及・導入を推進。

4. 財務内容の改善等

(1) 管理業務の合理化、研究開発資産の利活用・売却。

(2) 委託業務、助成業務等の適切な実施のためのコンプライアンス体制の構築。

5. その他経過業務に関する目標

(1) 石炭経過業務については、鉾害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施。

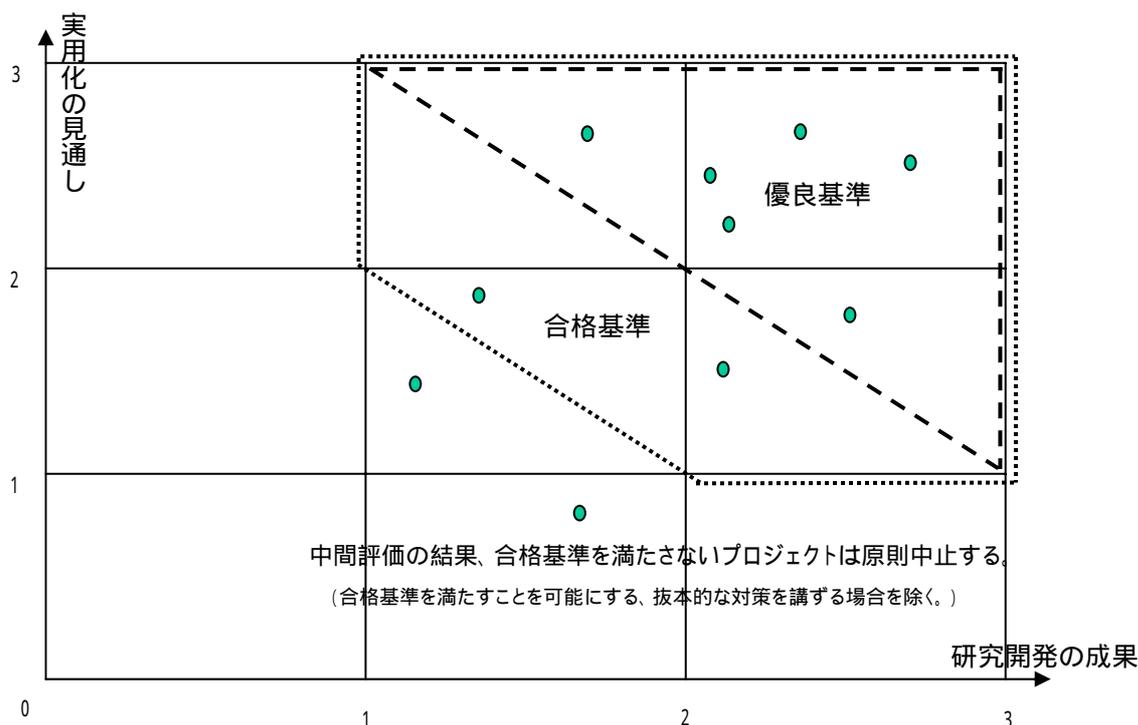
(2) アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、その後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質を強化。

具体的な目標

事業の種類	成果をあげるNEDO	利用しやすいNEDO
提案公募事業 (大学・公的研究機関)	<ul style="list-style-type: none"> 資金供給先の不必要な重複や特定の研究者への集中を排除 査読済み論文発表 1,000 本(194 本)以上 	<ul style="list-style-type: none"> 提案の随時受付・年間複数回採択を実施 公募締切から 90 日以内(92 日)で採択決定
中長期・ハイリスクの研究開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 事後評価にて計画達成率の合格基準 8 割以上(77%)、優良基準 6 割(54%)以上を達成 真に技術力・事業化能力を有する企業を選定し、安易な業界横並び体制を排除 国内特許 5,000 件(830 件)以上、海外特許 1,000 件(169 件)以上を達成 	<ul style="list-style-type: none"> 複数年度契約・交付決定を実施 公募締切から 45 日以内(50 日～80 日)で採択決定
実用化・企業化の促進事業	<ul style="list-style-type: none"> 事業終了後 3 年間以上経過時点での実用化達成率 40%(33%)を達成 	<ul style="list-style-type: none"> 年間複数回採択を実施 公募締切から 70 日以内(80 日程度)で採択決定
(3 類型共通)	<ul style="list-style-type: none"> 実用化・事業化状況を追跡調査 中間評価結果が一定水準以下で改善策なきものは中止 産業技術の中核的人材を 5,000 人養成 研究開発、知財権取得、標準化の一体的推進 	<ul style="list-style-type: none"> 外部専門家による公正な審査、選定結果の公開、不採択理由の通知 制度・手続きの改善に係るユーザーアンケートで肯定的回答 7 割以上

括弧内は、平成 14 年度実績値

プロジェクト評価の基準



(注) 合格基準、優良基準：

4 項目(「政策的位置付け」、「マネジメント」、「研究開発成果」、「実用化見通し」)を 0 - 3 の数値で評価)すべての評価結果が 1 以上であることを条件とし、「研究開発成果」と「実用化見通し」の評価の合計を、合格基準については 3 以上、優良基準については 4 以上とする。

中期計画において、プロジェクトのうち合格基準達成を 8 割、優良基準達成を 6 割以上を目標として設定している。

日本貿易振興機構の中期目標・中期計画のポイント

．基本的考え方

- (1) ジェトロを、貿易振興及び開発途上国調査研究の中核となる実施機関として位置づける。
- (2) 事業面においては、時代のニーズを的確に踏まえて、我が国経済の活性化に寄与する事業への重点化（対日直接投資促進及び中小企業等の輸出支援）を図る。また、顧客満足度調査の活用、適切な受益者負担及び費用対効果の向上を通じて、質の高いサービスを提供する。
- (3) 組織・人員面においては、東アジア地域においてネットワークを重点化する。また、外部人材の登用等により、職員の専門性の向上を図る。

．中期目標・計画の概要

1．中期目標の期間

3年6月（平年ベースでは4年）

2．業務運営の効率化

- (1) 一般管理費（退職手当を除く）を中期目標期間の最後の事業年度までに特殊法人比で10%以上の効率化を達成する。また、事業費については特殊法人比で3.5%以上の効率化を達成する。
- (2) 事業実施によりどのような成果が上がったか、事業実施の手法は適切であったか等のフォローアップを行うことにより、事業実施における費用対効果を向上させる。
- (3) 組織の再編・大括り化、情報化の推進等により、利用者の利便性の向上及びジェトロ内部の業務の効率化を図る。
【計画】「利用者にとっての分かり易さ」、「効率性」、「職員の専門的知見の蓄積」3つの視点からの本部組織再編、現場への権限委譲、アジア経済研究所研究部門の再編等を実施。
- (4) 海外ネットワークについては、企業のニーズや国際経済情勢等を踏まえ、東アジア地域への重点化を図る。

3．国民に提供するサービスの質の向上

- (1) 「貿易投資取引の機会提供に向けた活動」：対日直接投資の促進及び中小企業等の輸出支援に重点を置き、
 - ア) 対日直接投資の促進；個別投資案件をサポートする体制（ワンストップサービス）の構築等による対日投資案件発掘件数の大幅増を図る。
【計画】同件数を年間平均で1,000件程度（平成14年度実績約300件）とする。外国企業、地方自治体等に満足度調査を実施し、4段階で上位2つの評価の割合を7割以上とする。

- 1) 中小企業等の輸出支援；個々の企業のニーズに即したサービスの提供による輸出商談件数の大幅増を図る。

【計画】同件数を年間平均で 8,000 件程度（平成 14 年度実績約 5,000 件）とする。利用者に満足度調査を実施し、4 段階で上位 2 つの評価の割合を 7 割以上とする。

- (2) 「貿易投資円滑化のための基盤的活動」：海外経済情報の収集・調査・提供、海外への情報発信を行う。海外における日系企業支援として、我が国知的財産の保護等について、相手国政府への働きかけのコーディネート等を行う。

【計画】利用者に対し満足度調査を実施し、4 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合が 7 割以上とする。

- (3) 「開発途上国経済研究活動」：政府、産業界、学会等の意見を十分に踏まえた上で研究テーマを選定していくとともに、

ア) 東アジア域内の経済発展に向けた調査研究

イ) 我が国経済協力政策の方向を踏まえた政策的課題の研究などに重点を置く。

【計画】外部専門家の査読による評価を行い、5 点満点の総合評価で平均 3.5 点以上とする。研究成果について多様な媒体を通じて、積極的に外部に提供する。

【計画】年間 60 点以上の有料出版物発行（平成 14 年度実績 55 点）、年間 220 万件のアクセス件数（平成 14 年度実績約 200 万件）

- (4) 「貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携」：貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携を深め、顧客満足度の向上及び研究活動の質の向上につなげていく。

【計画】互いに蓄積してきた知見、ノウハウの共有、活用を推進。研究会への相互参加、講演会、セミナーの共同開催等の連携を一層深め、調査、研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。

4．財務内容の改善等

- (1) 民間・地方自治体等からの受託を拡大する。
- (2) 受益者負担拡大に向け、顧客に提供するサービスの負担内容をメニュー化する。

5．その他業務運営に関する事項

- (1) 輸入に関する普及啓発を目的とした施設（インポートスクエア、輸入住宅展示場等）を、順次、縮小・閉鎖。

- (2) 研修を通じて、職員の専門的な識見の習得・向上を図る。

経済法制度、IT、バイオ等の先端技術分野等については、中間採用や任期付採用により、外部人材を積極的に登用。海外においては、外国人を含む現地人材の活用に努める。

【計画】若手職員の基礎知見習得、地域・国別や知財等のテーマ別の専門家育成、学問的知見のみならず現地事情にも通暁した研究職員の育成等を図る。

原子力安全基盤機構の中期目標・中期計画のポイント

・基本的考え方

- (1) 原子力安全行政の基盤的業務を実施する専門機関として、原子力安全基盤機構を創設し、原子力安全確保に関する知見の集積、活用を図る。
- (2) 専門家集団として、安全規制に係る業務を公正・中立に実施するとともに、原子力安全規制の高度化に貢献し、また、情報の積極的発信を行う。
- (3) 求められる役割を効果的、効率的に果たすために、適切な組織運営、効率的な業務の実施、人材活用等に努める。

・中期目標のポイント

1. 中期目標の期間

3年6か月(平成15年10月1日から平成19年3月31日まで)

2. 業務運営の効率化

- (1) 原子力安全行政の基盤的業務に係る実施機関として、意志決定を迅速化するために、責任を明確化、組織をフラット化するとともに、専門機関としての組織のポテンシャルを高めるため、内部の情報共有を進める。また、ISO認証機関制度への適合を目指し体制を整備する。
- (2) 試験・研究業務については、原子力安全規制に活用するアウトプットを明確にし、テーマ選定、実施方法及び成果について第三者による評価を受ける仕組みを導入。また、外部ポテンシャルの有効活用を図る。
- (3) 原子力安全行政に必要とされる広範な分野の専門的人材を集め、研修や多様な経験を積ませることにより、その能力の維持向上に努める。業績に応じて、インセンティブが働く制度を導入する。
- (4) 一般管理費を中期目標期間の最後の事業年度までに機構設立時比で10%を上回る効率化を達成する。また、運営費交付金による業務については、事業費(検査等に係るものを除く)について機構設立時比で3%を上回る効率化を達成する。

3. 業務の質の向上

原子力安全行政に係る基盤的業務の実施機関として、規制に係る業務を的確に実施するとともに、その能力を総合的に活用して安全規制の高度化に貢献する。また、原子力の安全確保に関する情報を積極的に提供、発信する。その結果として、原子力の安全確保、国民の信頼の構築に寄与する。

(1) 検査等業務

法律に定める検査等を適確に実施する。また、より効果的で実効性の高い検査等業務のあり方を検討し、原子力安全・保安院に提言する。

(2) 解析評価業務

原子炉施設等の設計の妥当性を評価するために、事業者が行う安全解析のクロスチェックを的確に実施するとともに、確率論的安全評価やトラブル時の現象解析等を行う。

(3) 防災支援業務

万が一の原子力災害発生時に的確な対応が行えるよう、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)や緊急時対策支援システムの整備、維持管理を行うとともに、訓練、研修を行う。

(4) 試験研究業務

指針、基準、規格等の策定等安全規制を的確に実施するために必要となるデータ、技術的知見を収集するために、調査、試験及び研究を実施する。安全規制においてどのように活用できるか、アウトプットを明確にして実施する。

(5) 情報調査業務

国内外の関連施設の運転に係る情報の収集、整理及び分析を行うとともに、原子力安全に係る情報の提供を行う。

(6) 国際協力業務

原子力安全に係る二国間及び多国間の国際協力に参画するとともに、情報の収集及び提供、技術者交流等関係業務を実施する。

3. 財務内容の改善

財務内容の改善を図るため、業務運営の効率化に努める。

4. その他業務運営に関する重要事項

- (1) 国の行政機関から検査等の要請があった場合、業務に支障がない範囲でこれに対応する。
- (2) 経済産業大臣から、原子力安全基盤機構法第16条第1項の規定に基づいて、必要な措置をとるよう要求があった場合は、迅速かつ的確に措置を講じるよう努める。

情報処理推進機構の中期目標・中期計画のポイント

・基本的考え方

ソフトウェア及び情報処理システムが21世紀の知識経済を支える基盤となることに鑑み、

- (1) 我が国経済の競争力強化という観点から、産学官の連携拠点としてソフトウェア戦略を具体化し、技術・人材の両面で、戦略的な公的基盤の整備及び独創的技術開発の支援を提供するプロフェッショナル集団として貢献。
- (2) その理念は『創造』、『安心』、『競争力』。ITの戦略的活用による『競争力』向上のための基盤である人材育成・技術開発、『創造』の苗床を培う独創力のある人材・技術の発掘・支援、『安心』してITを利用できるためのセキュリティ対策・ソフトウェア・エンジニアリングの普及を進める。
- (3) これらの理念を実現するために、『ソフトウェアの開発』、『情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備』、『高度IT人材育成』を3本の柱として、効率的・効果的な事業を推進。

・中期目標のポイント

1. 中期目標の期間

平成16年1月5日～平成20年3月31日[4年3か月]

2. 業務運営の効率化

- (1) 個々人が最大のパフォーマンスを発揮できる柔軟な組織体制の構築、業務に対応した多様な人材の集結、成果主義による人事評価や職員能力向上のための自己啓発を行う。
- (2) 重点分野の絞り込みによる資源配分の効率化、事業内容を勘案した契約の柔軟化や業務の電子化を図る。
【計画】募集締切りから採択まで2か月とし、公募の周知徹底のための5千件以上のメールマガジン実施。また、事業内容を勘案し柔軟な契約を実施する(複数年契約等)。
- (3) 一般管理費(退職手当を除く)及び継続事業に係る事業費については中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人比で12%を上回る効率化を達成する。

3. 業務の質の向上

(1) ソフトウェア開発分野

- ア) 技術動向に関する公的シンクタンク機能を整備し、国際的な技術動向に照らして我が国に付加価値を生む技術開発支援を実施する。
- イ) 独創力のある企業や技術等の発掘・支援を戦略的に行い、効果的な産学連携を促進する。
- ウ) 公的投資が必要とされる先進的な社会システムの基盤的ソフトウェアの企画・開発・検証にプロフェッショナル集団として貢献する。

【具体的には】

ソフトウェア開発支援については、開発成果や実施体制について厳格な評価及びフォローアップを図りながら、オープンソフトウェア開発、ビジネスグリッド・コンピューティングの推進、先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援を行う。

中小・ITベンチャーが有する先進的技術やビジネスモデルに対する評価、ベンチャーキャピタリストとのマッチングを図り、また独創的技術を有する企業を発掘するとともに、技術開発に対する支援を行う。

ソフトウェア開発のための貸付に対する債務保証については、直接受付及び積極的な広報活動による利用者の拡大を図る。また、ソフトウェア等の担保価値の評価手法の早期開発を目指す。

【計画】代位弁済率を年平均4%(14年度実績4%)以下、平均審査期間20日以内(14年度実績62日)を目指す。

(2) **情報システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野**

ア) 情報セキュリティ分野において技術、標準、監査、分析、情報収集・提供など総合的な取り組みを強化し、我が国の情報セキュリティ確保のための中核的役割を果たす。

イ) 信頼性が高く、高品質のソフトウェアを生み出していくためのエンジニアリング技術向上に向けた公的基盤・産学官連携拠点を目指す。

【具体的には】

情報セキュリティ対策において、ウィルス・不正アクセスに関する迅速な情報提供を行うとともに、国際標準に基づいた情報セキュリティに係る評価・認証の実施、暗号技術・認証技術等の調査等を通じセキュリティ技術の向上に貢献する。また、各国政府関係機関等との連携強化や情報セキュリティに係る標準化、指針を作成する。

【計画】ウィルス・不正アクセスの照会に対する応答の自動化。また、セミナー受講者の満足度(アンケート調査)80%以上(14年度実績70%)確保。

ソフトウェア・エンジニアリングの推進の観点から、ソフトウェア開発プロセスの改善・評価手法の国内企業への普及啓発や、ソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定を行う。また、内外の関係機関(米国 SEI 等)との連携を図り情報収集を強化する。

(3) **IT人材の育成分野**

専門的かつ実践的な能力を持つ高度IT人材育成のために必要な公的知識基盤を提供し、ベンダー・ユーザー・教育機関が効果的なIT人材育成を図るように能動的な働きかけを行う。また、次代を切り開く独創的な人材を発掘し支援する。

【具体的には】

ソフトウェア産業競争力強化のためのソフトウェア・エンジニアリングの実践力を有する人材の育成

IT技術者のスキル標準・研修ロードマップの策定及び整備、企業や大学等に対する普及支援

独創的な技術やアイデアを有する優れた人材を目標期間中50人発掘等。

中小企業経営者及び地域のIT化支援を図るために、

・中小企業等の効果的な情報化のための啓発普及。

【計画】経営者とITコーディネータ等との交流会を年50回以上(14年度実績41回)実施。

・地域ソフトウェアセンターの中期経営改善計画を策定し、地方自治体との連携を強化した積極的な指導・助言。

情報処理技術者試験の実施体制の万全な準備と円滑な実施を目指し、実施運営に係る幅広い意見を聴取し次期運営に反映させる。また、CBT(Computer Based Test)の実現可能性を検討する。

4. **財務内容の改善等**

(1) 情報処理技術者試験の受験手数料収入による財政基盤の確立。

石油天然ガス・金属鉱物資源機構中期目標・中期計画のポイント

．基本的考え方

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の使命は、資源（石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物）の安定的な供給を確保するため、以下の業務を実施し、我が国の経済発展を支えることにある。

- (1) 我が国企業による資源探鉱・開発事業の支援
- (2) 資源（石油、石油ガス及び非鉄金属鉱物）の国家備蓄統合管理
- (3) 地方自治体、民間企業による鉱害防止事業の支援

公正かつ透明な業務運営の下、機構の有する知見・技術力を一体的、有機的に活用し、効率的・効果的に遂行する。

個々の職員の専門知識・高度な実践的能力を確保し、資源開発・備蓄・鉱害防止に関する資金供給、情報収集、技術開発支援等の専門家集団として機能する。

石油等の資源探鉱・開発の推進において、

- ）中核的企業により担われる「効率的な海外権益獲得・エネルギー供給の実現」
- ）機構による「戦略的なリスクマネー供給と研究開発支援」
- ）政府が推進する「積極的な資源外交」

が役割分担を明確にしつつ、三位一体となって機能する中での専門的な実施機関として、中核的企業を始めとする健全な開発企業を育成する観点から、我が国の資源探鉱・開発を戦略的に支援する。

．中期目標・計画の概要

1．中期目標の期間

約4年1月

2．業務運営の効率化

- (1) 一般管理費（退職手当を除く）を中期目標期間の最後の事業年度までに特殊法人比で18%以上の効率化を達成する。また、運営費交付金による業務については、事業費を特殊法人比で4%以上の効率化を達成する。
- (2) 組織の柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定の実現を図る。
【計画】「組織構成単位を大括り化、横断的なプロジェクトチームの編成により、関連業務を有機的に連携し、現場への権限委譲を促進し意思決定の迅速を図り、もって利用者の利便性の向上を図る。」
- (3) 事業分野毎に外部専門家委員会を設け、事業計画や事業実績を評価し事業運営へ反映させる。

3. 業務の質の向上

- (1) 「資源探鉱・開発支援の効率的な実施」においては、資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証等についての支援業務について、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、審査基準等を明確化し、それらについては定期的に見直すこととする。また、開発関連情報の収集・分析提供については、内外のネットワークを維持・拡大し必要に応じて海外コンサルタントの活用により広範な情報収集体制の整備を図る

【計画】採択審査基準及び業務方法書に定めるところに従い、技術評価、経済性評価及び政策的重要性の評価を行い厳格な審査の下、採択審査を行う。また、機構が行う技術情報提供の評価について関係者に対しアンケート調査を実施し、肯定的評価70%を達成する。

- (2) 「資源国家備蓄等の効率的な推進」においては、備蓄施設等の経年劣化に伴う維持・補修が見込まれるが、安全性・機動性を十分に確保しつつ費用の抑制に努める。また機動的な備蓄資源の放出が可能となるようにマニュアル等の整備を行う。

【計画】備蓄放出までの期間をそれぞれ、石油の場合売却先決定から7日目以降、希少金属の場合国からの要請から12日目以降放出可能な体制整備を図る。また石油の民間備蓄に係る融資については審査期間を4週間(特殊法人時6週間程度)へと短縮する。

- (3) 「鉱害防止の支援の効率的な実施」においては、地方自治体、民間企業との適切な役割分担の下、資源機構の保有する広範な鉱害防止の技術・ノウハウが必要な案件に限定して、調査指導等により支援。

【計画】地方公共団体の鉱害防止担当者を対象とした研修を年1回以上実施

4. 財務内容の改善等

- (1) 出融資・債務保証業務については、今後の収益見通しの適切な評価に基づく個別算定法等による引当金の計上と損失処理を実施する。

5. その他業務運営に関する事項

- (1) 非鉄金属鉱物資源開発支援のための国内広域地質構造調査事業は、平成15年度末まで、精密地質構造調査事業は平成18年度末までに廃止する。
- (2) 民間企業の鉱害防止支援のための融資については、平成19年度末までに業務の廃止を含む見直しを実施する。
- (3) 鉱害防止等に係る技術研究所について、中期目標期間における費用と成果を考慮し、成果が見込まれない場合は統廃合を検討する。
- (4) 海外事務所について、的確な情報収集、資源国との関係強化のため積極的に活用しつつ、その必要性を定期的に検証し、設置国・都市を弾力的に見直す。

参 考 资 料

中期目標及び中期計画に対する参与会議の指摘事項に対する対応状況

平成16年3月12日
経済産業省

経費削減については、毎年度1%減とか目標期間中5%減といった目標が見られるが、最近の厳しい社会情勢、社会通念を踏まえると、ほとんど誤差の範囲である。例えば、期間中で1～2割の削減等、より大胆で意欲的な目標とすべき。

【対応状況】

参与会議のご指摘を踏まえ、中期目標期間中に一般管理費を1～2割削減することを各法人の中期目標に盛り込んだところ。具体的には、以下の表のとおり。

法人名	中期目標期間	削減割合
日本貿易振興機構	3年6月	10%
新エネルギー・産業技術総合開発機構	4年6月	15%
情報処理推進機構	4年3月	12%
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4年1月	18%
原子力安全基盤機構(参考)	3年6月	10%

原子力安全基盤機構は、公益法人改革由来の法人のため、特殊法人等改革の対象とはなっていないが、参与会議のご指摘を尊重し、自主的に削減目標を定めたもの。参考までに記載した。

目標を設定する際の参考として、過去の実績値等を併せて記述すべき。

【対応状況】

参与会議のご指摘を踏まえ、特殊法人等時代からの継続事業に関する数量指標については、過去の実績値を併せて記載することで、容易に比較できるようにしたところ。具体的には、以下の例が挙げられる。

法人名	具体例
日本貿易振興機構	対日投資案件発掘件数を年間平均で1,000件程度とする。(平成14年度実績 年間約300件)
新エネルギー・産業技術総合開発機構	機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し、マネジメント等を評価項目とし、別途公表される計算式に基づき8割以上が「合格」(平成14年度実績 76.9%)、6割以上が「優良」(平成14年度実績 53.8%)との評価を得る。
情報処理推進機構	ソフトウェア開発支援の公募に関しては、随時公募(14年度公募期間平均26日)を実施(採択は少なくとも年2回実施)する。さらに、募集の締切りから採択に至る期間を2ヶ月に短縮(14年度実績 最大2.5ヶ月)することで、より十分な開発期間を確保する。
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間(国との協議がある場合はこのための期間を除く。)を、資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び助成業務並びに鉱害防止事業への融資業務については6週間以内、その他については4週間以内に短縮する(特殊法人のときの実績はそれぞれ8週間、6週間程度)。

新エネルギー・産業技術総合開発機構 中期目標（案）・中期計画（案）対比表

構成

中期目標（案）	中期計画（案）
0．前文	0．前文
1．中期目標の期間 = 4 年半	
2．業務運営の効率化に関する事項	1．業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置
3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) 研究開発関連業務 (2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等 (3) 出資・貸付経過業務 (4) 石炭経過業務 (5) アルコール関連経過業務	2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置 (1) 研究開発関連業務 (2) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等 (3) 出資・貸付経過業務 (4) 石炭経過業務 (5) アルコール関連経過業務
4．財務内容の改善に関する事項	3．予算（人件費見積もりを含む）収支計画及び資金計画
	4．短期借入金の限度額
	5．重要な財産の譲渡・担保計画
	6．剰余金の使途
5．その他業務運営に関する重要な事項	7．その他主務省令で定める事項等

「前文」

中期目標（案）	中期計画（案）
<p data-bbox="109 248 170 276">前文</p> <p data-bbox="109 320 1126 496">我が国における産業競争力強化とエネルギー安定供給の必要性の高まり、地球環境問題に対する国際的な取組の強化といった課題に対応するため、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）には、産業技術政策及び新エネルギー・省エネルギー政策の中核的实施機関として、以下の役割を担うことを期待する。</p> <p data-bbox="109 541 1126 863">我が国産業競争力の源泉となる産業技術について、将来の産業において核となる技術シーズの発掘、産業競争力の基盤となるような中長期的プロジェクト、及び実用化開発までの各段階の研究開発を、産学官の総力を結集して高度なマネジメント能力を発揮しつつ実施することにより、新技術の市場化を図ること。新エネルギー及び省エネルギー技術の開発と、実証試験、導入助成等の導入普及業務を積極的に展開することにより、新エネルギーの利用拡大と更なる省エネルギーを推進すること。さらに、国内事業で得られた知見を基に、海外における技術の実証等を推進することにより、エネルギーの安定供給と地球環境問題の解決に貢献すること。</p> <p data-bbox="109 908 1126 1083">これらの期待に応えるため、機構においては、国の産業技術政策・エネルギー政策・環境政策を踏まえ、また、全国的な産学官のネットワークを構築して国内外の技術動向、市場動向、産業界のニーズ、技術革新の態様等を調査・研究し、加えて、外部の専門家・有識者を活用した研究開発評価と業務評価を実施することにより、機動的・効果的・効率的に業務を実施することを求める。</p> <p data-bbox="109 1091 1126 1334">この他、平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施することを求める。また、アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、その後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図ることを求める。</p>	<p data-bbox="1149 248 1209 276">前文</p> <p data-bbox="1149 320 2166 496">独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）は、産業技術及びエネルギー・環境分野における中核的政策実施機関として、我が国の産業競争力強化を通じた我が国経済の持続的な発展に貢献するとともに、我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境問題に係る課題解決に向け、民間の能力・知見を最大限に活用しつつ、以下のミッションを担っていくものとする。</p> <p data-bbox="1211 541 2166 679">政策当局との緊密な連携の下、産業技術及び新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の研究開発に関して戦略的重点化を図り、産学官の総力を結集して優れた研究成果を生み出すための高度な研究開発マネジメント機能を提供する。</p> <p data-bbox="1211 687 2166 754">エネルギー・環境面での技術開発とその導入・普及の促進を通じ、内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する。</p> <p data-bbox="1211 762 2166 901">業務執行体制や制度に係る不断の見直しを通じて、より機動的かつ柔軟な業務運営に努め、「利用しやすいNEDO」の実現を図る。また、厳格な評価とその結果の適切なフィードバックを通じて、業務運営の一層の効率性を実現するとともに「成果を挙げるNEDO」の実現を図る。</p> <p data-bbox="1211 909 2166 1048">研究開発や新エネルギー・省エネルギー・環境関連技術の導入普及の成果を、可能な限り国民に対し判りやすい形で提供する等、積極的な情報発信を通じて国民への説明責任を全うするとともに、過去の成果の蓄積と内外の最新動向分析を基に時代をリードする政策提言を行う。</p> <p data-bbox="1211 1056 2166 1267">平成13年度に終了した国内石炭政策の経過措置として位置づけられている石炭経過業務については、鉱害復旧業務の平成18年度までの完了を目指すとともに、他の業務についても計画的に実施する。また、アルコール製造部門については、平成18年4月を目途とした特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、その後の早期完全民営化に向け、平成18年3月末までを目途とした間、市場競争力と収益性を確保できるようその経営体質の強化を図る。</p>

「中期目標の期間」

中期目標（案）
<p>1．中期目標の期間</p> <p>中期目標の期間は、4年6ヶ月（平成15年10月～平成20年3月）とする。</p>

「業務運営の効率化に関する事項」

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>2．業務運営の効率化に関する事項</p> <p>機構の業務運営に際しては、以下の各事項に関し具体的措置を講ずることにより、効率化を図るものとする。</p> <p>(1)【機動的・効率的な組織】</p> <p>機動性・効率性が確保できるよう柔軟な組織を整備し、産学官からの優れた人材の登用を進めるとともに、常に時代の要請に対応した組織に的確に再編していくこととする。</p>	<p>1．業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1)【機動的・効率的な組織】</p> <p>近年における産業技術分野の研究開発を巡る変化や、国際的なエネルギー・環境問題の動向の推移に迅速かつ適切に対応しうるような、柔軟かつ機動的な組織体制を構築し、意思決定及び業務執行の一層の迅速化と効率化を図る。具体的には、下記の対応を行う。</p> <p>(ア) 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ、機動的な人員配置を行う。また、外部専門家等の外部資源の有効活用により、スリムな組織運営を行う。特に、プログラスマネージャー等、高度の専門性が必要とされるポジションについては、積極的に外部人材を登用する。</p> <p>(イ) 各部門の業務が相互に連携して効率的な運営が行われるような体制を構築する。</p> <p>(ウ) 効率的な業務遂行体制を整備するため、各部門の業務について、権限と責任を明確化する。研究開発業務及び新エネルギー・省エネルギー導入促進業務については、業務の進捗及び成果に関する目標を年度計画に明確に設定し、組織内部においてその達成状況を厳格に評価する目標管理制度を導入する。</p>

<p>(2)【自己改革と外部評価の徹底】</p> <p>外部の専門家・有識者を活用すること等により、様々な観点から業務の内容及び方向性を評価し、その向上を図るとともに、無駄のない業務運営を行うものとする。</p>	<p>(2)【自己改革と外部評価の徹底】</p> <p>全ての事業につき、厳格な評価を行い、不断の業務改善を行う。また、評価に当たっては機構外部の専門家・有識者を活用するなど適切な体制を構築する。評価は、研究開発関連事業に関する技術評価と、事業及び制度に関する事業評価の両面から適切に実施し、その後の事業改善へ向けてのフィードバックを行う。評価の実施に際しては、事業の企画(plan)・実施(do)・内部評価(see)に至るマネジメント・サイクル全体の評価が可能となるような仕組みを構築するとともに、「成果重視」の視点を貫く。</p>
<p>(3)【職員の意欲向上と能力開発】</p> <p>個人の業績を多面的かつ客観的に評価し、その評価結果を処遇・人員配置に適切に反映し、職員の勤労意欲の向上を図る。また、業務を行う上で必要な研修の機会を設け、職員の能力開発を図るものとする。</p> <p>特に、研究開発関連業務に従事する職員については、当該業務の中核を担う研究開発マネジメントの専門家を育成することを目指し、適切なキャリアパスの設定と能力開発を行うものとする。</p>	<p>(3)【職員の意欲向上と能力開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人評価においては、適切な目標を設定し、その達成状況を適切にレビューすることにより、評価結果を報酬や昇給・昇格に適切に反映させる。 ・研究開発マネジメント、契約・会計処理の専門家等、機構職員に求められるキャリア・パスを念頭に置き、適切に人材の養成を行うとともに、こうした個人の能力、適性及び実績を踏まえた適切な人員配置を行う。 ・研究開発マネジメントの専門家を目指す職員に外部の研究開発現場の経験を積ませる等、当該業務実施に必要な知識・技能の獲得に資する能力開発制度を充実する。 ・研究開発マネジメントへの外部人材の登用に際しては、機構における業務が「技術の目利き」の能力向上の機会としてその後のキャリア・パスの形成に資するよう、人材の育成に努める。
<p>(4)【業務の電子化の推進】</p> <p>利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成する。</p>	<p>(4)【業務の電子化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子化の促進等により事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るとともに、機構の制度利用者の利便性の向上に努める。 ・幅広いネットワーク需要に対応できる機構内情報ネットワークの充実を図る。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な強度を確保することにより、業務の安全性、信頼性を確保する。
<p>(5)【外部能力の活用】</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p>	<p>(5)【外部能力の活用】</p> <p>費用対効果、専門性等の観点から、法人自ら実施すべき業務、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務を精査し、外部の専門機関の活用が適切と考えられる業務については、外部委託を活用するものとする。</p> <p>なお、外部委託の活用の際には、機構の各種制度の利用者の利便性の確保に最大限配慮するものとする。</p>

<p>(6)【省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮】 環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、エネルギー及び資源の有効利用を図るものとする。</p>	<p>(6)【省エネルギー及び省資源の推進と環境への配慮】 環境に調和して持続的に発展可能な社会に適応するため、日常の業務推進に当たりエネルギー及び資源の有効利用を図るものとする。</p>
<p>(7)【業務の効率化】 業務の効率化を進めることにより段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成する。 事業については中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比5%を上回る効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取組を進める一方で、産業技術政策及びエネルギー・環境政策の観点からの新たな要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。</p>	<p>(7)【業務の効率化】 不断の業務改善、汎用品の活用等による調達コストの削減の取り組み等を通じて業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比15%を上回る削減を達成する。 事業については中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比5%を上回る効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取組を進める一方で、産業技術政策及びエネルギー・環境政策の観点からの新たな要請に配慮する。既存事業については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。</p>
<p>(8)【石炭経過業務の効率化に関する事項】 業務の定形化を進め、業務運営の円滑化を図る。</p>	<p>(8)【石炭経過業務の効率化に関する事項】 業務に係るマニュアル策定等による定形化の推進等、業務運営の円滑化を図る。</p>
<p>(9)【アルコール関連経過業務の効率化に関する事項】 業務運営の効率性について、特殊会社化までに十分な競争力を確保する。特に汎用的なアルコールについては、特殊会社化までに十分なコスト競争力を確保し、その成果を顧客に還元する。 これらの実現に当たり、人員配置の最適化、組織機能の強化、物流・販売の拠点・手段の最適化を図るとともに、民業圧迫を回避しつつ、業務運営の効率化を実現するためにアルコール製造業務において必要な収入基盤の多様化を図る。 特殊会社は自由化市場において営業販売機能を有する必要があることにかんがみ、アルコール製造部門の営業販売機能の基盤整備を図る。 業務運営の状況を可能な限り数値として把握する等により、課題や問題点を顕在化・視覚化して職員に改善を促すとともに、確実に成果に結びつけるための仕組みづくりとその定着を図る。</p>	<p>(9)【アルコール関連経過業務の効率化に関する事項】 (ア) 特殊会社化及びその後の完全民営化を円滑に進めるため、資産をいかに効率的に売上に活用しているかを示す指標である総資産回転率を経営指標とし、平成17年度末において過去5年間の業界平均である0.78以上を達成する（平成14年度実績 0.57）。 (イ) アルコール製造部門における汎用的なアルコールに関する原料費以外の経費については、平成14年度を基準として平成18年度を目途にコスト半減を達成する効率化を進め（平成14年度実績 42,379 円 / k l ）その成果を顧客に順次還元する。 (ウ) 上記（ア）及び（イ）の目標を実現するため、以下の措置を講じる。 i) 業務運営の効率化及び特殊会社化に向けた組織資源の多面的活用の観点から、事業の独自性に重点を置いて、機能的かつ機動的な組織体制への転換及び最適な人員配置を図る。 ii) アルコール製造業務の効率化のため、以下の措置を講じる。 a) 原料調達に当たっては、国際市況・為替相場などから検討・分析し、調達のタイミング・数量・品質等を勘案するとともに、最も効果的な方法を取り入れることにより、調達価格の低減化を図る。 b) これまでの業務体制を抜本的に改めることにより、事務効率の改善を行い、工場管理経費及びアルコール事業本部経費について、平成14年度を基準として、平成17年度末までに20%以上を削減す</p>

る。

- c) 原料歩留まりについては、平成17年度末までに99.0%以上を達成する(平成14年度実績 98.9%)。
 - d) エネルギー原単位については、平成14年度を基準として、平成17年度末までに5%以上向上させる(エネルギー原単位平成14年度実績 重油 0.145t/kl、都市ガス 172.5m³/kl、液体燃料 0.067t/kl、動力 91.8kwh/kl)。
 - e) アルコール製造部門のコスト削減効果を最大限発揮させるとともに収入基盤の多様化を図るため、これまでアルコールがほとんど使用されていなかった用途について、民業圧迫を回避しつつアルコールを加工した製品を平成17年度末までに開発する。また、アルコール製造における副産物を高付加価値化した製品を開発し、平成17年度末までに販売を開始する。
-) アルコール販売業務の効率化のため、以下の措置を講じる。
- a) 流通基地である保管庫については、既存のユーザーの利便性に配慮しつつ廃止を含めた再編整理を行い、流通経費を平成14年度を基準として平成17年度末までに5%以上削減する(流通経費平成14年度実績 5,247円/kl)。
 - b) アルコールの調達先となった民間企業に対するアルコール販売については、保管庫を経由せずに当該企業の製造場等で行えるよう措置する。
-) 展示会へ積極的に出展すること等により、工業用アルコールの普及啓発活動及び潜在的ユーザーの発掘を行い、平成14年度を基準として平成17年度までにアルコールの売上数量を6%以上伸ばすことを目指す(過去3ヶ年平均伸び率 0.5%(12年度~14年度))。
-) 特殊会社に必要な営業販売機能を確立するための準備として、民間企業での長期研修や営業経験者の受入れを行うとともに、アルコール製造業務を行う事業への投資を通じて、その基盤整備を図る。
-) 業務の改善活動を日々の業務に取り入れ事業全体に定着させることにより、一人ひとりの職員が業務運営の改善に積極的かつ自発的に取り組む風土を醸成する。
- そのために、業務の運営状況やその改善状況等を容易に把握・理解できるようにした情報をすべての職員に提供する。

「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を達成するための取るべき措置」

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>3．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>2．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p>【総論】</p> <p>機構は、我が国の産業技術及びエネルギー・環境分野の中核的政策実施機関として、内外の最新の技術動向や政策動向を的確に把握しつつ、政策当局との密接な連携の下、「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策推進大綱」、経済産業省が定める「プログラム基本計画」、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って、研究開発事業の適切なマネジメントとその成果の普及、エネルギー・環境関連技術の開発とその導入・普及の促進を通じ、我が国の産業競争力の強化及び国民経済の発展並びに内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献するものとする。その際、民間企業、大学、公的研究機関、地方の行政機関等と適切な連携を推進する体制を構築するとともに、これらの連携により事業を効率的に実施する。</p> <p>また、内外の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を体系的に把握するとともに、機構の事業の適切な実施に資する戦略的な企画立案を行う。</p> <p>更に、内外の最新の研究開発動向やエネルギー・環境問題に関する動向を把握するために、セミナーやシンポジウム等を積極的に開催するとともに、産業界各層及び有識者、大学、公的研究機関、地方の行政機関等との密接な情報交換を行う。</p>
<p>(1)【研究開発関連業務】</p> <p>機構は、我が国の産業競争力強化並びに新エネルギー開発及び省エネルギーの推進に貢献すべく、以下の基本方針の下、研究開発関連業務を推進するものとする。</p> <p>）客観的な採択基準による選定</p> <p>採択基準の策定においては、外部の専門家・有識者を活用し、例えば実用化を促進する業務については研究開発実施後の事業化計画が適切に策定されていること、中長期の大型のプロジェクトについては国際的競争水準から見て遜色のないテーマであること、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定すること等、業務の目的に照らして適切な基準とする。採択審査においては、外部の専門家・有識者を活用するとともに、</p>	<p>(1)【研究開発関連業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発事業の推進に当たっては、(ア)大学や公的研究機関等から有望な技術シーズを発掘する提案公募事業、(イ)民間のみでは取り組むことが不可能な中長期かつリスクの高い研究開発プロジェクト事業、(ウ)産業技術及び新エネルギー・省エネルギー技術の実用化・企業化を促進する事業の3種の事業を、各技術分野の特性や、研究開発を取り巻く環境の変化を踏まえて適切に組み合わせ、我が国の産業競争力の強化を通じた経済活性化並びにエネルギー・環境問題の解決に貢献する。 ・上記の3種類の研究開発事業のそれぞれについて、以下の原則の下で実施する。

競争的資金供給先の不必要な重複、特定の研究者への研究費の集中を排除する。

) 随時受付・複数回採択の実施等

提案公募型の業務では、優れた提案が速やかに研究開発の実施につながるよう、原則として、随時の応募受付と年間複数回の採択を実施することとし、採択時期によって研究期間に差がでないよう、適切な事業期間を確保する。また、公募に際しては、新規事業者を含め国内幅広く提案を募るため、地方での公募説明会を積極的に開催する。

) 複数年度契約の実施等

実施者にとっての研究開発への取り組みやすさに配慮し、必要に応じ複数年度の契約を実施すること等により、契約事務を大幅に合理化する。

) プロジェクトの事前評価の実施及びプロジェクト基本計画の策定

経済産業省が策定したプログラム基本計画等の目標を達成するため、プロジェクト毎に明確な達成目標を定量的に示したプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画の策定に際しては、産業界・学術界等の外部の専門家・有識者により可能な限り費用対効果の観点を含めたプロジェクトの事前評価を実施し、費用を上回る効果が見込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。

) 適切なマネジメントの実施

プロジェクト・採択案件の実施期間中は、進捗状況や国内外の研究開発動向等を踏まえて適切なマネジメントを行う。特に技術の進展の早い分野においては、極力柔軟かつ臨機応変なマネジメントを行う。また、プロジェクトのリーダーには、民間企業、大学及び公的研究機関等から優れた人材を選任し、機構のプロジェクトの管理責任者との権限を明確にすることで、機動的なマネジメント体制を構築する。加えて、プロジェクト等の成果の実用化を促進するために、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。

) 中間評価に基づくプロジェクト等の見直し

プロジェクト・採択案件の実施期間の途中で（特に5年以上の期間で実施する場合、3年目を目途として）、産業界・学術界等の外部の専門家・有識者による中間評価を実施し、その結果を基にプロジェクト等の加速化・縮小・中止等の見直しを行う。特に、評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、原則として当該プロジェクト等を中止する。見直しの際には、機構全体の研究開発戦略及び資源配分の観点から見直しを行う。

(ア) 提案公募事業（大学・公的研究機関等を対象とするもの）

大学・公的研究機関、国際研究者チーム等から、広範な視点から社会・産業のニーズに対応する有望な技術シーズを発掘する提案公募事業の実施に当たっては、我が国の産業競争力の強化やエネルギー・環境問題解決等の政策目的に適う案件の選定を確実にかつ適時的に実現し、適切に推進するため、以下に留意するものとする。

i) 企画及び公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) 機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、基礎的・基盤的なものから、広範な産業への波及効果が期待できるものまで、将来の産業シーズとして広く技術的ポテンシャルを有する案件が採択されるよう適切な選定プロセスを構築する。適切な選定プロセスの構築に資するため、総合科学技術会議における議論を踏まえ、機構内部にプログラムオフィサーを設置する。
- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- d) 所属機関や経験年数等にとらわれず、若手研究者や地方の大学や公的研究機関の優れた提案を確実に発掘する。その際、資金供給先の不必要な重複や特定の研究者への集中を排除するよう配慮する。
- e) 採択件数の少ない事業を除き、年度の枠にとられない随時の応募受付と年間複数回の採択を実現する。加えて、採択時期によって研究期間に差が出ることをないよう、交付決定日を起点とする事業期間を確保する等の運用の弾力化を図る。

ii) 業務実施段階

- f) 交付申請事務・確定事務等に係る申請者・補助事業実施者の事務負担を極力軽減する。2～3年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、実施者側から目標達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、2年間程度の複数年度交付決定を導入する。また、十分

) 事後評価結果の向上

プロジェクト・採択案件の終了後、産業界・学术界等の外部の専門家・有識者により、数値化された指標を用いて事後評価を実施する。中長期・ハイリスクの研究開発については、達成すべき水準を中期計画に定め、達成に向けて評価結果の向上を図るとともに、結果を公表する。また、評価結果については以後のマネジメント業務の改善に反映させる。

) 研究開発成果の広報及び普及促進

プロジェクト・採択案件の研究開発成果については、産業界等における普及を促進するため、営業秘密に対して十分な配慮がなされるようガイドラインを策定し、様々な媒体を用いて積極的な情報発信を行う。また、委託事業におけるバイドール条項の適用比率を委託先の事情により適用できない場合等を除き100%とし、必要な範囲内で最大限研究開発成果の知的財産化を支援する。

) 国民に対する積極的な情報発信

プロジェクト・採択案件の研究開発成果及び外部の専門家・有識者による評価の結果について、できるだけ計量的な手法も用いて、国民にわかりやすい形で情報発信を行う。プロジェクトについては、当該プロジェクトを実施するに至った経緯を含めて情報発信を行う。また、プロジェクト等の終了後、定期的に追跡調査を行い、研究開発の成果を基礎とした経済社会への貢献・影響について、計量的な手法を含めた評価を行うとともに、積極的な情報発信を行う。さらに、成果に関する定量的な指標として、技術シーズの発掘を目的とした大学・公的研究機関等の研究者に対する助成業務については査読済み論文の発表数、中長期的プロジェクトについては国内及び海外における特許出願数及び実用化を目的とする助成業務については実用化率に関し中期計画に定め、真に産業競争力の強化に資する質の高い研究開発成果を挙げることを目指す。加えて、バイドール条項の適用により委託先に帰属する特許権等について、企業化及び第三者への実施許諾の状況を公表する。

これらの情報発信においては、海外機関との連携強化に資するよう、英語による情報発信に努める。

) 政策当局との連携

「科学技術基本計画」、「科学技術に関する予算、人材等の資源配分の方針」、

な審査期間を確保した上で、公募締切から90日以内（国際研究者チームを対象とする事業にあっては120日）での採択決定を行う（平成14年度実績 92日、（国際研究者チームを対象とする事業 134日））。

g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

h) 実施期間中に機構外部の専門家・有識者を活用した案件評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとに、評価の指摘に対応した案件の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策が無いものは中止する。

i) これら事業の実施に基づく査読済み研究論文の発表数を、中期目標期間中に1000本以上とする（平成14年度実績 産業技術研究助成事業194件）。また、この結果を対外的に公表する。加えて、これら事業の研究成果の質の向上を図り、将来の産業競争力強化につながる期待される案件を積極的に産業界に提示する。

(イ) 中長期・ハイリスクの研究開発事業

中長期・ハイリスクの研究開発事業は、民間のみでは取り組むのが不可能な中長期かつリスクの高い技術テーマにつき、民間の能力を活用して機構が資金負担を行うことによりその研究開発を推進するものである。このため、国際的な研究開発動向、我が国産業界の当該技術分野への取組状況や国際競争力の状況、エネルギー需給の動向、当該技術により実現される新市場・新商品による我が国国民経済への貢献の程度、産業技術政策や新エネルギー・省エネルギー政策の動向、国際貢献の可能性等を十分に踏まえつつ、適切なプロジェクト・採択案件の選定と着実な推進を図るものとする。かかる目的の実現のため、以下に留意するものとする。

なお、産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については収益の可能性がある場合等に限定し、知的財産の形成等のパブリックリターン構築がなされるような案件につき研究開発を行うものとする。

i) 企画及び公募段階

a) プロジェクトについては、産業競争力強化への貢献度や、可能な限り費用対効果の観点を含めた事前評価を実施し、費用を上回る効果が見

「エネルギー基本計画」、「地球温暖化対策推進大綱」、経済産業省が定める「プログラム基本計画」等の施策、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って適切に業務を実施するため、政策当局と緊密な連携を図る。

）技術動向に関する不断の情報収集・分析・発表

産学官のプロジェクト・コーディネーション、プロジェクトの目標設定、プロジェクト・採択案件の実施途中での見直しが正確な情報に基づき適切になされるよう、国内外の最新の技術動向について、不断の情報収集・分析・発表を行う。また、地域の技術動向を把握するため、地方の行政機関、大学、公的研究機関等と技術動向に関する情報交換を行う。

）研究開発マネジメントに関する研究の推進

最適なマネジメント体制の構築に向け、研究開発のマネジメントを行う内外の機関と業務の実施方法に関する情報交換を行うなど連携を強化するとともに、研究開発マネジメントに関する研究成果について、国内外の学会、専門誌等において積極的に発表する。

込まれるものに限定するなど、評価結果を反映させる。また、これらプロジェクトについて、経済産業省が定めるプログラム基本計画等に沿って、産業界・学术界等の外部有識者との意見交換を行い、適切なプロジェクト基本計画を策定する。プロジェクト基本計画には、プロジェクト終了時点での最終目標を極力定量的かつ明確に記述し、基礎的・基盤的性格の事業の場合であっても、「出口イメージ」を明確に記述するものとする。

- b) 5年間以上の期間を要するプロジェクトについては、プロジェクト基本計画に、3年目を目途とした中間時点での中間目標を極力定量的かつ明確に記述する。
 - c) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。
 - d) 機構外部の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。その際、より市場創出効果・雇用創出効果等が大きく、広範な産業への高い波及効果を有し、中長期的視点から我が国の産業競争力の強化に資する案件あるいは内外のエネルギー・環境問題の解決に貢献する案件を選定する。
 - e) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
 - f) 集中研究方式のプロジェクトにおいては全て、分散研究方式のものについても設置が適切なものの全てにつき、指導力と先見性を有するプロジェクトリーダーを選定し、ベテラン、中堅、若手各層の実力者までの適切な研究開発チーム構成を実現する。プロジェクトリーダーは、機構内部との明確な役割分担に基づき、当該プロジェクトの推進に必要なかつ十分な権限と責任を負うような制度を構築する。
 - g) プロジェクトについては、その性格や目標に応じ、企業間の競争関係や協調関係を活用した適切な研究開発体制の構築を行う。特に、真に必要な役割を担うものを除き研究管理法を經由するものは極力少数とするとともに、真に技術力と事業化能力を有する企業を実施者として選定し、安易な業界横並び体制に陥ることのないよう留意する。
- ii) 業務実施段階
- h) 契約・申請・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減するとともに、研究開発資産等の事業終了後の有効活用を図る。5年間程度の期間の案件が大宗であることに留意し、受託者・補助事業者側から目標

達成に向けた明確なコミットメントが得られる場合には、最長3年間程度の複数年度契約・交付決定を導入する。また、応募総数が多い場合等、特段の事情がある場合を除き、公募締切から原則45日以内での採択決定を行う（平成14年度実績 50日～80日）とともに、継続案件については契約締結に要した期間を30%短縮する（平成15年度実績 3ヶ月程度）。

- i) 委託先の事情により適用できない場合等を除き、委託事業における日本版バイドール条項の適用比率を100%とする（平成14年度実績ほぼ100%）ことにより研究開発実施者の事業取組へのインセンティブを高めるとともに、委託先に帰属する特許権等について、委託先における企業化の状況及び第三者への実施許諾の状況等につき毎年調査し、適切な形で対外的に公表する。
- j) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

- k) 機構外部の専門家・有識者を活用したプロジェクト・採択案件の評価を適切な手法で実施するとともに、その結果をもとにプロジェクト等の加速化・縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、5年間程度以上の期間を要するプロジェクト等については、3年目を目途とする中間評価を必ず実施するものとする。また、特に中間評価結果が一定水準に満たないプロジェクト等については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- l) 機構外部の専門家・有識者を活用した事後評価において、技術的成果、実用化見通し、マネジメント等を評価項目とし、別途公表される計算式に基づき8割以上が「合格」（平成14年度実績 76.9%）、6割以上が「優良」（平成14年度実績 53.8%）との評価を得る。また、この結果を対外的に公表する。
- m) 特許出願件数を中期目標期間中に、真に産業競争力の強化に寄与する発明か等、その質の向上に留意しつつ、国内特許については5,000件以上（平成14年度実績 830件）、海外特許については1,000件以上（平成14年度実績 169件）とする。また、この結果を対外的に公表する。

(ウ) 実用化・企業化促進事業

実用化・企業化促進事業は、比較的短期間で成果が得られ、即効的な市場

創出・経済活性化に高い効果を有しうるものであることに鑑み、その実施に際しては、以下に留意するものとする。

) 企画・公募段階

- a) ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。また、公募に際しては、機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能なものを除く）には公募に係る事前の周知を行う。また、地方の提案者の利便にも配慮し、地方での公募説明会を積極的に開催する。
- b) 機構外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。特に、本事業では比較的短期間で技術の実用化・市場化を行うことを目的とするものであることに留意し、達成すべき技術目標や実現すべき新製品の「出口イメージ」が明確で、我が国の経済活性化やエネルギー・環境問題の解決により直接的で、かつ大きな効果を有する案件を選定する。
- c) 選定結果の公開と不採択案件応募者に対する明確な理由の通知を行う。
- d) 採択件数の少ない事業を除き、年間複数回の採択を実現する。

ii) 業務実施段階

- e) 交付申請・契約・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。2～3年の期間の案件が大宗であることに留意し、2年間程度の複数年度契約・交付決定を必要に応じ導入する。また、公募締切から70日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を図る（平成15年度 80日程度）。
- f) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価とフィードバック

- g) 機構外部の専門家・有識者を活用した厳正な技術評価・事業評価を適時適切に実施するとともに、その結果をもとに事業の縮小・中止・見直し等を迅速に行う。特に、中間時点での評価結果が一定水準に満たない案件については、抜本的な改善策等が無いものは原則として中止する。
- h) 事業終了後、3年間以上経過した時点での実用化達成率を40%とする（平成14年度実績 33.3%）。また、この結果を公表する。

(工) 研究開発成果の権利化や広報・情報発信に関する事項

- i) 研究開発成果については、その実用化に向け委託先・助成先における知的財産権化を奨励するとともに、他に先駆けて国際標準の確立に貢献するよう努めること等により、研究開発、知的財産権取得及び標準化の一体的な推進を図る。
- ii) 研究開発期間中のみならず終了後も、その成果の実用化に向けて、研究開発の実施者をはじめ幅広く産業界等に働きかけを行う。また、研究開発成果が具体的にどのように国民に被益しているかを把握するとともに、機構の研究開発マネジメントの改善や研究開発プロジェクトの企画立案機能の向上に反映させることを目的として、中期目標期間中に100本以上の終了プロジェクト・採択案件について逐次追跡調査を実施し(平成14年度実績 4件) 評価インフラとしてのデータベースの構築を行う。
- iii) 研究開発成果の公表等については、国民への情報発信や学界での建設的情報交換等の視点と、知的財産の適切な取得等その成果の我が国経済活性化への確実な貢献等の視点から適宜適切に実施するものとする。
- iv) 内外の研究開発マネジメント機関との情報交換を実施するとともに、研究開発マネジメント及びプロジェクトマネジメント関係の学会、セミナー、シンポジウム等に機構自身として中期目標期間中に100本以上の実践的研究発表を行う(平成14年度実績 10件)。
- v) 研究開発の成果及び研究開発の成果を基礎とした産業界及び新エネルギー・省エネルギーへの影響・貢献については、様々な事例を収集し、印刷物、ホームページ、CD-ROM等の媒体及び成果発表会、展示会等の開催により、広く国民・国際社会への分かりやすい情報発信・情報提供を図る。これらの媒体については、必要に応じて英語版を含む外国語版を作成する。
- vi) 2005年に開催される「愛・地球博(2005年日本国際博覧会)」において、機構の研究開発等において得られた成果の展示等を行う。

(オ) 産業技術人材養成の推進

産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を機構の研究開発プロジェクトや公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること、及び大学等の研究者への助成をすること等を通じ、幅広い視野と

) 産業技術人材養成の推進

産業技術の将来を担う創造性豊かな技術者・研究者を公的研究機関等の最先端の研究現場において研究開発等に携わらせること等を通じ、幅広い視野と経験を有し、技術シーズを迅速に実用化できる資質に優れた技術者等の養成を図る。

	<p>経験を有し、民間企業や大学等において中核的人材として活躍する技術者を約5,000人養成する。</p>
<p>【技術分野毎の目標】 産業競争力の強化、国民生活の向上等の観点から、以下の分野に対して特に重点を置き、優先的に研究開発を推進することとする。なお、国の政策動向に基づき重点化を行うとともに、技術の進捗、社会・経済情勢の変化を踏まえて課題の柔軟な見直しを行うものとする。</p> <p>< 1 > ライフサイエンス分野 我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。</p> <p>健康・医療基盤技術 国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療・予防医療や、画期的な新薬開発等の実現に必要な遺伝子やタンパク質等の生体分子の機能・構造解析等を推進する。また、バイオツール、バイオインフォマティクス等の分野における研究開発を推進する。さらに、疾病の早期発見、治療技術の高度化、社会参加支援機器等の開発を推進する。</p> <p>生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術 循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによる生産・処理・再資源化プロセス技術や遺伝資源探索技術に関する研究開発を推進する。</p> <p>< 2 > 情報通信分野</p>	<p>【技術分野毎の計画】</p> <p>< 1 > ライフサイエンス分野 我が国で今後本格化する少子高齢社会において、健康で活力に満ちた安心できる生活を実現するため、健康・医療基盤技術、生物機能を活用したプロセス技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。</p> <p>健康・医療基盤技術 国民ひとりひとりが健康で安心して暮らせる社会を実現するため、テーラーメイド医療等の実現に必要な遺伝子機能情報等の基盤的知見の蓄積を目指し、遺伝子、タンパク質、糖鎖等生体分子の機能・構造等の解析、代謝等の生命現象の解明を行う。また、これらの解析をより効率的に行うため、電子技術やナノテクノロジーを活用した生体情報測定解析技術や創薬候補物質のスクリーニング技術の開発、ゲノム情報や生体情報データベースを効率的に蓄積・検索・解析するためのバイオインフォマティクス技術の開発を行う。さらに、疾病の早期の診断・治療を可能とする医療機器等の開発、回復が期待できない身体機能を代替することができる代替・修復システムの開発及び加齢や疾病等によって衰えた身体機能を補助できる社会参加支援機器等の開発を行い、加えて、医療・福祉等の現場にそれらの技術が円滑に導入されることを支援するためのデータ提供等や、機械操作等人間の行動特性に適合させた製品技術に関する研究開発等を行う。</p> <p>生物機能を活用した生産・処理・再資源化プロセス技術 循環型産業システムの実現に必要な技術基盤の構築を図るため、原料の転換や新たな物質の生産、効率的な生産プロセス、廃棄物の処理・再資源化プロセス等を可能とする、微生物や植物の機能を活用したバイオプロセスの構築に必要な技術の開発及びそれらの技術の実用化に向けた開発を行う。また、開発を効率化する技術基盤の構築を図るため、有用な生物遺伝資源を収集・解析するとともに、遺伝子組換え体の産業利用促進のためのリスク管理技術の開発を行う。</p> <p>< 2 > 情報通信分野</p>

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

高度情報通信機器・デバイス基盤技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、信頼性が高く、誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等を実現するため、高速大容量で多様なデータに対する処理能力や信頼性の向上等の高機能化に関する技術、相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術、シリコン半導体に関する設計・材料・製造・実装等の技術、光通信・無線通信の高速化等に対応するための化合物半導体その他の電子・光デバイスや回路に関する技術、大量の情報を蓄積するための光・磁気等の記憶媒体に関する技術、情報通信機器にエネルギーを供給するための電源関連技術、人間と間のインターフェイスであるディスプレイ等の入出力デバイス技術等の開発を推進する。

新製造技術【後掲】

ロボット技術【後掲】

宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、ロケット及び衛星に係る基盤技術を開発するとともに、我が国宇宙開発利用の産業化を図るため、宇宙環境利用を促進するための基盤技術の開発を推進するものとする。

< 3 > 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリスク評価・

誰もが自由な情報の発信・共有を通じて、個々の能力を創造的かつ最大限に発揮することが可能となる高度な情報通信（IT）社会を実現するとともに、我が国経済の牽引役としての産業発展を促進するため、技術の多様性、技術革新の速さ、情報化に伴うエネルギー需要の増大といった状況も踏まえつつ、高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術、新製造技術、ロボット技術、宇宙産業高度化基盤技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

高度情報通信機器・デバイス基盤関連技術

IT社会に不可欠な高速大容量の処理が可能で、省エネルギーで信頼性が高く、しかも誰もが使いやすいコンピュータやネットワークの関連機器、これらを基盤から支える各種デバイス等の開発を推進するため、超高速ブロードバンド及びワイヤレスネットワークを実現する技術の開発を行うとともに、情報家電や携帯情報端末等の相互接続性・運用性等の使いやすさの向上に関する技術を開発する。また、新しい原理・技術を用いた次世代のブレイクスルーとなる情報通信技術等の開発を行う。

さらに、次世代半導体デバイスに必要となる最先端の材料・プロセス技術、微細化技術等を開発するとともに、新たなアプリケーションチップ、先端的LSI設計手法、高密度実装技術等の半導体デバイスの高機能化・高付加価値化技術を開発する。また、半導体の製造プロセスの効率化・省エネ化・低コスト化や、環境対応技術等を開発する。加えて、大量の情報を蓄積するための光・磁気記憶媒体に関する技術や携帯情報機器用電源関連技術、ディスプレイの効率的生産技術、高機能・低消費電力の革新的ディスプレイ技術等の開発を行う。

新製造技術【後掲】

ロボット技術【後掲】

宇宙産業高度化基盤技術

商業打上市場及び商業衛星市場への参入を可能とするため、次世代の宇宙機器開発に向けた基盤技術（衛星の軽量化・高度化・長寿命化技術、民生部品の宇宙転用技術、ロケット設計合理化技術等）及び宇宙利用を促進するための基盤技術（無人宇宙実験技術、リモートセンシング技術等）を開発する。

< 3 > 環境分野

健康の維持や生活環境の保全を図るとともに、将来に亘って生活基盤と産業基盤を両立させていくため、温暖化対策技術、3R関連技術、化学物質のリス

管理技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中期的に温室効果ガス削減に向けた二酸化炭素固定化・有効利用技術、長期的な視点に立脚した省エネルギー型社会の構築に向けた技術等の開発を推進する。

3 R 関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減(1997年度比)することを目標に、必要となる3R技術の開発を推進する。

化学物質のリスク評価・管理技術

化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理するための技術体系を構築するため、化学物質のリスクに係る国民の理解増進のための基盤技術、国として必要な化学物質のライフサイクルにわたるリスクの総合的な評価管理手法、リスクの削減に資するプロセス・手法等の開発を推進する。

固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術【後掲】

ク評価・管理技術、輸送系低環境負荷技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

温暖化対策技術

エネルギー消費を抑制しつつ、持続的な経済成長を確保することを可能とするとともに、世界でトップクラスの温暖化対策技術によって国際競争力の確保を図るため、中長期的取組として温室効果ガス削減に向けた二酸化炭素固定化・有効利用技術等の研究等を行うとともに、家電・自動車等製品等の消費エネルギーの大幅な削減技術、製造プロセス等におけるエネルギー消費の大幅な削減技術、未利用エネルギーの有効利用技術及びエネルギーの発電・変換・輸送・貯蔵時のロスの低減技術等を開発し、さらに、温室効果の低いフロン代替物質の合成技術の開発を行う。また、地球環境に関する我が国の戦略的取組の検討、各国情報収集等を行う。

3 R 関連技術

環境・資源制約を克服し、これを新たな成長の要因とする循環型経済社会システムを構築するため、2010年度までに、再利用率を一般廃棄物で24%、産業廃棄物で47%に、最終処分量を一般廃棄物、産業廃棄物とも半減(1997年度比)することを目標に、必要な3R技術の確立・実用化を図る。具体的には、廃棄物の大量排出の抑制、処理困難物への対応、再生資源の有効性の観点から、自動車リサイクル技術、リサイクル困難物対策技術、建築リサイクル技術等の開発等を行う。

化学物質のリスク評価・管理技術

人の健康や生態系に有害な化学物質のリスクを最小化するため、化学物質のリスクの総合的な評価を行いつつ、リスクを評価・管理できる技術体系を構築する。具体的には、化学物質排出把握管理促進法対象物質等のリスクが比較的高いと考えられる化学物質の有害性、曝露、長期毒性等を適切に評価するための手法を開発するとともに、化学物質のライフサイクルに亘るリスク等の総合評価を実施する。また、化学物質の製造・流通・使用・廃棄といったライフサイクル全般に亘るリスクの削減を図るため、有害化学物質を原料やプロセス中の中間体として使用しない等の代替技術、新規化学プロセス技術等を活用した環境負荷低減技術を、国際的に調和した適正な化学物質管理に資する技術として開発し、併せて知的基盤の整備を図る。

固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術【後掲】

次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、燃料面も含めた包括的な技術の開発を推進する。

民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた基盤技術力の強化を図るため、材料・構造・システム関連等の中核的要素技術の開発及び機体・エンジンの完成機技術の開発を推進する。

< 4 > ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー化・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細な物質構造を創製するプロセス技術・計測技術、物質機能を向上・維持する成形・加工・評価技術、並びに超微細構造制御機能の創製、加工及び計測に係る基礎・基盤的技術の開発を推進するとともに、得られたデータ、知識（既存の知識を含む。）を構造・機能・プロセスの視点から体系化し、広範な分野において活用可能な知的基盤を整備する。

革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、情報通信機器の小型化、高集積化及び省エネルギーを実現するマイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化等を革新的に向上させる材料プロセス技術、デバイス用材料等の研究生産システムを迅速化する技術等の開発を推進する。

< 5 > エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市場原

次世代低公害車技術

低公害車の開発等により環境面における懸念を払拭するため、2010年において超低燃費でゼロ又はゼロに近い排出ガスレベルの次世代低公害車の普及等を目指し、既存車と比較し燃費を大幅に向上させ、極めて低い水準の排出ガスレベルを達成すべく、大型車を中心とした次世代低公害車技術の開発や、高品質・高付加価値の液体燃料等の製造を行う基盤技術等の開発を行う。

民間航空機基盤技術

航空機・エンジン等の国際共同開発への参画、並びに環境適合等の要請に対応した民間航空機及びエンジン開発への取組を通じた基盤技術力の強化を図るため、材料・構造関連技術及びシステム関連技術等の中核的要素技術を開発する。また、材料・構造・システム単位による要素技術を活用し、機体及びエンジンの完成機開発のために必要な全機統合技術を開発・実証する。

< 4 > ナノテクノロジー・材料分野

広範な科学技術の飛躍的な発展の基盤となる技術を確立するため、ナノテクノロジー、革新的部材創製技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

ナノテクノロジー

物質のナノレベル制御により、物質の機能・特性の飛躍的向上や大幅な省エネルギー化・環境負荷低減を実現することによって広範な産業技術分野に革新的な発展をもたらすため、超微細構造等を制御することで発現する新機能を有するマテリアルを創製するとともに、それらを可能とする共通のプロセス技術の開発、並びにナノレベルでの加工・計測技術を開発し、加えて、それらのデータを知的基盤化・モデリング化し、知識の構造化を図る。さらに、次世代情報通信システムに向けた、新規ナノデバイス・材料等の開発や、ナノ・バイオの融合により、新たな医薬品・遺伝子解析装置等の開発を行う。

革新的部材創製技術

材料の高度化・高付加価値化を図るため、マイクロ部材技術、機械部品等の高機能・高精度化技術を開発することを目指し、材料創製技術と成形加工技術を一体とした技術を開発する。また、研究開発から製品化までのリードタイムの短縮化が可能な生産システム技術や、複数材料の最適統合化技術等を開発する。

< 5 > エネルギー分野

「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分配慮した上での「市

理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車、定置用燃料電池等の早期の実用化・普及に向け、課題となる経済性・効率性・耐久性等の基本性能を向上させるための技術開発や、燃料となる水素の安全性かつ経済的な利用を図るための技術開発を行う。また、技術を実証するための実証試験を行うとともに、基準・標準の整備等の実用化・普及に向けた基盤整備を行う。

新エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーについて、課題となる経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発を推進するとともに、系統安定化に貢献する技術開発についても併せて推進する。さらに、一定レベルまで確立された技術について、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験を行うことにより、当該技術の更なる信頼性向上を図る。

省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、エネルギー需要側の課題（技術ニーズ）を克服するための技術開発を戦略的に実施する。その際、技術の波及効果が大きく、特に応用側技術の省エネルギーに寄与するような技術開発に力点を置き、より投資効果の高い技術開発を推進する。また、エネルギーの使用の合理化に関する法律におけるトップランナー規制の実効性を高めるため、対象機器に関連した技術開発を推進する。

場原理の活用」というエネルギー政策目標の同時達成を効率的に実現するため、新エネルギー技術、省エネルギー技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

固体高分子形燃料電池 / 水素エネルギー利用技術

燃料電池自動車、定置用燃料電池等の早期の実用化・普及に向け、固体高分子形燃料電池の要素・素材のシステム化技術等の開発を行い、実用化が見通せる信頼性の確立、コストの低減、及び多様な利用形態への適用に貢献するとともに、実用化・普及に資するべく、安全性・信頼性等の基準・標準など普及基盤の整備、リチウム電池等の関連技術の開発を行う。さらに、安全かつ低コストな水素の製造・利用に係る技術を確立するため、水素の安全技術の確立及び水素燃料インフラ関連機器の開発を行う。

新エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、太陽光、風力、バイオマス、廃棄物発電、天然ガスコージェネレーション等の新エネルギーの開発・導入・普及等を目指し、太陽電池の低コスト化・高効率化等の製造技術、太陽光発電システムに係る研究開発等を行い、また、太陽・風力・バイオマス等の新エネルギーについて、実証のためのフィールドテスト及びこれら新エネルギーを既存の電力系統に安定的に連結するための電力系統連系技術の開発を行う。さらに、バイオマスの各種気体・液体燃料への転換技術、廃棄物を用いた発電技術、天然ガスコージェネレーション技術等の開発を行う。また、定置用の中・大型燃料電池として高効率発電設備やコージェネレーション等の分散型電源分野への適用が期待できる固体酸化物形燃料電池（SOFC）等の開発を行う。

省エネルギー技術

2010年における長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、2001年6月の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の報告を受け策定された「省エネルギー技術戦略」を踏まえ、民生・運輸・産業分野において、省エネ効果の高い基盤技術等の開発や、周辺技術の不足や製品化技術の問題により実用化が遅れているものについては、その実用化を支援するための研究開発を行う。さらに、製品化し市場へ導入するのに有効性・信頼性を実証する必要があるものについては、実機ベースでのデータ収集及び技術改良等の実証研究を行う。

また、その実施に当たっては、技術的波及効果が大きいテーマに重点を置くとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律におけるトップランナー規制の実効性を高めるため、その対象機器に関連した技術開発を推進する。

環境調和型エネルギー技術

環境負荷を低減する石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発等、環境に調和したエネルギーの技術開発を推進する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあっては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

< 6 > 新製造技術分野

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、革新的プロセス技術の開発を推進するものとする。

ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、ロボットに関する先端的要素技術等の開発を推進するものとする。

< 7 > 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料等にまたがる分野、境界分野、標準化・知的基盤整備等について、機

環境調和型エネルギー技術

環境に調和したエネルギーの技術開発を推進するため、環境負荷を低減する石炭利用技術（クリーン・コール・テクノロジー）の開発を行うとともに、その他の化石燃料についても環境負荷低減等の利用技術を開発する。

また、エネルギー分野以外の分野の技術であっても、エネルギー分野に関連する技術にあっては、新エネルギー・省エネルギー政策も踏まえ、行うものとする。

< 6 > 新製造技術分野

我が国の生命線ともいべき経済力の源泉であり、我が国でしかできない高精度加工技術が存在する等世界的にも最高水準にある製造技術を更に高度化するとともに、こうした技術を幅広い産業分野に応用するため、新製造技術、ロボット技術等の課題について重点的に取り組むこととし、以下のような研究開発を推進するものとする。

新製造技術

我が国経済社会の基盤である製造業の競争力の維持・強化、新たな高付加価値産業を生み出す環境の整備、省エネルギー部品の実現等のため、我が国に蓄積された半導体製造技術やマイクロマシン技術を活用し、情報通信、医療・バイオ、産業機械など多様な分野におけるキーデバイスとして期待が高まっている MEMS（Micro Electro-Mechanical System）の製造技術の開発、新規加工プロセス技術の開発、並びに設計・製造現場における技能・ノウハウを情報技術を活用してソフトウェア化・データベース化する技術等の開発を行う。

ロボット技術

我が国に蓄積されたロボット技術の活用範囲を家庭や福祉施設を含めた幅広い分野に拡大するため、中小・ベンチャー、異業種を含む多様な主体によるロボット開発の活性化の基盤となるハードウェア及びソフトウェアの基盤技術等を開発する。

< 7 > 各分野の境界分野・融合分野及び関連分野

急速な知識の蓄積や新知見の獲得によって、異分野技術の融合や、新たな技術領域が現れることを踏まえ、上記のライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料及びエネルギー等にまたがる分野、境界分野、標準化・

<p>動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。</p>	<p>知的基盤整備等について、機動性・柔軟性を持って研究開発を推進するものとする。例えば、半導体プロセスやマイクロマシン・センサ技術の融合領域であるMEMS技術や、微細加工技術、材料構造制御技術、計測・分析技術等の融合領域であるナノテクノロジー、情報処理技術とバイオテクノロジーの融合領域であるバイオインフォマティクス、エネルギー変換技術と材料技術の融合領域である燃料電池技術等の各種融合分野や、今後出現が予想される新たな技術領域・境界分野における研究開発に取り組む。加えて、これらの関連分野における研究開発や、産業技術・エネルギー技術全般に係る標準化・知的基盤整備等に資するよう所要の活動を行う。</p>
<p>(2)【新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等】</p> <p>機構は、エネルギーの安定供給、地球環境問題等の解決に資するため、以下の基本方針の下、内外における新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務、石炭資源開発業務等を推進するものとする。</p> <p>) 新エネルギーの推進 太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等の新エネルギー等に関連する業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に新エネルギー導入普及業務等を行う。</p> <p>) 省エネルギー等の推進 産業・民生(家庭・業務)・運輸部門における省エネルギーを推進するための業務を通じ長期エネルギー需給見通しの達成に資するため、また、資源の有効利用等を推進するため、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に省エネルギー導入普及業務等を行う。</p> <p>) 海外における実証業務等の推進 エネルギー・環境問題等の解決に資するため、我が国の知見や技術を活かし、技術の海外における実証業務等を国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。</p> <p>) 石炭資源開発業務の推進 民間企業の海外炭鉱開発等の支援、産炭国との共同の地質構造調査及び産炭国における炭鉱技術の向上のための技術移転等の石炭資源開発業務について、国が交付する補助金等の範囲内で効果的・効率的に行う。</p>	<p>(2)【新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等】</p> <p>(ア) 新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等の推進方針 効率的・効果的に新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等を実施するため、技術開発、経済性等の評価、普及啓発等に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進の各ステージで得られた知見を次のステージに活用するとともに活用した結果得られた知見を、前のステージにフィードバックするなど、三位一体で推進する。</p> <p>i) 企業化・実用化を見据えての技術開発業務に係る追加的特記事項</p> <p>新エネルギー技術(太陽光、風力、廃棄物、バイオマス、水力、地熱等)及び省エネルギー技術に係る研究開発の実施に関する基本的な方針は(1)に示すとおりであるが、企業化・実用化を見据えた技術開発を促進する観点から、以下に特に留意するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギーの種類及び特性に応じて、研究開発を通じて、結果的にそれらの導入のコストが競合する既存エネルギーと同等程度の水準となることを目的として研究開発を行う。 ・また、新エネルギーが我が国のエネルギー・環境情勢に対応した形で普及するよう、現実的な利用形態を想定した研究開発を行う。具体的には、太陽光、風力などの分散変動電源においては既存の電力系統に安定的に連結できるような系統連系技術の開発等を推進する。 ・省エネルギー技術の研究開発については、我が国のエネルギー消費構造を踏まえつつ、産業・民生(家庭・業務)・運輸各部門におけるエネルギー利用効率向上が可能となるような総合的な研究開発テーマ設定を行う。

) 技術開発等で得られた知見の活用等

効率的・効果的に新エネルギー・省エネルギー導入普及関連業務等を実施するため、経済性、出力安定性及び利用効率を向上させるための技術開発、性能や経済性の評価、普及啓発等に資するための実証試験、実用化段階における初期需要の創出を図るための導入促進については、各ステージで得られた知見を次のステージに活用するとともに活用した結果得られた知見を、前のステージにフィードバックするなど、三位一体で推進する。

) 審査・交付決定の迅速化

助成業務については、公募時期の早期化、迅速な審査・交付決定を行うとともに、必要に応じて年複数回の公募を行う。

) 公募方法の統一化

助成業務については、横断的な統一マニュアルの策定により公募方法等を統一するとともに、申請事務・確定事務等に係る民間の事務負担を極力軽減する。

) 業務内容の周知

助成業務の内容を広く周知するため、新聞・雑誌等を通じた情報発信を行う。

) 外部の専門家・有識者による評価

助成業務については、外部の専門家・有識者による審査・評価を実施する。また、助成先の公表を行う。

) 業務成果の積極的な情報発信

新エネルギー・省エネルギー導入促進関連業務等の成果を含む情報の収集・把握に努め、その分析・整理を行い、ホームページ、ガイドブック等を通じた積極的な情報発信を行う。

ii) フィールドテスト業務及び海外実証業務等

研究開発された新エネルギー技術・省エネルギー技術の実社会での適用可能性についてあらゆる側面から検証を行うために、フィールドテスト業務を実施し、そのデータを公開することにより事業化のための環境を整備する。また、海外においても、我が国のエネルギー安全保障の確保、エネルギー・環境問題の解決等に資するような案件を選定して海外実証業務等を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・フィールドテスト業務の対象案件の選定に際しては、当該新エネルギー・省エネルギー技術の適用可能性を網羅的に検証するために様々な運用条件が選択されるよう配慮する。
- ・海外実証業務等（共同研究を含む）の実施に際しては、アジア太平洋地域等のエネルギー需給構造の状況や、機構の行う各種事業が同地域における新エネ・省エネ等の普及を通じて我が国のエネルギー安全保障の確保やエネルギー・環境制約の緩和に与えるインパクト等を総合的に勘案しつつ適切に推進する。

iii) 導入普及業務

技術開発、フィールドテスト業務・海外実証業務と併せ導入普及業務を総合的に実施することにより、2010年における国の長期エネルギー需給見通しの達成への貢献を行う。その際、以下の観点に留意するものとする。

- ・新エネルギー分野については、経済原則上、導入コストの低い案件群から導入がなされていくものであることを認識しつつも、地域的なバランスや助成対象者の属性に関する配慮を加え、全体として我が国のエネルギー需給構造の高度化が達成されるような案件選定・採択を行う。
- ・省エネルギー分野については、産業部門、民生部門、運輸部門の3セクターにおける各部門のエネルギー消費動向を踏まえつつエネルギー使用の合理化が総合的に推進されるよう導入助成事業を適切に実施する。
- ・さらに、国民全体への啓発活動の重要性や公的部門における取組の重要性にも配慮し、地方自治体やNPO等の非営利団体が実施する新エネルギー・省エネルギー関連設備の導入普及、普及啓発活動、ビジョン策定活動、技術指導活動への支援を行う。
- ・特に新エネルギー分野においては、新エネルギーの普及に伴い生じる課題を抽出し、有識者、事業者、地方公共団体等の関係者と協力しつつ、課題を解決するための事業環境整備を行う。
- ・さらに、新エネルギー導入に係る債務保証業務及び省エネルギー・リサイ

クル推進に係る債務保証・利子補給業務を適切に実施する。

iv) 石炭資源開発業務

我が国において主要なエネルギーの一つである石炭の安定供給確保を図るという政策目的に資するため、初期調査から開発に至る各段階において事業を実施する。その際、以下に留意するものとする。

- ・ 海外における石炭の探鉱調査事業については、世界的な石炭需給構造の状況を踏まえ、地域的バランスを考慮しつつ、我が国のエネルギー安全保障に資する案件を優先して実施する。
- ・ 海外における石炭の探鉱に必要な地質構造調査事業については、民間企業では取り組みがたい比較的高い産炭国であって、将来において石炭供給の拡大に繋がる地域を対象とし、当該国と共同して本調査事業が可能な案件について実施する。

また、炭鉱技術海外移転事業については、アジア・太平洋地域における産炭国の炭鉱技術者に対し生産・保安技術等に関する炭鉱技術の移転を通し、石炭供給能力の拡大に繋げるとともに産炭国との関係強化を図るべく実施する。

(イ) 新エネルギー・省エネルギー導入普及業務等の実施に係る共通の実施方針

i) 企画・公募段階

- a) 内外のエネルギー・環境関係技術開発の動向や、エネルギー需給動向、国際的なエネルギー環境問題に関する議論の動向等を体系的に把握するとともに、適切な事業の実施方針を毎年度策定する。
- b) 円滑かつ迅速な事業実施・推進を図るため、上記の事業のうち極力多くの事業について、政府予算の成立を条件として、実施年度の前年度の3月までに公募を開始する。公募に当たっては、ホームページや各種メディアの最大限の活用等により広範な周知を図る。機構のホームページ上に、公募開始の1ヶ月前（緊急に必要なものであって事前の周知が不可能なものは除く）には、公募に係る事前の周知を行う。
- c) 公募締切後の審査においては、機構外部の優れた専門家・有識者の参画による客観的な審査・採択基準に基づく公正な選定を行う。また、審査を迅

速に行い、応募総数が多い場合等、特段の事情がある場合を除き、締切から原則60日以内に採択決定を行う(平成14年度実績30日~80日)。さらに、採択案件に係る情報を公開するとともに、不採択の場合には、全件、相手方にその理由を文書で通知する。

d) 原則として全ての公募案件につき、電子政府推進本部の指摘に基づく電子申請を可能とするようなシステムの構築を行う。

ii) 業務実施段階

e) 制度の趣旨に応じた柔軟な応募受付・事業実施システムを構築することにより、国からの補助金を原資とする事業との性格を踏まえつつも、年度の切れ目が事業実施の上での不必要な障壁となることのないよう、利用者本位の制度運用を行う。

f) 制度の利用者が容易に事業の趣旨や応募方法等を理解できるよう、事業横断的な統一マニュアルを策定により、できる限り公募方法等を統一化する。加えて、補助金交付規程等の規程類を機構のホームページ上で公開し、利用者の利便性の向上を図る。

g) 制度面・手続き面の改善を毎年度着実にを行い、毎年、制度利用者からのアンケートを実施し、7割以上の回答者から肯定的な回答を得る。

iii) 評価及びフィードバック

h) 技術開発、フィールドテスト事業、海外実証事業、導入普及事業の一連の事業の成果を分析・整理し、機構のホームページや新聞・雑誌及び機構の刊行物(ガイドブック、パンフレット等)を通じて積極的に情報発信を行うとともに、各種セミナー、シンポジウム、展示会等の開催を通じ、国民や関係者への積極的な啓発活動を行う。

i) 機構外部の優れた専門家・有識者を活用した厳格な評価を行い、その結果を以降の事業実施及び予算要求プロセスに反映する。導入・普及事業においては、事業を取り巻く環境の変化に適切に対応するため、概ね3年ごとに制度の運用状況や改善点等について精査し、政策当局への提言等を適切に行う。

<p>(3)【出資・貸付経過業務】</p> <p>株式の処分については、原則として本中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。</p> <p>貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。</p>	<p>(3)【出資・貸付経過業務】</p> <p>株式の処分については、管理コストも勘案の上、原則として中期目標の期間中において処分を完了するものとする。ただし、株式の公開を目指す企業の株式については、公開時期、公開後の市況等を考慮して処分を行うものとする。</p> <p>貸付金の回収については、回収額の最大化に向け、計画的に進めるものとする。</p>
<p>(4)【石炭経過業務】</p> <p>貸付金償還業務</p> <p>回収額の最大化に向け、個別債務者の状況に応じ、計画的に貸付金の回収を進める。</p> <p>旧鉱区管理等業務</p> <p>最終鉱業権者となっている旧鉱区等に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図る。</p> <p>鉱害復旧業務</p> <p>復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事を平成 1 8 年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。</p>	<p>(4)【石炭経過業務】</p> <p>(ア) 貸付金償還業務</p> <p>回収額の最大化に向け、管理コスト等を勘案しつつ、個別債務者の状況に応じた適切な措置を講じ、計画的に貸付金の回収を進める。</p> <p>(イ) 旧鉱区管理等業務</p> <p>廃止前の石炭鉱業構造調整臨時措置法により機構が買収し、最終鉱業権者となっている旧鉱区に関する鉱害の発生の防止のため当該鉱区及びボタ山の管理を行う。</p> <p>具体的には、旧鉱区管理業務のうち、ボタ山の巡回、防災工事については、当該ボタ山の安定状態等に応じた合理的区分を基に管理手法の定形化・マニュアル化を行い適切に管理する。特定ボタ山の安定化工事については、平成 1 8 年度までに完了する。</p> <p>また、買収した旧鉱区等に係る鉱害について、公正かつ適正に賠償するものとする。</p> <p>(ウ) 鉱害復旧業務</p> <p>経済産業大臣の認可を受けた復旧基本計画に従い、関係者の理解と協力を得つつ、計画に定められた復旧工事については、平成 1 8 年度までを目途に可及的速やかに完了するよう努める。</p>
<p>(5)【アルコール関連経過業務】</p> <p>) 従来からのアルコールに加え、市場のニーズに応じたアルコールを新たに販売する。また、顧客サービスの向上、潜在的ユーザーの発掘、新規用途の開発、高付加価値化、市場ニーズを踏まえた製品開発などにより、アルコール販売量及び売上高を持続的に伸ばす。</p> <p>) 顧客の視点に立った品質について十分な競争力を確保する。</p>	<p>(5)【アルコール関連経過業務】</p> <p>(ア) アルコールの多品種化</p> <p>市場のニーズに応えるべく、市場調査を行い、その結果を踏まえ、低コスト志向や食の安全・安心志向等顧客ニーズに合致した新たな品種のアルコールを海外のアルコールも含めて提供する。</p>

) 顧客満足度の継続的向上を図り、顧客からのクレームがゼロとなる体制を構築する。

) アルコール販売部門は、一手購入販売機関として公平性・中立性を確保した運営を行う。

(イ) 情報の提供等

顧客サービスの向上のため、以下の措置を講じる。

- i) お客様相談室を設置し、問い合わせ等の対応の迅速化を図る。
- ii) 品質管理等に関する情報については積極的に発信することとし、アルコールの販売に当たっては、顧客のニーズを反映した分析表を提供する。
- iii) 「食の安全・安心」が重視される昨今、予測されるユーザー関連情報を早めにキャッチし、ホームページ等により適時・適切に発信する。

(ウ) 製品品質の安定化

品質管理体制を確立し品質のブレを最小限にする。特に、アルコール製造部門が製造するアルコールの品質については、アルコール中の不純物含有量の標準偏差を平成16年度には3.0mg/L以下(蒸発残分については0.10mg/100mL以下)(標準偏差値平成14年度実績 4.0mg/l)にすることを目標とする。

(エ) 顧客満足度の向上

一人ひとりの職員が顧客に信頼され、期待されることに留意しながら日常の業務を行うことにより、顧客満足度を向上させる。更に、接客態度や情報、システム等について第三者による顧客満足度調査を継続的に実施し、その結果を迅速かつ着実に業務に反映させることにより、平成17年度には顧客からのクレームゼロを達成する。

(オ) 一手購入販売機関としての公平性・中立性の確保

アルコール販売部門については、一手購入販売機関としての公平性・中立性を確保した業務運営を行う。

「財務内容の改善に関する事項」

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>4．財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 研究開発関連業務に関する事項</p> <p>) 研究開発の用に供した資産について、委託型プロジェクト終了後、他のプロジェクトへの利活用を検討するとともに、利活用できない場合には、売却を行うものとする。</p> <p>) 産業投資特別会計から出資を受けて実施する業務については、採択時において収益の可能性のある場合等に限定するとともに、実施段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うものとする。</p> <p>(2) アルコール関連経過業務に関する事項</p> <p>) 事業運営の安全性を確保するため、特殊会社化までに十分な手元流動性を確保する。</p> <p>) 長期的な事業運営の安定性を確保するため、特殊会社化までに固定比率を100%未満とする。</p> <p>) 特殊会社化以降のできる限り早期の完全民営化を図るため、投資家の投資判断に資するよう、業務の運営状況等を定期的に公表する。</p>	<p>3．予算（人件費見積もりを含む）収支計画及び資金計画</p> <p> 予算、収支計画及び資金計画は以下の通り。予算の見積もりは運営費交付金の算定ルールに基づき1.(7)の目標を踏まえ試算したものであり、実際の予算は毎年度の予算編成において決定される係数等に基づき決定されるため、これらの計画の額を下回ることや上回ることがあり得る。</p> <p> なお、アルコール関連経過業務については、平成18年4月を目途にアルコール製造部門の特殊会社化が予定されていることから、平成17年度末までの計画とする。</p> <p>(1) 予算</p> <p> [運営費交付金の算定ルール]</p> <p> 毎年度の運営費交付金 $G(y)$ については、以下の数式により決定する。</p> <p>$G(y)$ (運営費交付金)</p> $= A(y-1) (\text{一般管理費}) \times (\text{一般管理費の効率化係数})$ $+ B(y-1) (\text{事業に要する経費}) \times (\text{事業の効率化係数})$ $\times (\text{中長期的政策係数}) \times (\text{消費者物価指数})$ $+ C(y) (\text{調整経費}) - D(y) (\text{自己収入})$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> $A(y) (\text{一般管理費}) = S(y) (\text{人件費})$ $+ \text{その他一般管理費} \times (\text{消費者物価指数})$ $S(y) (\text{人件費}) = S(y-1) \times s (\text{人件費調整係数})$ $D(y) (\text{自己収入}) = D(y-1) \times d (\text{自己収入調整係数})$ </div> <p>$A(y)$: 運営費交付金額のうち一般管理費相当分。</p> <p>$B(y)$: 運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。</p> <p>$C(y)$: 短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。</p> <p>$D(y)$: 自己収入。基本財産の運用より生じる利子収入等が想定される。</p> <p>$S(y)$: 役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する額。</p>

研究基盤出資経過勘定	(別表 2 - 6)
鉍工業承継勘定	(別表 2 - 7)
石炭経過勘定	(別表 2 - 8)
特定アルコール販売勘定	(別表 2 - 9)
アルコール製造勘定	(別表 2 - 10)
一般アルコール販売勘定	(別表 2 - 11)
特定事業活動等促進経過勘定	(別表 2 - 12)<H16.7.1 ~ >

(3) 資金計画

総計	(別表 3 - 1)
一般勘定	(別表 3 - 2)
電源利用勘定	(別表 3 - 3)
石油及びエネルギー需給構造高度化勘定	(別表 3 - 4)
基盤技術研究促進勘定	(別表 3 - 5)
研究基盤出資経過勘定	(別表 3 - 6)
鉍工業承継勘定	(別表 3 - 7)
石炭経過勘定	(別表 3 - 8)
特定アルコール販売勘定	(別表 3 - 9)
アルコール製造勘定	(別表 3 - 10)
一般アルコール販売勘定	(別表 3 - 11)
特定事業活動等促進経過勘定	(別表 3 - 12)<H16.7.1 ~ >

アルコール製造勘定については、平成 1 7 年度末に、手元流動性(現金預金及び有価証券の合計額)を 3 0 億円以上確保するとともに(平成 1 4 年度実績 15.3 億円(借入金 8.7 億円除く))、固定比率(固定資産 / 自己資本)を 1 0 0 %未滿にする(平成 1 4 年度実績 95.1%)。

また、特殊会社化に向けた準備を進めるとともに、特殊会社化後の速やかな完全民営化を図るため、財務状況や経営状況に関する情報を年 2 回以上ホームページ等を通して公表する。

4 . 短期借入金の限度額

運営費交付金の受入の遅延、補助金・受託業務に係る経費の暫時立替えその他予測し難い事故の発生等により生じた資金不足に対応するための短期借入金の限度額は、6 0 0 億円とする。

5．重要な財産の譲渡・担保計画

事務所の川崎市への移転に伴い必要となる職員用宿舍を整備するため、土地（東京都世田谷区祖師ヶ谷1丁目）を売却する。

6．剰余金の使途

各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。

- ・ 研究開発業務の促進
- ・ 広報並びに成果発表及び成果展示等
- ・ 職員教育・福利厚生の充実と施設等の補修・整備
- ・ 事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図るための電子化の推進
- ・ 債務保証に係る求償権回収等業務に係る経費
- ・ 原材料等の急激な変動によるアルコール販売価格の上昇が見込まれる場合の価格調整
- ・ アルコール製造業務の運営の効率化を図るために特に必要な事業がある場合の投資

(参考1) 常勤職員数

	期初	期末
常勤職員数(を除く)	726人	456人
研究開発事業等専門職員数	329人	329人

(注1) 上記 の期初の常勤職員数には、平成17年度末を目途に終了することが予定されているアルコール関連経過業務に係る職員(242人)が含まれる。

(注2) 上記 の職員は、産業技術及びエネルギー・環境技術に係る事業を円滑に実施するために、民間、大学等から専門性を有する外部人材を充てる。事業規模等に応じ人員の増減があり得る。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 27,988百万円

但し、上記の額は、 に係る役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用であり、平成17年度末で終了が予定されているアルコール関連経過業務の平成17年度までの分が含まれる。

なお、 の人員に係る経費は、産業技術及びエネルギー・環境技術に係る事業費の0.5%以内とする。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

中期目標の期間を超える債務負担については、研究開発委託契約等において当該事業のプロジェクト基本計画が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。

(4) 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第19条第1項に規定する積立金の用途

なし。

(5) その他重要事項

- ・独立行政法人制度に基づく外部監査の実施に加え、計画的に内部業務監査や会計監査を実施する。なお、監査組織は、単なる問題点の指摘に留まることなく、可能な限り具体的かつ建設的な改善提案を含む監査報告を作成

する。

- ・業務の進捗状況管理機能を強化し、問題点を総務・企画部門にフィードバックし、業務改善に反映させる。
- ・資金の適切な使用（内部での予算執行、民間企業等への委託・助成等の全てを対象として）を確保するため、相互牽制機能の充実を図るとともに、検査体制の強化等によるコンプライアンス体制の構築と適切なチェック機能の発揮を図る。

独立行政法人日本貿易振興機構 中期目標・中期計画

中期目標	中期計画
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>前 文</p> <p>1. 中期目標の期間</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p> (1) 業務運営の効率化</p> <p> (2) 事業実施における費用対効果の向上</p> <p> (3) 組織の見直し</p> <p> (4) 情報化</p> <p>3. 国民に提供するサービスの質の向上に関する事項</p> <p> (1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動</p> <p> 対日直接投資の促進</p> <p> 中小企業等の輸出支援</p> <p> 対日アクセスの円滑化</p> <p> 地域の国際化による地域経済活性化の支援</p> <p> (2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動</p> <p> 海外経済情報の収集・調査・提供</p> <p> 海外への情報発信</p> <p> 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援</p> <p> (3) 開発途上国経済研究活動</p> <p> 開発途上国に関する調査研究</p> <p> 開発途上国に関する資料収集・情報提供</p> <p> 開発途上国に関する研究交流・人材育成</p> <p> (4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p> (1) 業務運営の効率化</p> <p> (2) 事業実施における費用対効果の向上</p> <p> (3) 組織の見直し</p> <p> (4) 情報化</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p> (1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動</p> <p> 対日直接投資の促進</p> <p> 中小企業等の輸出支援</p> <p> 対日アクセスの円滑化</p> <p> 地域の国際化による地域経済活性化の支援</p> <p> (2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動</p> <p> 海外経済情報の収集・調査・提供</p> <p> 海外への情報発信</p> <p> 我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援</p> <p> (3) 開発途上国経済研究活動</p> <p> 開発途上国に関する調査研究</p> <p> 開発途上国に関する資料収集・情報提供</p> <p> 開発途上国に関する研究交流・人材育成</p> <p> (4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携</p> <p>3. 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p>

4．財務内容の改善に関する事項

5．その他業務運営に関する事項

- (1) 施設・設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画

前 文

独立行政法人日本貿易振興機構は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。

貿易立国である我が国にとって、諸外国の貿易・投資を含めた経済情報を幅広く、かつ、迅速に収集し、我が国政府、企業等に提供していくこと、また、我が国の経済の現状を的確に海外に広報して国際的な経済交流を推進することは、現在に至るまで一貫した我が国の通商・貿易政策上の重要な柱である。

更に、我が国の経済成長に伴い、政府開発援助（ODA）の額も増大し、現在、我が国は米国に次ぐ援助国となっている。このような中で、ODAを活用して開発途上国との貿易・投資を促進するとともに、開発途上国への経済協力を推進することは、経済協力政策上の重要な柱である。

経済のグローバル化が進展し、企業活動が国境を越えて展開される21世紀において、一国の経済的な発展は、国内においては、国内外企業を問わず、

5．重要な財産の譲渡・担保計画

6．剰余金の使途

7．その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設・設備に関する計画
- (2) 人事に関する計画

いかに企業が活動をしやすい環境が整備されているか、また、外国においては、いかに自国の企業がビジネスをしやすい環境を享受できているか、という点に依存している。このような内外の経済環境において、我が国として、貿易投資の振興により我が国の経済を活性化させることは最重要課題の一つである。また、東アジア諸国を中心とした開発途上国に関する基礎的、総合的な調査研究についても、個々の開発途上国の政治・経済・社会の実情に即した我が国の通商・経済協力政策の立案上、不可欠である。これらの事業は、公共の利益のために確実に実施されることが必要であるが、国が自ら取り組むよりは、経済事情や貿易実務に関し専門的な知見を有する者を活用する方が効率的である。

このため、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会（以下「振興会」という。）を独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）と改組することとなった。機構には、我が国企業を始めとする顧客の国内外におけるビジネス環境に関するニーズに迅速かつ効果的に対応するべく、顧客満足度調査を活用するとともに、適切な受益者負担を求めながら、質の高いサービスを機動的かつ効率的に提供していくことが求められる。

とりわけ、機構は、昨今の我が国経済の低迷と雇用情勢の悪化、経済のグローバル化に伴う我が国企業を巡る国際競争の激化といった情勢を踏まえると、本中期目標の期間において、経済構造改革を促し我が国の競争力強化や雇用創出、我が国における事業活動の高付加価値化につながる対日直接投資の促進や中小企業等の輸出支援の二事業を中核事業として取り組む必要がある。その際、機構は、これまで築いた海外及び国内のネットワークと、人脈、調査・情報分析能力、事業実施のノウハウ、研究能力等を十分に生かしつつ、事業の費用対効果を一層高め、本中期目標に示されたミッションを達成できるよう、最大限の努力を払うことが必要である。

なお、貿易振興及び開発途上国の調査研究に係る国、地方公共団体等からの委託事業については、中核事業を中心として、的確に実施していくこととする。

1. 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6月とする。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

一般管理費について、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人(平成14年度)比で少なくとも10%の効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期目標の期間の最後の事業年度において、これに対応する特殊法人(平成14年度)時の補助金等を充当して行う事業費に比して3.5%の効率化を図る。

この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、実績に関する評価及びニーズを踏まえ、必要な見直しを図っていくこととする。なお、退職手当は効率化の対象としない。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開に繋げる。

(3) 組織の見直し

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 業務運営の効率化

一般管理費について、人件費や物件費の抑制により、中期目標の期間の最後の事業年度において、特殊法人(平成14年度)比で少なくとも10%の効率化を図る。また、運営費交付金を充当して行う業務経費についても、中期目標の期間の最後の事業年度において、これに対応する特殊法人(平成14年度)時の補助金等を充当して行う事業費に比して3.5%の効率化を図る。

この他、貿易投資の振興及び開発途上国調査研究の着実な実施の見地から、各年度以降で新たに必要となり運営費交付金を充当して行う事業についても、翌年度から年1%程度の効率化を図るものとする。また、各事業については、実績に関する評価及びニーズを踏まえ、必要な見直しを図っていくこととする。なお、退職手当は効率化の対象としない。

(2) 事業実施における費用対効果の向上

事業の実施に要した費用及び事業によって得られた効果を把握・分析し、その結果を事業実施内容の見直しや新たな事業展開につなげる。具体的には、対日直接投資の促進や中小企業等の輸出支援等の各事業におけるそれぞれの事業実施ツールの効果を把握分析し、ツールの見直し等につなげていく。

(3) 組織の見直し

組織のあり方について、柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を活かし、事業の効率的実施が可能な組織の見直しに努める。また、各職場への権限委譲により、業務フローの効率化を図る。

また、アジア経済研究所においては、研究組織の大括り化、関連業務の再編を図り、研究課題に柔軟に対応できる体制を整える。

更に、海外ネットワークについては、効率性の観点も踏まえつつ、企業のニーズや国際経済情勢の変化等に機動的に対応できる体制の構築を図り、特に、本中期目標期間内は、東アジア地域への重点化に努める。国内ネットワークについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図る。

(4) 情報化

利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成する。

柔軟に変更可能な独立行政法人の制度趣旨を生かし、「利用者にとっての分かり易さ・利用しやすさ」、「効率的な実施体制の構築」及び「職員の専門的知見の蓄積」という3つの観点から、組織の抜本的見直しを行う。

本部の管理部門の簡素化を図るため、重複・類似業務の整理、大括り化等の見直しを行う。また、管理部門の常勤職員数を抑制する。

権限委譲による業務フローの効率化の観点から、情報共有・意思決定の方法について、業務の定型化、マニュアル化を進める。

アジア経済研究所（以下「研究所」という。）の有する能力を最大限発揮するため、研究部門の組織再編、簡素化を行い、種々の研究課題に柔軟な対応を可能とする。また、研究者を地域別、分野別にグループ分けし、途上国を巡る諸問題について情報共有を推進し、研究者の共通認識を高める。また、各グループにはグループ長を配置し、責任・連絡体制を強化する。

海外事務所については、東アジア地域への重点化に努めることを念頭に、事務所の配置及び人員配置を適切に行うための基準を作成し、基準に従った事務所の配置及び人員配置を行うとともに、各拠点でのニーズに応じ、外部人材の活用や現地職員の登用等多様な形態による効率的なネットワークを構築する。また、国内貿易情報センターについては、地域の国際化に係る事業規模や内容に対応して効率的・効果的に事業実施できる体制の構築を図るため、各センターの事業規模に応じて職員配置を柔軟に対応する。

(4) 情報化

利用者の利便性向上のため、各サイトのログイン統一化、画面構成の向上等を進める。

各種データベースについて、利用者の利用状況の把握・分析や貿易投資相談内容の国別・テーマ別の集計等により、利用頻度が高い、あるいは相談件数が多いデータの内容を充実させる。

<p>3. 国民に提供するサービスの質の向上に関する事項</p> <p>(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動</p> <p>対日直接投資の促進</p> <p>振興会では、1990年代以降、我が国企業と外国企業との間の産業協力事業の一環として、対日直接投資の促進に取り組んできたところである。</p> <p>対日直接投資の促進は、新しい技術や革新的な経営をもたらし、雇用機会の増大にもつながる「日本経済活性化の鍵」である。昨年末には、民間の有識者による「対日投資促進民間フォーラム」において、対日直接投資の重要性を訴える報告書がとりまとめられた。政府でも、小泉総理が平成15年通常国会での施政方針演説において「5年で対日投資残高倍増」の目標を掲げ、総理を議長とした対日投資会議において、本年3月に政府としての具体策をとりまとめた。この報告書にもあるとおり、機構には、投資関係の一元的支援窓口の整備や外国企業等に対する情報発信などの重要な役割を果たすことが強く期待されている。</p> <p>このため、機構としても、小泉総理が掲げた「5年で対日投資残高倍増」という政府目標の達成に向けて、より多くの外国企業を日本に誘致することに寄与すべく、対日投資の促進に積極的に取り組み、機構による対日投資案件発掘件数を大幅に増加させる。その際には、対日投資会議報告で示された「基本的な考え方」及び「対日投資促進プログラム」を念頭に置きつつ、本部及び国内外のネットワークの体制を整備し、きめ細かいサービスを顧客に提供する。具体的には、以下の内容を中心とする。</p>	<p>内部の管理業務等について、電子決裁範囲の拡大、顧客管理システムによる利用者に関する情報の一元管理やイントラネットによる内部の情報共有化等を図る。</p> <p>経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 貿易投資取引の機会提供に向けた活動</p> <p>対日直接投資の促進</p> <p>対日直接投資の促進のため、国内外の広汎かつ強力なネットワークを有する独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）に期待される役割を十分認識し、効果的、かつ、きめ細かいサービスの抜本的拡充を図ることにより、対日投資案件発掘件数を年間平均で1,000件程度とする。（平成14年度実績 年間約300件）</p> <p>具体的なサービスの内容は以下のとおり。</p> <p>ア) 海外において、対日投資を歓迎する我が国の方針及びそのための具体的なアクションについて積極的に発信するとともに、特に北米、欧州、アジアの3地域において、集中的に案件発掘のための体制を整備する。具体的には、対日投資促進に携わるアドバイザーを積極的に活用するとともに、企業調査、セミナー・講演会による情報発信、個別企業訪問を積極的に行い、発掘件数の拡大を図る。</p> <p>イ) 本部において、対日投資に係る情報提供のワンストップサービス機能を確立する。このため、組織体制を整備するとともに、産業分野に専門的知見を有するアドバイザーを活用する。また、各省庁に設置されている「対日投資総合窓口」や地方自治体の投資誘致担当部局との密接な連携を図るとともに、弁護士、税理士等、外国企業が我が国で事業を行う際に必要となるアドバイザーを積極的に活用する。</p>
---	---

ア) 海外における誘致体制を整備し、外国からの直接投資を歓迎する日本の基本方針とそのための具体的なアクションを積極的に情報発信するとともに、投資関心外国企業の発掘を行う。

イ) 本部においては、最初の相談受付から投資完了に至るまで、機構が個別の投資案件をフォローし、主体的にサポートする体制(ワンストップサービス)を構築し、投資関心外国企業への情報提供、投資相談、各種手続き支援を含めた案件処理体制を整備する。特に、各省庁に設置される「対日投資総合窓口」や地方自治体の投資誘致担当部局との密接な連携を図るとともに、弁護士、税理士等、外国企業が我が国で事業を行う際に必要となる専門家を積極的に活用する。

ウ) 対日直接投資が日本経済の活性化に果たす役割、重要性について、広く日本国民の理解を得るための広報を行うとともに、地方自治体の行う外資誘致活動に対する支援を行う。

エ) 対日直接投資の阻害要因の調査や成果を上げるための対応策の調査等を行い、必要に応じて制度・規制の運用等に関する政策提言を行う。

中小企業等の輸出支援

振興会においては、従来より我が国の輸出入の支援を行ってきたが、その重点は、時々の我が国の経済状況や国際的な経済環境に応じて変化してきた。振興会設立当初は、海外での展示会開催及び出展支援等を通じて、我が

ウ) 対日投資に関心を有している個々の外国企業に対して、そのニーズに応じたサービスの提供を図るため、個別案件処理の業務フロー、提供サービスの内容等を整理・メニュー化する。その際、対日投資案件の多くは、製品や技術の我が国市場参入の延長線上に位置づけられることを踏まえ、対日投資と対日アクセスの案件を一体的に処理する体制の整備を図る。

エ) 政府や民間企業・団体、在日外国商工会議所等と協力し、国内において、対日投資の必要性・外資系企業の日本経済への貢献事例・役割を啓発する。このため、セミナー等を開催するとともに、外資系企業による雇用の実態等、国内及び地域経済への貢献についての調査を行う。また、国内各地域での誘致活動を支援するための事業を行うとともに、国内各地域への外資導入を促すべく、国内の産業集積地域や構造改革特区情報の海外への積極的な発信、並びに地域のビジネスへの外資系企業の参加促進等の活動を支援する。

オ) 様々な形態の対日投資の可能性を検討し、包括的な誘致を進めるため、外資によるM&Aへの支援のあり方について検討した上で、個別案件の支援を行う。

カ) 外国企業の対日投資の阻害要因の改善策について、政府や民間企業・団体、在日外国商工会議所等と協力し、具体的相談事例や外資系企業等の声を反映させるとともに、諸外国との比較を含め、規制緩和や法制度改革の面で我が国政府、自治体等が対応すべき事項を調査する。また、外資誘致戦略やノウハウについての研究を行うとともにこれを自治体等に普及する。

なお、外国企業、地方自治体等、対日投資促進事業の関係者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

中小企業等の輸出支援

我が国企業が世界中において事業活動を展開し、各国企業と競争を展開している現状を踏まえ、我が国企業の意味決定に有用な海外ビジネス関連の調査・情報提供に取り組む。

国企業の製品の輸出を中心に支援してきたが、1980年代以降は、我が国経済の発展や諸外国との貿易摩擦の激化に伴い、輸入促進に大きく重点を移したところである。昨今の中国等の国際競争力の向上、生産活動等を中心とする企業活動のグローバル化、我が国経済の低迷を踏まえれば、我が国企業、特に中堅・中小企業が、世界に向けて自らの製品等の市場を開拓することが重要となってきた。

このため、機構においては、企業の意思決定に有用な、海外市場の状況についての調査・情報提供を行うことに加え、商談時のみならずフォローアップまでの支援を実施するため、受益者負担を考慮しつつ、一連の支援メニューを整備し、個々の企業のニーズに即したサービスを提供するよう努める。その際には、優れた製品や技術、デザイン等を持ちながら、情報、機会の不足等の様々な制約要因から単独では海外市場に参入する機会を得がたい我が國中堅・中小企業に対して、重点的にサービスを提供することとし、それにより、機構が提供する場での輸出商談件数を大幅に増加させる。

また、国内における支援要請案件の処理をスムーズに行うため、本部においては、海外事務所の担当職員や国内外のアドバイザー等との密接な連携の下、国内の中小企業等への広報とともに、個別企業からの相談への迅速な対応・アドバイスを行う。

対日アクセスの円滑化

振興会では、1980年代以降、我が国と諸外国との円滑な通商貿易関係を構築するべく、常設展示場の運営、海外事業者及び国内の一般消費者や中小企業に対する情報提供等の輸入促進事業を実施してきた。経済のグローバル化、企業活動のボーダーレス化が今後一層進展すると見

また、各種業界団体、経済産業省、地方自治体等のニーズを踏まえ、業界・企業の輸出意欲が高い分野や、輸出競争力があると見込まれるものの積極的な取り組みがなされていない分野に対し、中堅・中小企業の輸出支援を重点的に行う。具体的には、本中期目標期間においては、機械・部品、繊維、地域伝統産品、食品、IT・コンテンツ、環境・医療・福祉の6分野を中心として支援するものとするが、その他の業種についても、各業界の要望、経済情勢の変化等に柔軟に対応して取り組むものとする。

なお、具体的な輸出支援業務に際しては、受益者負担を求めつつ、海外展示会への出展支援を中心として国内外での輸出可能性（マーケティング等）調査、我が國中堅・中小企業と外国の取引有望企業とのマッチングを支援する「コーディネーター」の輸出先重点地域への配置、海外市場への売り込みミッションの派遣支援を組み合わせ、実施する。これらにより、輸出商談件数を年間平均で8,000件程度とする（平成14年度実績 年間約5,000件）。その際、本部においては、輸出を始めとする我が国企業の海外ビジネス展開の支援窓口を明確にし、国内の中小企業への広報を行うことにより、個別企業が機構にアプローチしやすい体制を構築する。

さらに、技術の輸出を通じた我が国の新規産業創出のため、IT、バイオ等のハイテク分野の我が国中小企業の海外における創業を支援し、また、ベンチャー企業の起業化を支援するインキュベータ・マネージャーの人材育成をベンチャー先進国である米国で実施する。

これらの事業を通じて、輸出支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

対日アクセスの円滑化

ア) ITやバイオ等先進技術分野の対日アクセス支援を行う。具体的には、高い技術力を持ちながら我が国に知られていない企業とのビジネスマッチングを行うため、国内での商談会、ミッション受入れ、展示会への参加等を行う。また、対日アクセス支援を実施している諸外国と協力し、当該国・地域から

<p>込まれる中、双方向の貿易・投資の拡大の重要性は、我が国経済全体の発展のためにますます高まっている。一方、外国事業者にとっては、対日投資は、同じ日本市場へのアクセスであるとともに、対日輸出の後に続くものである場合が多い。従って、我が国の経済・市場の魅力を対外的に周知させることに資する、総論としての輸入促進施策の継続意義は失われたわけではない。しかしながら、1980年代に急速かつ大幅に拡大した振興会の輸入促進事業の中には、その目的を達成したり、意義を失ったものもある。具体的には、特定品目の輸入促進や輸入促進にかかる普及啓発を目的とした施設運営型事業については、政策的な必要性が低下してきている。</p> <p>今後、機構においては、海外企業による貿易・投資に係る対日アクセスの円滑化を図るべく、受益者負担も考慮しつつ、我が国産業の活性化や国際競争力の強化、地域経済の活性化、国民生活の向上等に資する事業、例えば、貿易に関する情報提供業務及びミッションの受入れ、マッチング事業等に絞って実施する。なお、本事業の遂行に当たっては、対日投資促進事業との有機的連携を図る。</p> <p>また、海外からの我が国企業への人材・頭脳の受入れ促進のため、我が国企業と外国人人材とのマッチング支援事業等を実施する。</p> <p>開発途上国については、「政府開発援助大綱」を踏まえ、我が国企業、進出日系企業の具体的取引に寄与することを念頭に置きつつ、開発途上国の持続的成長に資する輸出産業や進出日系企業の部品等の調達先となる裾野産業の育成等、開発途上国内の産業育成の取組みを支援する。具体的な協力案件については、現地受入れ体制の整備状況も勘案しつつ、対象国の技術レベル向上に向けての意欲や現地側の自助努力が認められ、かつ、我が国への裨益があるものについてとりあげる。また、産業人材育成支援においては、当該途上国の経済発展の度合いも十分勘案する。</p> <p>なお、事業実施の際は、官・民の関連機関との有機的な連携及び類似重複する事業の排除により、プログラム全体の効率性・有効性の向上に努める。</p>	<p>のミッション受入れや当該国・地域が主催する展示商談会・セミナーへの支援を行う。</p> <p>イ) 我が国製造業及び進出日系製造業のより安価または高品質の部品・部材の調達を支援するため、受益者負担も考慮しつつ、「逆見本市」（調達したい部品等を展示し、供給可能な企業を探すための見本市）を開催する等の支援事業を実施する。</p> <p>ウ) 特定品目の輸入促進や、輸入促進に係る普及啓発を目的とした施設運営型事業（輸入車常設展示場、地域輸入促進センター、輸入住宅展示場、輸入住宅部材センター）については、順次、縮小・廃止する。</p> <p>エ) 個別案件の処理に関して、対日投資と対日アクセスの案件処理を一体的に処理する体制を整備する。</p> <p>オ) 海外からの人材・頭脳の受入れ促進に関し、外国人の日本語によるビジネスコミュニケーション能力（日本語で商談等を円滑に行える能力）を客観的に評価する、「ビジネス日本語能力テスト」を国内外で有料で実施し、本中期目標終了年度において年間4,400人の受験申込者を確保する。（平成14年度実績 4,013人）</p> <p>カ) また、我が国企業における優秀な外国人人材の確保・活用を支援するため、外国人学生の受入れを希望する我が国企業と優秀な外国人人材とのマッチング支援事業等を実施する。</p> <p>これらの事業を通じて、対日アクセス円滑化事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。</p> <p>キ) 開発途上国内の産業育成については、東アジアに重点を置きつつ、対象国における重要度、現地側の自助努力、支援体制の整備度及び我が国企業・進出日系企業のニーズ、取引の潜在性の高さ等を踏まえて、支援案件を設定する。具体的には、アジア地域では伝統工芸品等の有望輸出産業のほか、ソフトウェアやバイオ等新産業分野、現地日系企業の部品調達に資する裾野産業等の育成を支援する。中南米・中東・アフリカ地域においては伝統的な輸出</p>
---	--

地域の国際化による地域経済活性化の支援

振興会では、90年代半ばより、国際化に対する地方自治体のニーズに応じて、「ローカル・トゥ・ローカル事業（LL事業）」を実施し、地域における国際経済交流の進展に貢献してきたところである。

地方自治体において、地域経済活性化のための有力な手段として「国際経済交流」が位置づけられていることに鑑み、機構では、受益者負担も考慮しつつ、支援ツールを適切に提供し、地方自治体による取り組みを支援する体制を作る。

また、機構は、広域的地域における産学官及び企業間の交流・連携を図り、世界に通用する新技術・新事業が次々と展開される産業集積の形成を目指す「産業クラスター計画」を踏まえ、産業クラスターに属する地域の中堅・中小企業の海外市場開拓や技術交流等海外との交流・連携を支援し、これら企業の成長と企業誘致の促進を通じた地域経済の活性化を促進する。

製品の品質向上を支援し、国際マーケットへの進出を支援する。大洋州（太平洋島嶼国）においては2000年の「宮崎イニシアチブ」の枠組みに沿って観光周辺産業の現代化を支援し、中東欧・CIS地域においては繊維製品、家具等の軽工業分野の産業育成を中心に支援する。

事業を企画・実施するに際しては、我が国と当該国・地域との自由貿易協定締結に向けての動き、東アジアにおけるビジネス圏形成の動き、後発のASEAN加盟4カ国（CLMV諸国）の経済発展の動向等を踏まえて実施する。

さらに、事業実施成果や対象国産業の技術レベルの向上度合い等を評価するための関係企業・団体等との意見交換の枠組みを整備する。

地域の国際化による地域経済活性化の支援

国内外のネットワークとその機能を活用し、国内地域と海外地域との国際経済交流による地域経済活性化を図るため、「ローカル・トゥ・ローカル産業交流事業（LL事業）」を実施する。

実施に際しては、国内外の産業集積に着目し、産業創出、技術・ノウハウ導入、海外販路拡大、対日投資、開発輸入、都市・地域再生の6つの観点から、交流目的や具体的な交流計画が明確で、対象地域双方に相互補完的なメリットがある案件を取り上げる。また、目標を事前に設定するとともに、受益者負担を求めつつ、外国企業や産地に関する調査、ミッション派遣・受入れ、商談会・シンポジウムの開催等のスキームを活用し、産業集積の多角化・高度化を図る。

また、施策の対象者への施策情報の浸透と施策の活用を促進するため、機構が我が国企業に提供するサービス全般について、機構自身の広報媒体のみならず、地方経済産業局を始めとする関係者のホームページ、メールマガジンや各地域における施策説明会の開催等も通じて、施策を利用する者の立場に立った、分かりやすくきめ細やかな事業のPRを実施する。

さらに、産業クラスターに属する地域企業の販路開拓等を支援するため、産業クラスター計画の各種事業に協力機関として参加し、産業クラスターの有する地域の産学官の幅広い人的ネットワークを活用することにより、有望な地域の中堅・中小企業による輸出、技術交流、海外企業との連携案件の発

<p>(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動</p> <p>海外経済情報の収集・調査・提供</p> <p>振興会では、昭和33年の設立以来、海外79事務所のネットワークを活用して、海外の経済・産業に係る動向の調査・情報収集・提供を行ってきたところである。</p> <p>我が国企業は、世界中で事業活動を展開しており、海外マーケットに関する迅速な情報収集等に対するニーズは、量、質とも高まっているため、機構の情報収集等に対する我が国企業の期待は極めて大きい。</p> <p>このため、機構としては、我が国企業が行う事業活動に直接役立つ、諸外国の貿易や投資に関する情報収集、調査を実施する。特に、我が国企業からのニーズの大きい東アジア諸国の制度情報を整備することに注力する。</p> <p>これに加え、我が国経済の構造改革を促進し国際競争力を回復するため、ア)対日直接投資・対日アクセスの阻害要因の調査や成果を上げるための対応策、イ)経済連携協定(E P A)に関し、貿易・投資のビジネス上の障害の実態把握を含め、我が国政府の交渉を円滑かつ容易にするために役立つ調査等を行う。</p> <p>また、調査成果の提供又は貿易投資相談を行うに際しては、利用者のニーズ・特性に柔軟に対応できるよう、電子媒体の利用を含め、情報提供の方法の多様化を図る。その際、利用者の評価を、調査・情報収集すべき内容及び情報提供体制に反映させる。</p> <p>なお、利用者が不特定であり、かつ、情報の内容が基礎的なものはWEBを利用して広く情報提供することとし、それ以外のものについては、受益者</p>	<p>掘に努めるとともに、国内の産業クラスターと海外の産業集積との交流・連携を図る。</p> <p>これらの事業を通じ、本事業の利用者(L L 事業を推進している地方公共団体等や産業クラスター計画の推進組織を含む。)に対し、「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。</p> <p>(2) 貿易投資円滑化のための基盤的活動</p> <p>海外経済情報の収集・調査・提供</p> <p>【情報の収集・調査】</p> <p>我が国企業のニーズに応じた調査を行うため、機構の各種データベースの利用者の利用状況の把握・分析や貿易投資相談内容の国別・テーマ別の集計等により情報ニーズを把握し、それを調査に反映させる仕組みを確立させる。</p> <p>具体的には、下記の調査に取り組む。</p> <p>ア) 日常的な情報収集については、諸外国とのビジネス実務に役立つ制度関連情報(貿易・投資、環境、競争、消費者保護、規格基準、法務、税務、労務、会計、知的財産権等) やマーケット関連情報(産業・商品情報、技術情報、引合い情報等) に重点を置く。特に、我が国中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、中国について最優先で情報整備を図る。</p> <p>イ) また、A S E A N (二国間を含む。)、韓国、メキシコとの自由貿易協定(F T A ・ E P A) に向けて、我が国企業及び進出日系企業等の貿易・投資のビジネス上の具体的障害となっている事項の実態把握、改善要望等を調査し、我が国政府の交渉を可能な限り円滑かつ容易なものとするよう支援する。</p> <p>ウ) 複数の海外事務所が連携・分担して統一のテーマについて行う調査については、「 F T A 関連」、「輸出支援関連」、「農林水産・食品関連」の3分野を主要課題として、毎年、より具体的なテーマを設定して取り組む。また、</p>
--	---

負担拡大の観点から、原則として情報提供を有料化する。

更に、貿易投資相談については、資源の有効活用及び専門性の観点から、外部人材の能力も利用することにより、我が国中小企業等から数多く寄せられる相談案件に的確に対応していく。

外国企業の対日直接投資の阻害要因について、具体的相談事例等から洗い出すとともに、諸外国との比較において、規制緩和や誘致アクションの面で我が国政府、自治体等が対応すべき事項を調査する（２．（１）カ）再掲）。

イ) 時系列的・地域横断的な比較が重要な「進出日系企業実態調査」、「投資関連コスト比較調査」、「アジアクイックＤＩ調査」を継続して行う。

オ) アジアにおける人材・頭脳、技術交流、ベンチャー企業育成に関連する情報収集、交換の要として、ＡＡＢＩ(Asian Association of Business Incubation)の事務局機能を担う。

【情報提供】

ア) 収集・調査した情報をその内容や想定される顧客(ユーザー)層に応じて、ウェブサイト、電子メール、紙媒体、映像媒体、セミナー等の各種媒体によって提供する。その際、利用者が不特定であり、かつ、情報の内容が基礎的なものはウェブサイトでの無料提供とする。(なお、ウェブサイト(開発途上国経済研究活動に係るものを除く。)へのアクセス件数(ページビュー)については、内容の充実等を図ることによりアクセス件数の増加を図り、和文・英文あわせて、年間３８００万件とする。)(平成１４年度実績推計 年間３４１９万件)。また、それ以外の情報については、受益者負担拡大の観点から、原則として有料提供とする。

イ) 調査結果に基づく政策提言については、内閣府等政府関係機関への説明を積極的に行うとともに、インターネット、出版物等の媒体や講演会等を通じて広く発表する。

【貿易投資相談】

ア) 本部での貿易投資相談業務については、収集・調査した情報を内部で蓄積・共有化するとともに、貿易投資相談データベースを充実させる等により、貿易投資相談の迅速化、内容の平準化を一層進める。また、相談者の求める多様なサービスに対応すべく、外部の専門家を含めた体制の整備を進める。

イ) ビジネスライブラリーは、我が国企業と機構が接する最前線であることに

<p>海外への情報発信</p> <p>我が国と諸外国との経済交流を一層円滑化させるため、北米、欧州、アジアを中心として、我が国とのビジネスの魅力を知らしめ、我が国経済や我が国企業との貿易、我が国への投資についての関心を喚起することを目的として、我が国の経済構造改革が生み出すビジネスチャンスや外国企業による成功事例の紹介などによる情報発信を行う。特に、本中期目標の期間においては、海外に対して日本の魅力を積極的にPRする等、対日投資促進のための情報発信に重点を置く。</p>	<p>鑑み、来館者へのアンケート等により把握した利用者ニーズを反映した資料の収集と提供を図る。具体的には、世界各国の経済・産業事情、制度情報、統計等の基礎資料収集の継続性を重視する一方、時代の要請に基づいたテーマ（中国、IT、環境等）の資料の収集に努める。またアップデートや検索性に優れた電子資料は貿易統計、ダイレクトリー、関税率表等を中心に積極的に収集し、対外的には丁寧なサポートで利用促進を図るとともに、ネットワーク利用を通して組織内の情報インフラを強化する。</p> <p>り) 本部、大阪本部、貿易情報センターに加え、地方の中堅・中小企業の相談窓口として、「情報デスク」及び「FAZ支援センター」を運営する。</p> <p>I) 貿易に関する高度な知識・ノウハウ・経験を有する人材を認定する「貿易アドバイザー認定制度」を実施する。また、貿易関連人材の育成のため、「貿易実務オンライン講座」を提供し、受講者数の増加を図ることにより、本中期目標終了年度において、1,250人の受講者を確保する。(平成14年度実績 1,102人)</p> <p>これら事業を通じて、利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。</p> <p>海外への情報発信</p> <p>ア) 情報発信の具体的内容は、次の5テーマを中心とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の経済構造改革、規制緩和、産業クラスター計画等政府施策の動向 ・上記の結果生じている我が国市場の変化と新たなビジネスチャンス ・外国企業の対日ビジネス成功事例 ・我が国の優れた技術や商品・サービス、活力ある中小企業の事例 ・我が国の主要な市場（産業）の動向 <p>イ) 海外事務所においては、機構の職員自らが情報発信の内容とターゲット（外国企業、政府等の対象者層）を明確に意識して、最適な手法を用いて情報発信を行う。</p> <p>り) 本部においては海外事務所の効果的・効率的な情報発信を後方支援するた</p>
---	--

我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

我が国企業が広く世界中で活動している現状に鑑み、専門のアドバイザーの配置等により、海外における我が国企業からの問い合わせ・相談への対応を更に充実させる。

また、機構は、現地日系企業のとりまとめ役を担うことも多いため、我が国のビジネスにとって障害となっている当該国の経済法制度など貿易・投資に関する制度・運用について、政府と連携をとりつつ、必要に応じて、現地日系企業から現地政府等への意見具申に関し調整役を担う。特に、海外における我が国知的財産の保護については、「知的財産基本法」及び「知的財産戦略大綱」も踏まえ、在外公館、現地日本人商工会議所などと密接な連携をとりながら、被害状況に関する調査、講習会の開催、被害企業からの相談への的確な対応、現地日系企業から現地政府等への意見具申に関する調整に積極的に取り組む。

更に、開発途上国については、「政府開発援助大綱」を踏まえ、我が国企業が貿易・投資を行う上で障害となる、又は整備が望まれる制度・運用等について、その整備・改善への協力を行う。

め、広報素材を継続的かつタイムリーに海外事務所に提供する。また、海外で報道される日本経済に関する悲観的なニュースの出所の多くが在日外国プレスであることから、本部において、プレス懇談会の開催や取材協力を実施するとともに、新たに個別コンタクトを重視した戦略的・積極的な情報発信を行う等により、同プレスに対する情報発信を強化する。

I) 海外で開催される主要な見本市に、広報ブースを出展し、同見本市に参加・出展する海外ビジネスパーソンに対する情報発信を行う。

o) 諸外国との経済関連会議への役員の参加を通じて、情報発信する。また、海外からの有力者招へいや海外におけるオピニオン・リーダー及びビジネス・リーダーとの交流を深め、人的ネットワークの維持・拡大を通じ、情報発信のための基盤整備を図る。

か) 2005年に開催される「愛・地球博」の開催に関わる支援を行う。

我が国企業に対する海外の事業活動円滑化支援

ア) 中小企業等から構成される投資・市場開拓ミッションを派遣する等により、東アジアを中心に広く世界中で海外事業活動を展開していくのに際して必要となる情報を、我が国企業に対して提供する。また、現地に進出した、または進出しようとする我が国企業を支援するため、法務・労務・税務の外部専門家をリテインし、専門のアドバイザーを配置する等、専門的な問い合わせに対応できる体制を整備する。我が国企業の投資・市場開拓ニーズの特に高い地域においては、海外ビジネス・サポート・センター（海外BSC）を運営する。また、近年の我が国中堅・中小企業や進出日系企業のニーズを踏まえ、特に中国での問い合わせ・相談への対応体制を重点的に整備する。

イ) 東アジア諸国を中心とした知的財産権関連制度の整備・運用状況や模倣品・海賊版への対応策を調査し、セミナーや各種媒体で、その結果を知的財産権問題を抱える我が国企業（日系企業を含む。）に積極的に情報提供する。また、被害企業からの相談に対応する体制を整備し、在外・現地日本人商工会議所等と密接な連携を取りつつ、現地政府等に対する意見具申に関する調整に積極的に取り組む。

具体的な協力案件については、対象国の制度・運用等の改善・整備に向けての意欲や現地側の自助努力が認められ、かつ、当該国で活動する我が国企業を含めた我が国経済への裨益のある分野(知的財産権、環境・エネルギー、基準認証、物流等)を取り上げる。特に、東アジアの経済関係の緊密化と我が国経済の発展に資する案件を重視し、経済連携等の政府の政策との整合性を図りつつ実施する。この他、研究交流を通じて中期的な視点に立った途上国の制度運用などへの協力も行う。

(3) 開発途上国経済研究活動

開発途上国に関する調査研究

アジア経済研究所は、昭和35年の設立以降、平成10年にジェットロと統合した後も、貿易・投資と経済協力の車の両輪として、アジア諸国を始めとする開発途上国の政治経済社会に関する基礎的かつ総合的な研究を実施してきたところである。

今後、機構としては、政府、産業界、学会等の関係者の意見も十分に踏まえながら研究テーマを選定していく。更に、我が国とアジア諸国との間の経済面の繋がりを踏まえ、東アジア域内の経済発展に向けた調査研究に重点を置くとともに、我が国の経済協力政策の方向を踏まえつつ、現下の開発途上国を巡る政策的課題や、激変する国際情勢の中で新たにクローズアップされた課題に対応するための調査研究にも取り組む。

り) 途上国における各種経済システム・制度(知的財産権、基準認証、物流、環境・エネルギー等)の整備・運用の改善を支援する。具体的には、専門家の派遣や実証事業の実施を通じて、東アジアを中心とした途上国における制度整備・運用改善のための働きかけを行う。その際、対象国における要望と当該国で活動する我が国企業(日系企業を含む。)への裨益度を勘案して行うものとする。

また、特にエネルギー・環境分野については、政府間の政策対話の枠組みが構築された国を対象に、当該諸国のエネルギー・環境政策の段階に応じ、制度構築への協力を行う。具体的には、専門家の派遣、研修生の受入れ、現地でのセミナー開催等を組み合わせて実施する。

協力案件の選定に当たっては、進出日系企業等からの情報収集、意見交換を行うとともに、事業実施段階においても、機構の協力が実際の制度・運用等の改善・整備につながる内容となるよう、進出日系企業等との意見交換の枠組みを整備する。

これらを通じて、進出日系企業等、本事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施して、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が7割以上とする。

(3) 開発途上国経済研究活動

開発途上国に関する調査研究

ア) 外部研究ニーズの把握

外部研究ニーズを把握するため、各界有識者(大学、政府関係機関、民間研究機関、経済協力機関、民間企業・経済団体、途上国有識者)に対して継続的にアンケート調査を行い、途上国を巡る研究ニーズの動向を把握し、その結果を研究課題選定に反映させる。その際、従来から行ってきた南アジア、中東、アフリカ、中南米等の研究の必要性も十分考慮する。

イ) 研究区分と資源の効率的配分

研究課題について、政府、産業界、学界等の外部ニーズを適切に反映させるシステムを構築し、) 現下の経済・社会情勢、国際的な関心事項等、研

研究所が重点的に資源配分を行うべき重点研究、) 研究所が継続的に取り組み成果を提供するプロジェクト研究、) 経常的な研究では対応できない開発途上国・地域を巡って発生する予見不可能な急激な変化等に対応する機動研究、) 研究所が経常的に取り組むべき、基礎研究の4研究区分を行い、研究資源をこれらの区分に応じて配分することにより効率的かつ効果的な研究を実施する。

研究を実施するに際しては、研究所がこれまで長期に亘って蓄積してきた研究成果と研究者の「集積」を最大限に活用して研究会を組織すること等により、研究課題に最も適した研究体制を構築し、総合力を発揮した研究を行う。

また、これら研究の実施にあたっては、我が国の経済協力政策の方向性を踏まえ、同政策の策定に資する研究を行うよう留意する。

i) 重点研究

中期目標に示された重点研究分野・領域を踏まえ、以下の調査研究を本中期目標期間中の重点研究とする。なお、当該期間中に国際情勢等の変化等により新たな研究ニーズが生じた場合には、重点研究の追加を行う等柔軟に対応する。

東アジア地域では、ASEANを中心として、様々な枠組みで地域経済統合の議論がなされており、当該地域における我が国の今後の通商政策、経済協力政策策定に資するため、東アジアを中心とする貿易・投資、経済協力関係の実態及び今後の展望を理論的・実証的に分析する。

ASEAN地域統合では、経済発展段階の相違のなかで、AFTAとして地域経済統合を達成することが課題となっていることを踏まえ、AFTAの実現過程において後発のASEAN加盟4カ国(CLMV諸国)の政治的、経済的、社会的課題を明らかにし、今後の発展の展望を提示する。

我が国とASEAN諸国の経済連携構想に向けて、政策合意形成を促進するため、関係各国の研究機関と、産業ビジョン策定、政策形成の基盤となる共同研究を実施する。

ii) プロジェクト研究

研究所がこれまで継続的に実施してきた、基礎的なアジア諸国の政治経済動向分析や、産業連関表作成、マクロ経済予測、貿易統計データベース等の維持等の開発途上国に係る基盤的研究を引き続き実施し、政府、産業界、学

<p>開発途上国に関する資料収集・情報提供</p> <p>研究所図書館は、開発途上国研究専門図書館として、開発途上国に関する基礎的な資料を収集するとともに、途上国研究者を始めとする利用者の利便性向上を図る。</p> <p>研究成果については、開発途上国に関する調査研究に費やされたコストとその効果を国民に明確に示すという観点から、出版物、インターネット、講演会等の多様な媒体を通じて積極的に外部に提供していくとともに、経済協力政策の立案に貢献すべく、政策官庁等に対してタイムリーに研究成果を提供する。研究成果の普及に当たっては、適切な受益者負担を求め、自己収入の拡大に努める。</p>	<p>界等の各層に幅広く成果を提供する。</p> <p>iii) 機動研究 開発途上国を巡り発生する急激な国際情勢の変動の背景や、問題点、将来の動向等を解明するため、研究所の物的・人的資源を機動的に組織して研究を行い、時宜に応じて各界に成果を提供する。</p> <p>iv) 基礎研究 開発途上国・地域について現地主義に基づき、現地との共同研究や途上国・地域に固有の一次資料・情報等に基づき、研究者の「集積」を活かした多様なディシプリン、アプローチにより、開発途上国・地域が直面している様々な課題に取り組む。</p> <p>これらの事業を通じて、外部専門家の査読による評価を行い、5点満点の総合評価で平均3.5点以上とする。</p> <p>開発途上国に関する資料収集・情報提供</p> <p>ア) 研究所図書館</p> <p>研究所図書館は、我が国の開発途上国研究の共通インフラとして、開発途上国の経済、政治、社会に関する基礎的な資料・情報を網羅的かつ効率的に収集し、広く国内外の研究者、国民に開放し提供することが必要である。</p> <p>地理的な不利を克服し新たな利用者の開拓を図るため、遠隔地サービスないし非来館型サービスを向上させる。具体的には、遠隔地利用者及び非来館利用者の利便性を高めるため、新着アラートサービス(希望雑誌の最新号到着情報・希望分野の新着資料情報の配信)を提供し、利用者の増加に努力することにより、中期目標終了年度において、500人程度の年間利用者数とする。</p> <p>これらを通じて、利用者アンケートを含む図書館の総合評価を行い、5点満点で平均3.5点以上とする。</p>
--	---

1) 成果普及

研究所は公的研究機関として研究成果を広く普及する責任を負い、種々の手段を用いて政策官庁を始めとして、産業界、学界、国民各層に幅広く研究成果を提供することにより、政策形成過程における政策官庁の選択肢の拡大に寄与し、途上国理解の促進、また学術水準の維持・向上に資する。その際、成果提供の相手方、提供する情報によって、最も適切な手段を検討し、効率的・効果的な成果普及を行う。また、成果普及にあたっては、受益者負担の観点から適切な費用負担を求める。

i) 出版物

研究成果の質を担保するため、全て査読を経た上で研究成果を出版する。また、啓発書等広く販売が期待されるものについては、外部商業出版のルートに乗せ、販売を促進する。

定期刊行物では、学術誌として評価が高い英文・和文の機関誌は現在の評価を維持・向上させ、ワールドトレンドについては、受益者負担の観点から、従来の無料配布先を見直し、有料販売を拡大する。

また、世界的水準の学術レベルを達成する研究成果を世界に発信し、評価を受けるため英文単行書を拡充する。

以上により、年間で60点以上の有料出版物発行を実施する。(平成14年度実績 55点)

ii) ITによる情報発信

「顔の見える研究所」となるべく、研究所ウェブサイトを拡充し、研究報告、ワーキングペーパー、トピックリポート、英文機関誌、年報等可能な限りウェブサイト上に公開することにより、より効果的な情報発信を行う。具体的には、ウェブサイトアクセス件数(ページビュー)及び論文等のダウンロード数の順次増加に努力することにより、本中期目標終了年度において、年間で220万件のアクセス件数(平成14年度実績 約200万件)、年間で5万件以上の論文等のダウンロードとする。

iii) 講演会、セミナー等

講演会やセミナーを年間で27件以上開催することを通じて、我が国企業の対外経済活動の円滑化と広く国民各層の途上国理解を深めると同時に、経済協力政策担当官庁等に政策形成の基礎的判断材料を提供し、適切な政策形

<p>開発途上国に関する研究交流・人材育成</p> <p>アジア経済研究所の有する途上国研究の蓄積を活かし、経済開発・社会開発に寄与する専門家の育成や外国研究者との共同研究などに関する事業を的確に実施する。</p>	<p>成に貢献する。（平成14年度実績 24件）</p> <p>他方、適切な受益者負担を求めつつ、時宜に適ったテーマ、体系的な知見の提供の観点から有料の連続講座や講演会を開催し、講演会等の聴講者に対するアンケートにより、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。</p> <p>開発途上国に関する研究交流・人材育成</p> <p>【研究交流】</p> <p>研究交流は、途上国研究水準の維持・向上を図る上で不可欠である。このため、内外の研究者、研究機関との共同研究を行い、途上国研究ネットワークを構築し研究交流を深める。</p> <p>開かれた研究機関</p> <p>研究者の人的交流、内外の大学・研究機関との組織間交流を深め研究交流ネットワークを構築する。さらに研究所の有する研究インフラ（研究スペース、コンピュータ、研究所図書館等）を内外の開発途上国研究者の共用に供することにより、我が国開発途上国研究交流拠点（ハブ）として機能する。その際、研究インフラ利用者へのアンケート調査による評価で、4段階評価で上位2段階を占める割合が7割以上とする。</p> <p>客員研究員制度の充実</p> <p>客員研究員の所内の研究者との協働、研究事業への参画を推進する。このため、一部の客員研究員について研究会への参加を促し、良質な成果を出せる1年間程度の受入れ期間として招へいする。</p> <p>内外の大学・研究機関との共同プロジェクトの推進</p> <p>国際的な研究機関会合やシンポジウムの開催、世銀、IMF等の国際会議への参加、研究会単位の海外共同研究及びワークショップ等プロジェクトの共同化を推進し、研究成果の質と幅を向上させる。共同プロジェクト実施件数については、本中期目標終了年度において年間60件以上とする。（平成12年度～14年度実績 年平均約55件）</p>
---	---

<p>(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携</p> <p>振興会が、開発途上国研究と貿易投資振興事業を一体的に実施する機関として位置づけられてきたことを踏まえ、機構においても、貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携を更に深め、顧客満足度の向上及び研究活動の質の向上につなげていく。</p> <p>4 . 財務内容の改善に関する事項</p> <p>財務内容の健全性を確保する観点から、資金の借入については、特段の事情がない限り厳に慎む。</p> <p>また、国費負担の軽減、業務の効率的実施の観点から、新たな事業における受益者負担の導入、民間・地方自治体等からの受託事業の拡大を図る。ま</p>	<p>【人材育成】</p> <p>高度な能力を有する開発専門家の育成は、我が国全体に課せられた課題であり、研究所がこれまで積み上げてきた研究蓄積や人的資源を活用して開発専門家を育成する。</p> <p>具体的には、外国人研修生については、開発途上国政府の開発担当官を主な対象として、帰国後に現地の開発実務の指導的な職務を果たす能力を有する人材を育成する。日本人研修生については、日本人で国際機関等での開発現場に携わることを目標とする人材を育成する。なお、国費である運営費交付金を研修生個人の資質向上に投入するにあたっては、国費を投入することの妥当性と個人が受ける利益とのバランスを考慮しつつ、適切な受益者負担を求めている。</p> <p>また、内外研修生の修了時に行うアンケートによる評価で、4段階評価で上位2段階の占める割合が7割以上とする。</p> <p>(4) 貿易投資円滑化のための基盤的活動と開発途上国経済研究活動との連携</p> <p>両活動をより効果的に実施し、多面的な情報を与えることを可能とするため、これまで両部門に蓄積してきた地域・国別の基礎研究・調査、経済統計・データ、産業・技術情報、人脈等知見・ノウハウの組織的共有・活用を押し進める。また、研究会への相互参加、講演会・セミナーの共同開催、及び出版物への相互執筆等の連携を一層深めることで、両部門の調査・研究内容の深化、より効果的な成果普及を実現する。</p> <p>3 . 予算、収支計画及び資金計画 別添のとおり。</p> <p>4 . 短期借入金の限度額</p>
---	---

た、機構が顧客に提供する各サービスの受益者負担内容を確定し、顧客にメニューを提示する。

なお、試験・講座等の事業の実施に際しては、コスト削減と受益者負担の拡大により、運営費交付金の投入額を削減する。

5. その他業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

民間事業者に出資金を預託して運営している施設のうち、インポートスクエア、輸入住宅展示場、輸入住宅部材センター及び輸入自動車展示場については、関係地方公共団体、業界団体等と協議の上、順次縮小・閉鎖する。返還される出資金については、評価委員会の審議を経た上で、必要な額を対日直接投資促進を始めとする機構の業務の全体の効率的かつ効果的実施のために充て、更に残余があれば国庫に納付する。

8,079百万円
(理由) 運営費交付金及び補助金の受入れが最大3か月分遅れた場合、事故の発生等により緊急に対策費が必要となった場合等を想定して、運営費交付金及び補助金の約3カ月分を短期借入金の限度額とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画
なし。

6. 剰余金の使途
・海外有識者、有力者の招へいの追加的実施
・職員教育の充実
・展示会、セミナー、講演会等の追加的実施(新規事業実施のための事前調査の実施を含む。)
・先行的な開発途上国研究の実施

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備に関する計画

出資金の運用により運営している輸入促進施設の見直しを円滑に進めるため、関係自治体等と事前に協議を行う。

機構の業務を効率的かつ効果的に推進していく観点から、研究所の土地を購入する。また、老朽化のため最低限必要な本部の移転等の実施を検討する。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
アジア経済研究所用地購入	1,720	出資金

[注記] 金額については、見込みである。
なお、上記のほか、業務実施状況や、施設・設備の老朽度合い等を勘案した設備の整備、改修等が追加されることがありうる。

(2) 人事に関する計画

職員の専門性向上

貿易・投資関連業務の幅の拡大、利用者の多様なニーズへの対応を図るため、職員の専門的な識見を習得・向上させる。

また、人事評価制度の充実及びその処遇等への反映を通じて、職員の動機付けを更に高める。

採用形態の多様化

経済・産業情勢に適切に対応した事業の実施を可能とするため、知的財産等の経済法制度分野、IT・バイオ等の先端技術分野のように、これまで人的蓄積の乏しい分野については、中間採用や任期付採用なども活用しながら、外部からの登用を積極的に実施する。

また、海外においては、現地の事情に精通する人材をアドバイザー等の形で活用していくことに努める。

(2) 人事に関する計画

職員の専門性の向上

研修制度を再構築し若手職員への語学、貿易・投資実務、財務・会計等の基礎知識の習得を徹底する。さらに、地域・国別、知的財産等のテーマ別、展示、財務等の業務別の専門家育成を図る。また、民間企業との人事交流を積極的に行い民間手法や顧客対応能力を修得することにより、サービスの向上を図る。

研究職員については、現地語研修、海外研究員としての派遣時期・派遣地の選定等、研究者としてのキャリアパスを考慮し、学問的な知見の蓄積のみならず広く現地事情に通暁した人材の育成を図る。

採用形態の多様化

専門性を有する人材の採用により、組織の活性化や組織目標の達成を図る。新卒、中間採用(社会人)に加えて、新たに任期付採用及び外国人採用制度を導入する。

(参考 1)

- ・ 期初の常勤職員数 1,686人
- ・ 期末の常勤職員数の見込み 期初と同程度とする。
任期付職員に限り必要最小限の人員の追加がありうる。

(参考 2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 62,274百万円

- ・ 中期目標期間を越える債務負担 なし
- ・ 積立金の使途 なし

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>(まえがき)</p> <p>我が国のエネルギー供給の中核を担う原子力を安定的に利用していく上では、安全の確保が不可欠である。安全の確保は、一義的に責任を負う事業者の適切な対策により実現するものであるが、国は、国民の負託を受けて、事業者が的確に安全を確保するように、その事業活動を厳格に規制する責務を負っている。規制のあり方は、最新の技術的知見や、現場の実態等を踏まえ、常に見直していくことが必要である。平成14年に明らかになった原子力発電所における点検記録の不正等により、原子力の安全確保に関する国民の信頼は大きく損なわれたが、これによって明らかになったことは、事業者の組織のマネージメント、検査や設備の維持のあり方等運転開始後の安全確保、最新の知見の安全規制への取込み、あるいは、国民に対する説明責任といった問題への取組みを強化することの重要性である。</p> <p>独立行政法人原子力安全基盤機構(以下、「機構」という。)は、このような状況の中で原子力安全行政の基盤的業務を実施する専門機関として、国が実施してきた検査の一部等を行うとともに、これまで公益法人に委託して実施してきた安全審査の解析評価におけるクロスチェックや各種機器、設備の信頼性に関する試験研究等の業務を一元的に実施するため、新たに設立されるものである。この新しい体制は、国が実施すべき業務は、公益法人など民間に任せるのではなく、国の責任において実施することを明確にした上で、専門技術的知見を必要とする業務を、独立行政法人に担わせるという考え方に基づくものである。法改正により機能が強化された原子力安全委員会における原子力安全規制に係る取組みを踏まえ、機構は、原子力安全規制当局である原子力安全・保安院と連携し、国民の安全確保という重要な役割の一翼を担うという強い使命感をもって、その業務を公正・中立かつ厳格に実施することが重要である。また、専門機関として広く知見を集め、科学的・合理的な判断に基づき、常に原子力安全規制の高度化に貢献していくこと及びそうした安全規制に係る情報を積極的に国民にわかりやすく提供し、透明性を高めることにより、原子力の安全確保に対する国民の信頼の回復に寄与していくことが求められる。</p> <p>このため、機構は、専門的知見、経験を有する人材を確保し、その能力の更なる向上に努め、また、組織を柔軟に見直し、業務を効率的、効果的に実施することにより、原子力安全・保安院における安全規制の効果的かつ着実な実施に貢献し、さらに、それを通じて、原子力安全の確保及びその向上に寄与することが必要である。</p>	<p>(まえがき)</p> <p>独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき、独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の平成15年10月から始まる期間における中期目標を達成するための中期計画を以下のとおり定める。</p> <p>機構は、原子力安全を担う専門機関として常にそのポテンシャルを高め、原子力安全基盤の整備を積極的に行うことにより、原子力安全・保安院における安全規制の効果的かつ着実な実施、さらにはその高度化に貢献する。また、業務を公正・中立かつ厳格に実施するとともに、原子力安全に関する情報を国民にわかりやすく提供し、その透明性を高めることにより、原子力安全の確保及び国民の信頼の回復に貢献することとする。</p> <p>なお、業務の実施に当たっては、原子力安全・保安院と連携し、効率的かつ効果的に行うとともに、第三者評価等を通じ業務の適正な実施を図ることとする。</p>
<p>・中期目標期間</p> <p>中期目標の期間は平成15年10月1日から平成19年3月31日までの3年6か月間とする。</p>	
<p>・業務運営の効率化に関する事項</p> <p>本中期目標期間においては、その組織、運営体制の確立を図るとともに、業務の効率的遂行を図るため、以下によりその業務の実施を図るものとする。</p> <p>(1) 組織運営</p> <p>機構は、原子力安全行政の基盤的業務を実施する専門機関としての役割を的確に果</p>	<p>・業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>(1) 組織運営</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>たすことが求められる。そのためには、意志決定において、科学的・合理的かつ公正・中立に迅速な判断を行うこと、判断の責任を明確にすること及び判断の根拠やプロセスのトレーサビリティを高めることが必要である。また、各部門で得られた知見を総合的に活用して、適切な判断を行うことが求められる。</p> <p>科学的・合理的判断に基づく業務の実施 機構は、組織運営、業務の実施にあたり科学的・合理的な判断の下に行う。また、判断の根拠について、透明性を確保するために必要な情報の公開、発信を積極的に行う。</p> <p>責任の明確化と的確な業務処理 機構は、原子力安全行政の基盤的業務を実施する機関として、その業務を的確かつ迅速に行うため、適切な人材配置を行い、組織内の責任を明確化するとともに、意志決定ラインを短くしたフラットな組織構成とする。</p> <p>部門間の情報の共有 組織全体としての能力を高めて、原子力の安全確保という目的を達成していくために、部門間で十分に情報を共有し、各部門に蓄積された知見を有効に活用できる体制を構築する。</p> <p>機動的かつ弾力的な組織運営 原子力安全行政上の要請に応じて必要な業務を実施できるよう、機動的かつ弾力的な組織運営を行い、随時業務内容、人員配置及び組織体制を見直し、リソースの適切な配分を図るよう努める。</p> <p>公正な業務執行 原子力の安全確保の観点から中立的な立場で厳正かつ公正に業務を遂行することが求められるので、直接規制行政の一部を担う業務には、電力会社等からの出向者を充てないこととする。</p> <p>機構業務の質の向上 機構は、原子力事業者の品質保証体制についてチェックする機能を担うことに鑑み、自らの業務の質を高めるよう努め、ISO/IECガイド65の認証機関制度への適合に向けて、体制整備等を行う。また、業務の公正な実施を図るため、リスクマネジメントシステムの構築に向け、機構における体制について検討する。</p>	<p>機構は、組織運営、業務の実施にあたり科学的・合理的な判断の下に行うとともに、判断根拠の透明性を確保するために必要な情報の公開、発信を積極的に行うことを行動規範として定め、公表する。</p> <p>機構の内部組織は、簡潔な組織として、意志決定ラインを短くするとともに、指揮命令系統及び責任の所在を明確化する。また職員の能力及び実績を勘案し適切な人材配置を行う。</p> <p>役員、各部門の責任者が定期的に業務の実施状況について情報共有するとともに、業務を通して得られる情報及び知見等はデータベース化を行い、機構内部の情報システムを活用するなどにより、全職員が機構内で適切に情報共有できる仕組みを構築する。</p> <p>原子力安全・保安院との連絡を密接に行い、常に原子力安全行政上の要請を分析、把握し、必要に応じて、組織、人員配置の見直しを行う。</p> <p>直接的に原子力安全規制行政の一部を担う検査等の業務及びクロスチェック解析の業務に携わる部門の職員については、電力会社等からの出向者を充てないこととし、業務の中立・公正な実施に努める。また、倫理規定を定め、規律の維持を図るとともに、業務執行部門から独立した組織による内部監査を行う。</p> <p>機構は、自らの業務の品質を高めるよう努め、中期目標期間中に、ISO/IECガイド65に規定される認証機関としての要件に合致するよう体制整備を行う。また、原子力の安全規制に関わる機関として、適切なリスクマネジメントシステムの構築に向けた検討を行う。</p>
<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>機構は、限られたリソースを必要な業務に的確に投入するため、効率的に事業を実施することが求められる。既存の試験研究等の実施自体を自己目的化することなく、技術の進歩や国際的な規制の動向を踏まえて、安全行政上の要請に応じた業務を適切に行うため、規格基準の策定、検査や安全評価の高度化といった目的、成果物を常に意識して実施していくことが必要である。</p> <p>第三者評価の導入 安全性実証試験等のテーマ選定、実施計画の作成、またその実施に当たっては、公正・中立な外部有識者による評価を受ける仕組みを導入し、事業の成果が安全規制行政等において適切な活用が図られるものとなるよう努める。</p> <p>規制当局等との連携 安全行政上の要請に応じた事業の効率的な実施を図るため、実施計画の立案に当たっては、規制当局関係部署等と十分な連携を図る。</p>	<p>(2) 効率的な事業の実施</p> <p>調査、試験及び研究の実施に当たっては、適切なテーマ選定、事業計画策定、進捗管理、成果の客観的評価のために、公正・中立な外部の有識者、専門家からなる第三者評価機関を設置し、安全規制上のニーズや技術的動向の観点から、機構が行う試験、研究業務について、第三者による評価を受けることとする。この際、試験・研究目的の達成や成果の活用が見込まれない場合には計画の中止を含めた見直しを、政策的必要性が高まったものについてはその加速を図る等迅速な見直しを行う。</p> <p>事業の実施計画の立案、実施に当たっては、原子力安全・保安院のニーズが適切に</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>外部ポテンシャルの活用 試験研究の実施に当たっては、機構における人材育成、ポテンシャルの維持等の要請とバランスを取りつつ、国内外の施設、人的資源を最大限有効利用する。</p>	<p>反映できるよう十分な連携を取ることにする。 試験研究の実施に当たっては、必要となる施設は、機構が固定的経費を負担することがないように、既存の国内外の施設を活用するよう努めるとともに、必要な人的資源についても、機構における人材育成、ポテンシャルの維持等の要請とのバランスを考慮しつつ、外部の専門家を積極的に活用することとする。</p>
<p>(3) 高い専門性のある人材の確保及び育成 原子炉施設等は、高度な複合システムであり、その安全確保のためには、原子炉工学、機械工学、電気工学、土木工学、化学、地質学等の広範な分野の知見を活用することが必要となる。また、工学分野においては、経験が重要である。</p> <p>専門的能力の確保 原子力安全行政の基盤的業務を実施する専門機関として、業務を的確に実施するため、専門的知識及び経験に富んだ人材を中途採用するなどにより、幅広く確保する。</p> <p>能力開発 定期的に研修を行うとともに、国内外の規制当局等と人事交流するなど多様な経験を積ませることにより、専門的能力の維持向上等に努める。また、関連分野の資格の取得や学会活動などへの参加等を奨励する。</p> <p>勤労意欲の向上 職員の業績に応じインセンティブが働く制度を構築し、勤労意欲の向上を図る。</p>	<p>(3) 高い専門性のある人材の確保及び育成</p> <p>原子力の安全確保に関する業務を適切かつ確実に実施するため、専門的知識と経験のある人材を確保することが必要なことから、積極的に中途採用を活用することにより、専門知識及び経験に富んだ人材を集める。</p> <p>職員の能力、専門的知識の維持向上を図るため、計画的に職員研修を実施する。特に、検査等業務に従事する職員については、検査等業務の実施に求められる有資格者を増やすとともに、その資質を高めるための研修を積極的に行い、その業務従事時間の5%以上を研修受講に充てることとする。また、知見を広め職務の適切な遂行に資するため、国内外の規制機関等と人事交流等を行う。</p> <p>また、検査業務を担当する職員に対しては検査に有効な関連資格の取得を、解析評価、試験、研究部門の職員には学位の取得、学会活動への参加を推奨し、その能力の向上を図る。</p> <p>職員に業績向上のインセンティブを与えるため、業績評価制度を確立し、毎年評価を行い、その結果を処遇に反映する。</p>
<p>(4) 業務の効率化の推進 機構は、その業務実施に当たって、各部門で蓄積した情報を有効に共有し、そのポテンシャルを最大限に活かすための基盤を整備することが必要である。</p> <p>情報化の推進 情報技術を活用して、効率的に情報共有を進めるとともに、事務処理においても、効率化・迅速化、省資源化を図る。なお、国民への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、分析及び体系的整理を行うとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、これらの業務の最適化計画を作成する。</p> <p>調達等の効率化 業務内容に応じ、外部機関を活用するとともに、競争的な調達を行う。</p> <p>業務経費の削減 運営費交付金による業務については、効率的遂行に努め、事業費(. Aにいう検査等に係るものを除く。)については、中期目標の期間の最後の事業年度において機構設立時(通年ベース換算)比3%(物価変動を考慮して補正を行う。)を上回る削減を達成する。また、一般管理費については、中期目標の期間の最後の事業年度において機構設立時(通年ベース換算)比10%(物価変動を考慮して補正を行う。)を上回る削減を達成する。</p> <p>既存事業については不断の見直しを行い、原子力安全の確保の観点から新たに事</p>	<p>(4) 業務の効率化の推進 効率的な業務実施を図るため、事務の電子化を進め、機構内部にイントラネットを構築して、情報基盤の整備充実を図る。また、外部からの不正アクセス等を防ぐため、十分な対策を講じる。</p> <p>経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け業務の最適化計画を策定する。</p> <p>物品、役務の調達等においては、一般競争入札等を活用し、コストの低減化を図る。運営費交付金による業務については、効率的遂行に努め、事業費(検査等に係るものを除く。)については、中期目標の期間の最後の事業年度において機構設立時(通年ベース換算)比3%(物価変動を考慮して補正を行う。)を上回る削減を達成する。また、一般管理費については、中期目標の期間の最後の事業年度において機構設立時(通年ベース換算)比10%(物価変動を考慮して補正を行う。)を上回る削減を達成する。</p> <p>既存事業については不断の見直しを行い、原子力安全の確保の観点から新たに事業が必要となる場合にも全体の効率化に配慮することとする。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>業が必要となる場合にも全体の効率化に配慮する。</p>	
<p>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>機構が提供するサービスは、原子力安全行政の基盤的業務を実施する機関として、業務を的確に実施しつつ、専門機関としてのポテンシャルを活用して、原子力安全規制行政の高度化に貢献するとともに、原子力安全確保に関する情報を積極的に発信、提供することであり、その結果として、原子力の安全確保を確実にすること及び原子力安全に関する国民の信頼を構築することが期待される。</p> <p>原子力安全規制のあり方については、軽水炉技術の成熟化、再処理施設等の事業化、国民に対する説明責任の重要性増大等様々な要因により、これまで以上に科学的・合理的であること、透明性高く、わかりやすく説明されること、国際的な連携を強化することが求められている。</p> <p>機構は、こうした要求に応えるため、以下の業務を的確に実施しつつ、より効果的で実効性の高い原子力安全規制のあり方について、積極的に原子力安全・保安院に提言していくことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> A．原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等業務を実施すること B．国が安全審査を行うに際しての事業者が行った安全解析の妥当性を確認するなど原子炉施設等の安全性に関する解析、評価を行うこと C．国が行う防災業務を支援するために、緊急事態応急対策拠点施設（オフサイトセンター）の整備及び維持管理、緊急時対策支援システムの管理運用、防災訓練の実施支援並びに原子力防災対策に関する調査研究を行うこと D．国が安全規制を的確に実施するために必要となるデータ、技術的知見を収集するため、調査、試験及び研究を実施すること E．国内外の関連施設の運転に係る情報の収集、整理及び分析を行うこと並びに原子力安全に係る情報の提供を行うこと F．原子力安全に係る二国間及び多国間の国際協力に参画するとともに、情報の収集及び提供、技術者交流等関係業務を実施すること 	<p>・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>A．検査等に関する業務</p> <p>検査等業務は、規制当局が事業者に要求した事項が確実に履行されていることを具体的に確認する行為であり、原子力安全規制において、重要な役割を担っている。機構は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づき、検査又はこれに類する業務として各種の検査、安全管理審査及び確認の業務（以下「検査等」という。）を行うこととされており、これらを公正かつ厳正に、また、夜間休日を問わず、機動的に実施することが求められる。</p> <p>特に、定期安全管理審査は、平成14年12月の電気事業法改正により法定義務化された定期事業者検査の実施体制を審査することにより、国が直接確認を行う定期検査だけでなく、定期事業者検査全体が適切に行われることを監査的手法により確認するために、新たに導入されたものである。このため、機構は、原子力発電所の現場に関する知識及び品質保証に関する知識を有する人材を確保して、当該業務を的確に実施することが求められる。</p>	<p>A．検査等に関する業務</p> <p>検査等業務については、公正かつ厳正に、また、機動的に実施できるよう、研修等により検査員の能力向上に努めるとともに、検査等業務を効率的かつ迅速に実施できるよう、適切な人員配置を図るなど検査体制の整備について検討を行う。</p> <p>平成14年8月、明らかとなった原子力発電所自主点検記録に係る不正問題に対する再発防止対策の一環として、事業者の自主点検の法定化を行うとともに、その適切性についての客観性の担保及び必要に応じその改善を促す仕組みとしての定期安全管理審査が電気事業法の改正により導入され、機構が実施主体となった。</p> <p>定期安全管理審査は、事業者の自主点検の実施体制について、その組織、工程管理、検査の方法等に係る品質保証体制を審査するとともに、保守点検作業等に係るその実施の状況について現地にて確認することにより、品質保証体制の有効性等安全管理の状況について行うものである。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>また、事業者の保安活動をチェックする検査等業務については、一律ではなく事業所毎のリスクに応じたやり方にする等により効果的、効率的な検査のあり方について検討していくことが必要であり、機構は、自ら行う検査等業務の他、P S A（確率論的安全評価）解析、国外の動向調査等により得られる知見を総合して、より効果的に検査を実施するために、積極的な提言を行うことが求められる。</p> <p>なお、核燃料サイクル施設に係る検査等業務に関しては、現場重視の観点から、大型核燃料サイクル施設が集中立地する青森県等における体制の整備を検討する。</p>	<p>機構は安全管理審査の実施主体として、従前の国又は指定機関が行っていた検査等の適切かつ確実な実施を図ることはもとより、安全管理審査の効果的な運用を図り、その実効性を高めるため、品質保証に関する十分な審査体制の確保、客観的な審査基準の整備等を行い、原子力安全の向上及び国民の信頼の回復に繋がるよう努めることとする。</p> <p>核燃料サイクル施設に係る検査等業務に関しては、現場重視の観点から、また、これを効率的かつ迅速に実施できるよう、大型核燃料サイクル施設が集中立地する青森県等における体制の整備を検討する。</p>
<p>A 1 . 検査等に関する業務（電源立地勘定事業）</p>	<p>A 1 . 検査等に関する業務（電源立地勘定事業）</p>
<p>(1) 検査制度の高度化検討支援 原子力安全・保安院における検査制度の見直しに対応し、効果的な検査システムの構築に寄与すべく、検討に必要な情報の提供、技術的検討を行う。</p>	<p>(1) 検査制度の高度化検討支援 原子力安全・保安院が行う検査制度の見直しに対応するため、原子炉施設等のリスク情報に基づく検査制度の検討、自然欠陥に関する検出性及びサイジング評価技術の高度化検討、効果的な検査手法等に関する検討、関連データの収集整備等を行う。 また、施設検査データベースソフトの実用化を図る。</p>
<p>A 2 . 法令に基づく検査等業務（電源利用勘定事業）</p>	<p>A 2 . 法令に基づく検査等業務（電源利用勘定事業）</p>
<p>(1) 原子炉等規制法及び電気事業法に基づく検査等業務 検査又はこれに類する業務の実施に当たっては、標準処理期間を定め、的確にこれを行い、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、原子炉等規制法という。）第 1 6 条の 3 第 1 項、第 2 8 条第 1 項、第 4 3 条の 9 第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 1 条の 8 第 1 項に規定する使用前検査に関する事務の一部 原子炉等規制法第 1 6 条の 5 第 1 項、第 2 9 条第 1 項、第 4 3 条の 1 1 第 1 項、第 4 6 条の 2 の 2 第 1 項、第 5 1 条の 1 0 第 1 項に規定する施設定期検査に関する事務の一部 原子炉等規制法第 5 1 条の 6 第 1 項に規定する確認に関する事務の一部 電気事業法第 4 9 条第 1 項に規定する使用前検査に関する事務の一部 電気事業法第 5 1 条第 1 項及び第 3 項に規定する燃料体検査に関する事務の一部 電気事業法第 5 4 条第 1 項に規定する定期検査に関する事務の一部</p>	<p>(1) 法令に基づく検査等業務 機構は、原子炉等規制法及び電気事業法に規定される以下の検査等について、経済産業大臣の指示があった日以降、当該検査等を行う検査員の指定、検査要領書の策定等を機構において定める標準処理期間内に適切に処理し、事業者の検査工程に合わせ厳格に実施することとする。また、その結果は検査等の終了後速やかに経済産業大臣に報告する。 原子炉等規制法第 1 6 条の 3 第 1 項、第 2 8 条第 1 項、第 4 3 条の 9 第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 1 条の 8 第 1 項に規定する使用前検査に関する事務の一部 原子炉等規制法第 1 6 条の 5 第 1 項、第 2 9 条第 1 項、第 4 3 条の 1 1 第 1 項、第 4 6 条の 2 の 2 第 1 項、第 5 1 条の 1 0 第 1 項に規定する施設定期検査に関する事務の一部 原子炉等規制法第 5 1 条の 6 第 1 項に規定する確認に関する事務の一部 電気事業法第 4 9 条第 1 項に規定する使用前検査に関する事務の一部 電気事業法第 5 1 条第 1 項及び第 3 項に規定する燃料体検査に関する事務の一部 電気事業法第 5 4 条第 1 項に規定する定期検査に関する事務の一部</p>
<p>(2) 立入検査 経済産業大臣の指示により立入検査を行う場合は、これを的確に実施し、その結果を立入検査の終了後、速やかに経済産業大臣に報告する。 原子炉等規制法第 6 8 条第 7 項の規定に基づき、機構が行う同条第 1 項から第 3 項に規定する立入検査 電気事業法第 1 0 7 条第 9 項の規定に基づき、機構が行う同条第 1 項から第 3 項に規定する立入検査</p>	<p>(2) 立入検査 機構は、経済産業大臣から立入検査を行うよう指示があった場合には、当該立入検査を行う検査員を指定し、検査方法を定めこれを厳格に行う。検査の結果については、完了後速やかにその結果を経済産業大臣へ報告する。 原子炉等規制法第 6 8 条第 7 項の規定に基づき、機構が行う同条第 1 項から第 3 項に規定する立入検査 電気事業法第 1 0 7 条第 9 項の規定に基づき、機構が行う同条第 1 項から第 3 項に規定する立入検査</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>(3) 検査員等の研修 検査に係る職員等が適切かつ確実に業務を実施することができるよう、業務遂行能力の向上を図るため、有効かつ効率的な研修を実施し、その検査技能レベルの向上を図るとともに、定期的に、最新知見に基づく検査技術に関する研修を行い、検査能力の維持向上を図る。各種技能の資格保有者を増やす。</p>	<p>(3) 検査員の研修 検査員は、規制体系、検査の実施方法、検査技術・検査施設に係る高度な専門知識や事業者側からの検査等に係る事実関係聴取方法等検査員として必要な技術・技能が求められることから、これらの専門知識、技能を修得させるため、職員の業務内容及び専門性を踏まえた研修計画、研修コースを策定、実施することにより、検査能力の維持向上を図る。 これらの研修、業務経験を通じ各種の検査員資格を取得させることにより、検査員資格の保有者を期間中に延べ人数で20%増を図る。併せて、検査に有効な技能、資格保有者を増やし検査体制を充実させることとする。</p>
<p>A3. 機構が行う検査等業務（一般勘定業務）</p>	<p>A3. 機構が行う検査等業務（一般勘定業務）</p>
<p>原子炉等規制法又は電気事業法に基づく検査又はこれに類する業務の実施に当たっては、標準処理期間を定め、これを的確に行い、その結果を速やかに経済産業大臣に報告する。</p> <p>原子炉等規制法第61条の24第1項に規定する溶接検査 原子炉等規制法第61条の25第1項に規定する廃棄確認 原子炉等規制法第61条の26第1項に規定する運搬物確認 電気事業法第52条第3項に規定する溶接安全管理審査 電気事業法第55条第4項に規定する定期安全管理審査</p>	<p>原子炉等規制法又は電気事業法の規定に基づき機構が行う以下の検査等について、経済産業大臣の指示があった日以降、当該検査等を行う検査員の指定、検査要領書の策定等を機構において定める標準処理期間内に適切に処理し、事業者の検査工程に合わせ厳格に実施することとする。</p> <p>原子炉等規制法第61条の24第1項に規定する溶接検査 原子炉等規制法第61条の25第1項に規定する廃棄確認 原子炉等規制法第61条の26第1項に規定する運搬物確認 電気事業法第52条第3項に規定する溶接安全管理審査 電気事業法第55条第4項に規定する定期安全管理審査</p>
<p>B. 原子力施設又は原子炉施設の安全性に関する解析及び評価に係る業務</p> <p>原子力施設又は原子炉施設（以下、原子炉施設等という。）の許認可に係る安全審査においては、当該施設の設計の妥当性を評価するため、異常な過渡変化や事故事象が発生した場合にも外部に影響を与えることがないか、確認するための安全解析を行うが、事業者が行う安全解析とは別の解析コード（プログラム）等を用いて、安全解析を行うことにより、事業者が行った安全解析の妥当性を確認すること、すなわち、クロスチェックを行うことが必要である。機構は、国が安全審査を行う際、適切なクロスチェックのための安全解析を行うとともに、安全審査を行うことが予想される施設のクロスチェックのための安全解析を行うために必要となる解析コード及び評価手法の開発整備を行う。</p> <p>また、許認可における審査とは別に、事業者が安全性の一層の向上のために行う定期安全レビューや確率論的安全評価（PSA）、アクシデントマネジメント等の安全評価を機構も独自に評価するとともに、現実に発生した各種トラブル等についても、現象の解析、評価を行い、その安全性の確認を行うことが求められる。</p>	<p>B. 原子力施設又は原子炉施設の安全性に関する解析及び評価に係る業務</p>
<p>B1. 原子炉施設等の安全性に関する解析及び評価（電源立地勘定業務）</p>	<p>B1. 原子炉施設等の安全性に関する解析及び評価（電源立地勘定業務）</p>
<p>(1) 事業者の自主保安活動等に関する安全性評価 定期安全レビュー、PSA、アクシデントマネジメント等安全性向上のため事業者が自主保安活動の一環として行う原子炉施設等に関する安全性評価について、その妥当性を検証するため、必要な解析コード及び評価手法の開発又は改良を行うとともに</p>	<p>(1) 事業者の自主保安活動等に関する安全性評価 定期安全レビューに係る評価業務 原子炉施設に関して下記の事項について最新の技術的知見を基に必要な解析等を行い、得られた結果を基に、原子力安全規制当局が定期安全レビュー等における該当</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>に、整備されたコードを用い当該施設の安全性について解析評価等を行う。</p>	<p>施設の安全性に関する評価を行う際の情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転実績・運転経験(機器の経年化や設備の健全性及び信頼性の維持向上対策等)・事故故障時の対応・最新の技術的知見や事故故障経験等の反映状況等の妥当性を、電気事業者とは独立に、電気事業者からの報告及び現地調査等により確認する。 b) 電気事業者とは独立にプラント固有の運転経験を反映した P S A を行い、電気事業者による P S A の手法及び評価結果の妥当性を確認する。 c) 経年化レビュー <p>なお、本中期目標期間中の P S R 対象原子炉施設は、20 施設程度である。 また、原子力施設に関して、下記の事項について最新の技術的知見を基に解析等を行い、原子力安全・保安院が妥当性を判断するための材料を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 運転経験の包絡的な評価 b) 最新の技術的知見の反映状況の把握 c) 施設の特性に応じた P S A 及び高経年化に関する技術評価に基づく対策の措置状況の把握 d) 上記 a) ~ c) の評価、把握結果を踏まえた必要な対策の立案 <p>アクシデントマネジメント (A M) のレビューに係る評価業務 機構は、原子炉施設のシビアアクシデントの発生防止、拡大防止及び環境への影響緩和の各段階において事業者の整備した A M 策について、最新の技術的知見や安全解析コードを基に解析等を行い、その有効性 (リスク低減効果) の評価を行う 「安全目標」に係る評価業務 機構は、国内の原子炉施設のリスク評価を実施し、国が制定する「安全目標」との適合性を確認し、リスク情報を活用した審査基準の導入に備える。 耐震設計審査指針改訂等に伴う安全性評価業務 機構は、原子力安全委員会における耐震設計審査指針の改訂に対応して、改訂された新指針を踏まえた各種の調査・検討等を行う。 原子炉施設等の安全性評価業務 原子炉施設等の安全性を評価するために、各種過渡・事象、被ばく評価、構造及び耐震評価等のうち、安全上重要な事象を選定し、安全解析コードを使用した安全解析等を行うことによって安全性が確保されていることを実証し、安全規制の妥当性を示すとともに、解析の結果を原子力安全・保安院が行う安全審査等の際の技術データとして提供する。 原子炉施設関連データベースの整備 原子炉設置 (変更) 許可申請書関係資料、工事計画認可申請書関係資料等についてデータベース化し、同データの散逸を防止するとともに、原子力安全・保安院における安全審査業務の支援及び安全解析業務の効率的実施に役立てるため、各種データの保守及びプラント間でのデータ検索機能等の整備を進める。本システムは、原子力安全・保安院からアクセスが可能なシステムとして整備する。</p> <p>(2) 解析コード及び評価手法の開発又は改良 解析コードの開発・改良 機構は、原子炉施設等の安全性等の評価に使用する安全解析コードについて、多次元化や高速化等解析評価技術における新しい知見等を取り入れ、試験解析やベンチマーク解析等によりその精度の向上及び解析機能の拡充を図る。また、安全解析</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>コードの入出力機能等を整備し、解析の迅速な対応を可能とする。</p> <p>安全解析コードの整備においては、機構が所有する安全解析コードの改良及び機能拡充の他に、必要に応じて、他の機関が開発した安全解析コードの導入又は新たな安全解析コードの開発を含めて効率的に行う。また、安全解析コードの整備に必要な技術データ等は、独自の試験又は国際共同試験への参加等を通して入手する。</p> <p>PSA手法の整備に係る業務（原子炉施設）</p> <p>原子炉施設の安全性確認に使用するPSA手法等の整備として、以下を行う。これに必要な技術情報については、必要に応じて試験等を実施することにより取得する。</p> <p>a) PSAの国内外における開発状況及び運用状況等を踏まえ、人間信頼性、機器故障率、新型設備（デジタル制御系等）の信頼性、事故時プラント特性、火災事例及び影響等に係る最新技術情報等を内的事象及び火災・地震等の外的事象等に対する解析コード及びその入力整備を通してPSA手法に反映する。</p> <p>b) リスク情報を考慮した規制策定に有効な情報を提供するためのPSA手法として、配管や炉内構造物等の故障や経年劣化等がプラント安全性に与える影響について最新技術情報を調査するとともに、これらを反映して定量的情報を提供する評価手法を作成する。さらに、本評価手法によるリスク評価の試解析を行い、当該評価手法の課題を抽出する。</p> <p>c) レベル2 PSAの評価に反映するためのシビアアクシデント解析コード等のうち、多成分多相流の混合流体中における可燃性ガス移行挙動モデル及び蒸気凝縮モデルを整備する。</p> <p>d) 国内外の原子炉施設におけるトラブルや故障情報の分析等を行い、PSA手法/データベースに反映し、迅速に評価結果を提示できるように整備し、リスク情報を考慮した規制へ情報を活用する。</p> <p>e) 外的事象PSA手法整備の一環として、溢水PSA手法の整備に着手する。具体的には、プラントの特定区域を対象としてシナリオ作成及び炉心損傷頻度の試算を行い、当該手法を整備する。</p> <p>f) PSA手法の整備に活用するためのデータベースを整備する。データベースの整備に際しては、機構独自に行う試験又はOECD/NEA等の国際データベース構築プロジェクト（共通原因故障データベース、配管信頼性データベース、火災事例データベース、人間信頼性データベース）等と連携する。</p> <p>PSA手法の整備に係る業務（原子力施設）</p> <p>リスク情報を考慮した規制の検討に資するため、また、安全性確認に使用するPSA手法等を整備するため、以下を行う。</p> <p>a) 国内外の原子力施設におけるトラブルや故障情報の分析等を行い、原子力施設に関するPSA手法を策定するとともに、PSA評価に使用できる故障確率等のデータベースの整備を進める。</p> <p>b) 原子力施設について、事象の進展解析及び設備全体のリスク分布評価の解析を実施する。</p>
<p>(2) トラブル事象等の安全解析、評価</p> <p>現実に発生した各種トラブル事象等の安全評価を行うため、現象の解析、評価を迅速に行う。</p>	<p>(3) トラブル事象等の安全解析、評価</p> <p>機構は、原子炉施設等において現実に発生した各種トラブル事象又はトラブルにつながる可能性のある事象等について施設の安全性確認のため、事象の解析、評価を迅速に行う。</p> <p>事象評価に係る業務</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>本中期目標期間中の設置（変更）許可申請対象としては、敦賀3号機及び4号機（日本原子力発電株式会社）、東通2号機（東北電力株式会社）並びに東通1号機及び2号機（東京電力株式会社）が計画である。（「平成15年度電力供給計画の概要」（経済産業省、平成15年3月））</p> <p>b)原子力施設</p> <p>本中期計画期間中の事業許可（変更）申請対象としては、以下のとおり。（「原子力の技術基盤の確保について」（総合資源エネルギー調査会原子力部会報告、平成13年6月））</p> <p>(イ)再処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本原燃株式会社（以下、「JNFL」と略称する。）再処理施設 ・核燃料サイクル開発機構再処理施設 <p>(ロ)混合酸化物燃料（以下、「MOX燃料」という。）加工施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNFL-MOX燃料加工施設 <p>(ハ)ウラン加工施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNFLウラン濃縮施設 <p>(ニ)使用済燃料貯蔵施設</p> <p>(ホ)その他施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JNFL埋設事業施設 <p>各種認可申請に係るもの</p> <p>事業者から提出される原子炉施設等の工事計画認可申請、工事及び設計の認可申請、保安規定認可申請等のうち、原子力安全・保安院が事業者の行った安全解析とは独立に当該施設の安全性の確認解析が必要と判断される場合、機構は、必要な安全解析を行い、その妥当性の評価を実施し、その結果を速やかに原子力安全・保安院に報告する。</p> <p>届出に係わるもの</p> <p>原子炉施設等の廃止措置に伴って廃止措置実施事業者及び埋設事業者より提出される廃止措置計画書に関し、機構は、原子力安全・保安院の要請に基づき安全解析及び評価を行い、その結果を速やかに原子力安全・保安院に報告する。</p>
<p>(2)安全解析及び評価手法の開発等</p> <p>原子炉施設等の安全解析において新しい知見等を取り入れ、その精度の向上等を図るため、安全解析コード及び評価手法の開発又は改良を行うとともに、これに必要なデータベースの充実化を図る。</p>	<p>(2)安全解析コード及び評価手法の開発又は改良</p> <p>原子炉施設等のクロスチェック等に使用する安全解析コード及び評価手法について、多次元化や高速化等解析評価技術における新しい知見等を取り入れ、試験解析やベンチマーク解析等によりその精度の向上及び解析機能の拡充を図るとともに、安全解析コードの入出力機能等を整備し、解析の迅速な対応を可能とする。また、試験等により必要な技術情報の充実を図る。</p> <p>安全解析コードの開発、改良整備</p> <p>原子炉施設等の安全解析等に必要となる安全解析コード又は必要となることが予想される安全解析コードの解析精度の向上及びその評価機能等を拡充整備する。</p> <p>安全解析コードの開発・整備に当たっては、国内外における同類コードの開発状況及び利用状況に基づく安全解析コードの開発・整備計画を策定し、それに基づき実施するものとする。この開発・整備計画は、毎年、最新情報を反映して見直しを行う。</p> <p>安全解析コードの開発・整備においては、機構が所有する安全解析コードの改良及び機能拡充の他に、必要に応じて、他の機関が開発した解析コードの導入又は新</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>たな安全解析コードの開発を含めて効率的に行う。また、安全解析コードの開発・整備に必要な技術データ等は、独自の試験又は国際共同試験への参加等を通して入手する。</p> <p>各分野の解析コードの整備業務は以下のとおりとする。</p> <p>a) 原子炉施設に対する安全解析コード</p> <p>原子炉施設に係る安全審査においてクロスチェック解析等を実施する際に必要となる炉物理解析コード、過渡・事象解析コード、構造強度解析コード、被ばく評価解析コード及び耐震解析コード並びにP S A手法の改良整備を行う。</p> <p>(イ) 炉物理及び過渡・事象解析コード</p> <p>炉物理解析コードでは、熱水力解析コードとの結合による三次元詳細解析手法の整備を進める。また、熱水力解析コードでは、米国で既に認められており、事故時の原子炉への影響や安全余裕をより現実的に評価できる最適評価手法を整備するとともに、同手法をE C C S性能評価に適用するための原子炉冷却材喪失事故解析コードの不確かさ評価等を行う。さらに、格納容器内の局所的な乱れを精緻に扱い、事故時の格納容器内の水蒸気濃度等を精度良く解析する多次元多成分流体の数値流体力学解析手法整備のため、O E C D / N E A等の国際試験協力計画に参加してベンチマーク解析等により機能検証を行う。</p> <p>(ロ) 構造解析コード</p> <p>指針や基準・規格の改訂に対応して機器・配管応力解析評価コードの整備を行うとともに、設備の経年変化を考慮した確率論的破壊力学コードを整備する。また、燃料の更なる高燃焼度化に対応して、高燃焼度化燃料(M O X燃料を含む)に特有な現象に関する知見を燃料ふるまい解析コードに反映し、照射後試験データ等により検証を行う。</p> <p>(ハ) 被ばく評価解析コード</p> <p>事故及び立地評価における放射性物質の挙動・放出放射能及びスカイシャイン・直接放射線による被ばく解析の数値解析手法の改良を行う。</p> <p>(ニ) 耐震解析コード</p> <p>耐震解析コードについて平成15年度上期までに終了した試験の結果(耐震壁に対する多方向同時入力試験結果等)を評価法として纏める。具体的には耐震解析コードにより建屋が終局状態に至るまでの挙動を実際の地震動の三次元性を考慮した解析を行い、信頼度の高い建屋の耐震安全裕度評価が行えるよう、コードの改良に向けての定式化を行うとともに、その結果を踏まえて耐震解析コードの改良を行う。</p> <p>(ホ) P S A手法</p> <p>原子炉施設の設置(変更)許可申請に係る安全審査等におけるP S A手法の活用に向けて、最新知見を考慮した内的・外的事象に対するP S A手法の整備、必要に応じマニュアル等の整備を行う。</p> <p>(ヘ) 研究開発段階炉のプラント過渡熱流動解析コード及びP S A手法整備</p> <p>研究開発段階炉「もんじゅ」のプラント過渡熱流動解析コードに各種解析モデル(メンテナンス冷却系、自由液面、集合体間熱移行、低熱流束沸騰)を追加する。さらに、レベル2 P S A簡易評価手法を整備する。なお、別途行なわれるもんじゅP S Aの進行状況により、必要に応じてレベル2 P S A詳細解析手法について調査を行い、整備計画を立てる。</p> <p>b) 再処理施設、M O X燃料加工施設等に対する安全解析コード</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>原子力施設の安全評価に使用する安全解析コードの改良整備については、最新の動向調査を行いつつ、以下を行う。</p> <p>臨界・遮へい解析コードについては</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 解析コード・核データの維持更新 (ロ) 最新検証データの追加 (ハ) 燃焼度クレジットの適用性検討等 <p>熱流動・構造解析コードについては</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) コンクリートキャスク・キャニスターの熱流動及び衝撃応答解析機能拡張及び検証 (ロ) コンクリート構造物衝撃応答用新モデル導入及び検証等 <p>事故解析コードについては</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 臨界事故時の放射能移行データによる検証 (ロ) MOX燃料加工施設等の火災・爆発解析手法の検討等 <p>被ばく解析コードについては</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 局地気象、沈着モデル等の評価モデルの高度化 (ロ) 日本人向け健康影響モデルの改良等 <p>c) 使用済燃料中間貯蔵施設に対する安全解析コード</p> <p>金属キャスク方式については平成16年末頃以降に、また、コンクリートキャスク方式については1年程度遅れで事業許可申請が予定されており、早急に、クロスチェック解析を実施する際に使用する除熱、遮へい、構造強度、耐震等の安全解析コードの整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 金属キャスク方式の使用済燃料中間貯蔵施設安全解析コード <p>金属キャスク方式の使用済燃料中間貯蔵施設の安全解析コードについては平成15年度中に改良整備を完了し、クロスチェック解析に備える。除熱解析コードについては貯蔵建屋内の雰囲気温度解析手法、遮へい解析コードについては敷地周囲の直接及びスカイシャイン線量及び貯蔵建屋給排気口ストリーミング線量解析手法、構造強度解析コードについては燃料被覆管制限温度の評価手法及び金属キャスク構造部材の強度評価手法、耐震解析コードについては建屋応答解析手法の改良整備及び有限要素法地盤安定性解析手法等の改良整備を完了する。</p> (ロ) コンクリートキャスク方式の使用済燃料中間貯蔵施設の安全解析コード <p>コンクリートキャスク方式の使用済燃料中間貯蔵施設については、金属キャスク方式の成果を踏まえて、コンクリートキャスク方式特有の項目について除熱、遮へい、構造強度、耐震の安全解析コードの整備を行うものとし、平成15年度から着手し平成17年度中に改良整備を完了し、クロスチェック解析に備える。除熱解析コードについてはコンクリートキャスク内と貯蔵建屋内の熱流動を練成した雰囲気温度解析手法、遮へい解析コードについてはコンクリートキャスクの遮へい開口部を考慮したキャスク周囲及び敷地周辺線量解析手法、構造強度解析コードについてはキャニスタ溶接部健全性解析手法、耐震解析コードについては地震時のキャスク転倒・すべり及びキャニスタ振動解析手法等の改良整備を実施する。</p> <p>d) 放射性廃棄物埋設事業の安全性等の解析評価を行う解析コード</p> <p>炉心等廃棄物の埋設事業の許可申請が計画されており、この申請に対する安全審査におけるクロスチェック解析を実施する際に使用する安全解析コードの整</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>備を行うことが必要である。安全解析コードとしては、安全性について合理的で信頼性の高い解析が可能なコードに加えて、処分場周辺で起こる核種移行に関わる現象を詳細に理解・把握し、解析条件及び解析パラメータ値の設定並びに安全評価の保守性の程度の確認に役立てるために、現象を詳細に解析することができるコードも併せて整備することが必要である。このため、一次元安全解析コード及び三次元地下水流動解析コードを含む多次元詳細現象解析コード等から成る安全解析コードを、最新の開発状況等の調査を踏まえて改良整備し(安全解析に使用するパラメータ値の整備を含む)、クロスチェック解析に備える。</p> <p>原子力施設関連データベースの整理 原子力施設関連の安全審査の参考情報を提供するために新たに申請される原子力施設等の許認可資料を安全審査データベースに登録する。</p> <p>研究開発段階炉に係る新知見の調査 研究開発段階炉について施設の設計等に反映すべき点があるかどうか速やかに検討するため、研究開発段階炉の安全性及び安全規制に関し新たな知見の動向を定期的に把握する。</p>
<p>C . 原子力防災支援業務</p> <p>万一原子炉施設等で事故が発生した場合には、住民や環境への影響を最小限に抑えるために、国、自治体、原子力事業者が一体となって迅速かつ適切に対処することが必要である。このため、日頃から、緊急時に関係者が行う措置の手順を実地に確認するための訓練を行うほか、緊急時に必要となる施設、設備を整備し、適切に維持管理しておくことが重要である。</p> <p>機構は、原子力防災対策に関し、防災訓練の計画立案、関係機関の調整等の事務を原子力安全・保安院と協力して実施する。また、新たな原子炉施設等立地地域における緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の整備を行うほか、オフサイトセンターや緊急時対策支援システム(ERSS)が適切に利用できるようにその維持・管理を行うとともに、万一の事態に備えた対応体制を整備する。さらに、原子力防災に関する調査研究及び関係者の研修を実施する。</p>	<p>C . 原子力防災支援業務</p>
<p>C 1 . 原子力防災支援業務(電源立地勘定業務)</p>	<p>C 1 . 原子力防災支援業務(電源立地勘定業務)</p>
<p>(1) 原子力防災訓練の支援 原子力災害対策特別措置法に基づき、毎年度実施される原子力総合防災訓練に参画し、当該訓練に関する中期計画及び年度計画の計画立案並びに総合的な調整に係る業務を行う。また地方自治体や原子力事業者等が実施する原子力防災訓練に対する協力、支援を行う。</p>	<p>(1) 原子力防災訓練の支援業務 国が毎年度実施する原子力総合防災訓練に関し、国の訓練計画策定にあたっての基礎資料を整備するとともに、訓練進行計画や訓練シナリオ等を作成する。また実際の訓練に参画し、訓練結果をとりまとめるとともに、参加者を対象にアンケート調査等を行い、今後の訓練に反映するための事項を整理する。 地方自治体及び原子力事業者等が定期的実施する防災訓練の際に、訓練進行状況に応じた事故状況、予測等の情報提供や防災訓練支援を行う。</p>
<p>(2) 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)設備の整備及び維持管理 全国の原子炉施設等の立地地域に設置されたオフサイトセンターの各設備について、緊急事態発生時に円滑に使用できるように、維持管理を行うとともに、原子炉施設等の新規立地地域に必要となるオフサイトセンターの設備の整備を行う。</p>	<p>(2) 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)設備の維持管理及び改善 オフサイトセンター、経済産業省庁舎及び地方自治体庁舎に設置した原子力防災設備を緊急事態発生時等に迅速かつ的確に使用できるよう、防災訓練等における運用経験を反映した設備の改善を行うとともに、その維持管理を行う。また、設備の中長期</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>更新計画を立案する。 日常点検、定期点検による設備の維持管理(平成15年9月末現在20地区) 緊急事態が発生した場合のオフサイトセンター立上げ支援 運用経験等を反映した設備の改善 設備の中長期更新計画の立案 また、東北電力東通原子力発電所1号機の新規建設に伴い、平成16年度末までに青森県東通オフサイトセンター(仮称)の設備整備を行う。</p>
<p>(3) 緊急時対策支援システム(ERSS)の管理運用 緊急事態発生時の支援システム(ERSS)について、適切に維持管理を行うとともに、緊急時に国における対応を支援するためにERSSの速やかな起動等が行えるよう、運転・評価要員の熟度を高め、非常参集体制を整備する。</p>	<p>(3) 緊急時対策支援システム(ERSS)の管理運用業務 緊急時にERSSを速やかに起動し、原子力安全・保安院の緊急時対応センター及びオフサイトセンターに的確な情報を提供する。また、原子力防災訓練等における運用経験や原子力発電所の設備改善の反映及び通信技術、計算機技術に関する新たな知見に基づき、ソフトウェアやハードウェアの必要な見直しを行う。更に定期的に運用試験等を実施することによりシステムの維持管理及び運転員等の技術的能力の習熟を図る。また、定期的に緊急時の際の運転・評価要員の参集訓練を実施する。</p>
<p>(4) 原子力防災研修 原子炉施設等又はこれらの施設外における核燃料物質又は核燃料物質に汚染されたものの運搬において放射性物質又は放射線の異常な水準の放出を伴う緊急事態が発生した場合に、防災活動に携わる国及び自治体職員更には消防、警察、自衛隊、海上保安庁など関係する防災機関職員に対し、防災活動を的確かつ安全に行うことができるよう、原子力防災に必要な知見等を身につけさせること等を目的とする研修を的確に実施する。 また、研修受講者に対して研修内容についてアンケート等を実施し、その結果を評価・分析すること等により、研修内容の適時適切な改善を図る。</p>	<p>(4) 原子力防災研修 緊急事態応急対策の実施が円滑に行われるように、原子力安全・保安院の要請に応じて、平常時から国、地方公共団体、原子力事業者及び関係機関の防災関係者に原子力防災に関する研修を実施する。 研修内容 以下に示す原子力防災に関連する研修を実施する。 ・ 原子炉施設立地道府県の保安検査官事務所職員等を対象とした40人程度の規模の現地研修を毎年オフサイトセンター毎に実施する。 ・ 原子力施設立地道府県の原子力防災要員(防災専門官、自治体職員等)に対する40人程度の規模の研修を毎年サイクル施設管轄のオフサイトセンターで実施する。 ・ 警察、自衛隊、海上保安庁を対象とした40人程度の規模の核物質防護のための研修を毎年オフサイトセンター設置県毎に実施する。 ・ 消防、警察等を対象とした100人程度の規模の核燃料輸送講習会を年間2～3ヶ所で開催する。 ・ その他必要なもの 研修方法 原子力防災に係る研修用テキストを作成し、専門家による講師陣を整備し、東京及び各原子力施設近傍に適切な研修会場を設営し、原子力防災研修を行う。 また、研修内容の改善を図るため、研修受講者に対してアンケート調査等を行い、その結果を評価・分析する。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>(5) 原子炉施設等の核物質防護対策の調査 原子力施設等に係る核物質防護対策に資するため、海外の動向等も踏まえ、妨害破壊行為等による施設への影響の技術的評価等の実施を通じて、国が行う核物質防護対策への支援を行う。</p>	<p>(5) 原子炉施設等の核物質防護対策の調査 原子炉施設等に対する核物質防護対策について、海外の規制動向、特に米国で発生した同時多発テロ(2001年9月11日)以降の規制強化の状況を把握するとともに、防護すべき重要設備・機器の選定、妨害破壊行為等による重大事態を想定した影響評価・影響緩和策等に関する調査研究を行い、我が国において国が関連の基準・指針等を策定するために必要な情報の提供を国に対して行うこと等により、国の原子力施設の核物質防護対策を支援する。</p>
<p>D . 安全確保に関する調査、試験及び研究</p> <p>原子炉施設等は、高度な複合システムであり、その安全確保に係る知見、情報は、設計から運転、廃止に至り多岐にわたる。原子力の安全規制を的確に実施するためには、常に最新の知見を集め、安全規制の基礎となるデータ・情報を集約していくことが必要である。さらに、そうした知見を、規格、基準等において体系化していくとともに、制度の見直し、審査規定の策定等に反映していくことで、より科学的・合理的な判断に基づく規制を行うことが可能となる。機構は、このために必要となる調査、試験及び研究を行う。なお、これらの実施に当たっては、策定すべき規格基準等への活用について、そのアウトプットを明確にし行う。</p> <p>具体的には、内外の規格基準、設備の信頼性評価、高経年化対策、施設の耐震性、燃料特性、核燃料サイクル施設の安全性、廃止措置の安全性、放射性廃棄物処分の安全管理、放射性物質の輸送、ヒューマンファクター、アクシデントマネジメント、提案公募型調査研究等を対象とする。</p> <p>なお、試験・研究の実施に当たっては、適切なテーマ選定、事業計画策定、進捗管理、成果の客観的評価のために、第三者による評価を受ける仕組みを導入し、試験・研究目的の達成や成果の活用が見込まれない場合、迅速に見直し、中止すべきものは中止するなど安全規制行政ニーズに的確に応えていくよう努める。</p>	
<p>D 1 . 安全確保に関する調査、試験及び研究 (電源立地勘定業務)</p>	<p>D 1 . 安全確保に関する調査、試験及び研究 (電源立地勘定業務)</p>
<p>D 1 A 規格基準類に関する調査、整備</p>	<p>D 1 A 規格基準類に関する調査、整備</p>
<p>(1) 規格基準等調査 原子炉施設等の安全性の確認及び確保に係る法令、規格及び基準類について、今後我が国において必要となる基準等を整備するため、国内外の現状について調査・分析するとともに、その整備を行うために必要な情報を収集する。また、構造と性能を維持するための規格、機器の補修・修理に関する規格、検査に係る規格等について、学協会等の規格策定団体の規格基準作成作業に積極的に参加し、規制当局としての規格策定ニーズを伝達し、安全規制に対応した規格整備に貢献するとともに、国際機関が行う原子力安全基準等作成作業に積極的に参加し、我が国の考え方等について発信し、国際基準の整備に貢献する。さらに、これらの学協会、産業界等で作成された規格、基準等について、原子炉施設等における適用の妥当性に関し、原子力安全・保安院が行う検討の支援を行う。</p>	<p>(1) 規格基準類調査 国内外の整備状況等の調査・分析 原子炉施設等の保有国及び I A E A、O E C D / N E A 等の国際機関における原子炉施設等に係る法令、基準及び規格に関する情報の調査収集及び分析し、我が国の法令、基準及び指針等と照らし検討を行い、原子力安全・保安院が行う基準改正に関連情報等を提供する。 また、原子力安全・保安院のニーズを受けて米国機械学会等の外国学術団体の制定する原子炉施設を構成する設備に係る規格類(例えば、ASME Sec. XI)の整備維持状況等を調査し、その内容について我が国の技術基準等への反映を検討する。さらに、米国の ASME コードケースの運用方法について我が国における原子力安全規制への反映を検討する。 安全規制に係る規格類の整備支援 学協会の活動内容を勘案して、整備すべき規格類の作成作業会等への出席又は機構</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>の調査、研究成果等の提供を行い、これらの学協会が行う規格類の整備促進に協力する。</p> <p>また、学協会が作成した原子炉施設等の安全に係る規格類について、最新知見の反映、見直し等に関する情報を提供する。</p> <p>国際機関における基準類整備活動への参画</p> <p>原子炉施設等の安全に係る基準の作成及び整備に係る国際機関の委員会等に積極的に出席し、我が国の技術関連情報等を提供することにより、国際的な安全基準類の整備に協力する。</p> <p>規格類の適用性評価</p> <p>学協会等で作成された規格類を、国の安全規制に適用する際の妥当性について、公正、公平かつ公開の原則に則り、国の定める基準による要求性能との対応、要求性能達成のための具体的な手法や仕様の明示、手法や仕様の技術的妥当性等の観点から評価を行うことにより、原子力安全・保安院がこれらの規格類を安全規制に適用する際の検討評価に必要な情報を提供する。</p>
<p>(2) 国の安全審査、検査に係る規定等の作成支援</p> <p>原子炉施設等に関する安全審査、検査等に必要な規定等の策定のため、調査検討を行うとともに、定期的又は必要に応じ見直しを行い、当該規定類の改訂に必要な事項をまとめる。</p>	<p>(2) 国の安全審査、検査に係る規定等の作成支援</p> <p>原子力安全・保安院が行う審査規定又は検査規定等の整備、見直しのため、原子炉施設等の設置許可、(設計及び)工事計画認可、定期安全レビュー等における該当施設の安全性に関する情報を提供する。</p> <p>現行の規制体系にリスク情報を活用する方法を法令/指針/技術基準/保安規定等に則して検討し、評価基準や評価マニュアルの整備等を行う。</p> <p>リスク情報を活用できる分野と現行規制との整合性の検討</p> <p>現行規制体系をベースとしたリスク情報を考慮した規制体系の検討</p> <p>リスク情報を考慮した規制体系の試運用</p>
<p>D 1 B . 原子炉施設等の安全性確認に関する調査、試験及び研究</p>	<p>D 1 B . 原子炉施設等の安全性確認に関する試験等</p>
<p>(1) 原子炉施設等の材料、構造に関する信頼性等の実証</p> <p>原子炉施設等の機器、配管等の経年変化についての評価技術の検討を行うため、機器等の耐久性、き裂進展特性、欠陥検出・測定性等に関する試験、解析等を行う。また、原子炉施設等の構造健全性に関する評価手法の妥当性を確認する。</p>	<p>(1) 原子力施設等の材料、構造に関する信頼性等の実証</p> <p>原子力施設等の機器、配管等の経年変化の評価技術の検討を行うため、機器等の耐久性試験として「実用原子力発電設備環境中材料等疲労信頼性実証事業」、き裂進展特性試験として「炉水環境疲労き裂進展評価試験」、「原子力用ステンレス鋼の耐力腐食割れ実証事業」、欠陥検出・測定性等に関する試験、解析として「原子力発電施設検査技術実証」、「シュラウド等の非破壊検査技術実証事業」を行う。また、原子炉施設等の構造健全性に関する評価手法の妥当性の確認として「複雑形状部機器配管健全性実証事業」、「流動励起振動評価手法の実証」を行う。</p> <p>原子力発電施設検査技術実証</p> <p>本事業では、維持基準の導入により許容される欠陥評価のため、自然欠陥(疲労き裂、SCC)を付与した実機模擬試験体、ISIで使用されるUT技術及びISIのUT検査員の組合せによる検出及びサイジングの測定試験を行い、現状現状のUT技術を評価する。また、評価結果を基に、ISIでのUTの欠陥検出・サイジングに関する規格・基準について検討する。</p> <p>シュラウド等の非破壊検査技術実証事業</p> <p>シュラウド等の低炭素ステンレス鋼溶接継ぎ手部の粒界型応力腐食割れ(IGSCC)による溶接金属部内欠陥や微小の欠陥について、その検出・サイジングに関する改良型</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>超音波探傷（UT）、電磁気探傷（ECT）技術の実証を行うとともに、同検出技術による欠陥の検出、寸法測定試験要領（案）を策定する。</p> <p> 实用原子力発電設備環境中材料等疲労信頼性実証</p> <p> a) 实用原子力発電設備環境中材料等疲労信頼性実証</p> <p> 原子力発電設備の機器・配管等の疲労寿命が、炉水環境中で低下する知見が得られたことから、加速疲労試験を行い、パラメータと疲労寿命を求め、環境中疲労評価手法を策定する。また、策定した評価手法妥当性について信頼性評価試験を行い実証する。これらの、環境中疲労寿命式及び環境中疲労評価手法については、「環境中疲労評価技術指針」として纏める。</p> <p> b) 炉水環境疲労き裂進展評価技術調査</p> <p> 国内 PWR 原子力プラントの原子炉圧力バウンダリ - を構成する機器の主要な部位に使われているステンレス鋼及びニッケル基合金に関し、使用条件、環境を模擬した疲労き裂進展試験を実施し、疲労き裂進展速度線図を策定する。</p> <p> 複雑形状部機器配管健全性実証</p> <p> 本事業は、原子炉施設機器・配管のうち、構造的、形状的及び溶接等による材質的な不連続性を有することにより複雑で高応力となる複雑形状部機器配管部に対し、供用期間中検査等で検出されたき裂の進展予測を精度良く行うために必要な溶接残留応力の評価手法、及びき裂進展量の予測評価手法を確立する。また、これを元に、複雑形状部機器配管のき裂進展評価ガイドラインをまとめる。</p> <p> 原子力用ステンレス鋼の耐力力腐食割れ実証事業</p> <p> 維持基準の導入に伴い、構造健全性上問題のないひびの評価のため、耐力腐食割れ試験を行い、18年度までに取得したデータに基づき、対象とした3鋼種(原子力用 SUS304L、SUS316L、SUS316NG)について、耐力腐食割れ進展速度等の耐力腐食割れ評価線図の検討を行うとともに、耐力腐食割れ評価ガイドラインの検討を行う。</p> <p> 流動励起振動評価手法の実証</p> <p> 蒸気発生器の伝熱管に発生する水・蒸気の流れによる微少な流動励起振動について、蒸気発生器信頼性実証試験のデータや海外研究機関との情報交換等を基に、流動励起振動評価手法の解析的実証が既に行われている。機構は、この結果を伝熱管の健全性へ及ぼす影響を評価する手法に関する学協会規格の素案（適用限界等を含む）としてまとめる。</p>
<p>(2) 原子炉施設等の耐震性評価技術に関する調査</p> <p> 原子炉施設等の耐震性評価技術の妥当性を確認するため、関連する規格・基準類及び耐震安全解析コード等の調査を行うとともに、新たな入力地震動等に対する施設の耐震性評価を行う。そのために必要な大型振動台を使用する耐震実証試験については平成16年度中に完了する。</p>	<p>(2) 原子炉施設等の耐震性評価技術に関する調査</p> <p> 地震波伝ば特性評価法について、地震観測データに基づき検討を行い、より信頼性の高い評価法を提案する。これまでの調査結果を踏まえ、地震基盤相当位置から上部の地盤構造の同定を行い、地震波伝ば特性評価法についての検討を行う。</p> <p> 原子炉施設の耐震性について、従来の評価レベルを超えた限界の把握が必要となっている。このため、施設の安全強度・機能の限界に係る試験データを取得し、新たな入力地震動等に対する施設の耐震性評価を行う。</p> <p> なお、大型振動台を使用する試験は平成16年度中に終える。</p> <p> 実地盤上に建屋模型を設置して、発破による人工地震動により加振し、設計地震動を上回る地震動入力条件(1,000Gal.以上)における建屋と地盤間の相互作用に係るデータを取得し、既往の地盤・建屋相互作用評価法の適用限界を確認するとともに、大地震動入力でも適用可能なものに改良する。これを踏まえて、設計条件を超える地震に対する耐震安全裕度を高信頼度で把握するのに際しての規制上の要求についてまとめるとも</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>に、学協会規格の整備についての提案をまとめる。 欠陥が生じた炉内構造物及び配管に対する維持規格の妥当性（耐震安全裕度、耐震強度評価法）を振動試験により実証するとともに実証データを、維持規格の拡充・整備の場に提供する。</p>
<p>（３）燃料及び炉心安全性確認試験 安全審査等に用いるデータとしての活用、また、技術的な指針等の改訂、安全評価手法の改良、高度化を行うため、燃料の照射、核特性等に関する試験を実施し、燃料及び炉心の安全性に関する最新の知見を取得する。</p>	<p>（３）燃料及び炉心安全性確認試験 燃料集合体信頼性実証試験 ５サイクル燃焼したBWR高燃焼度9×9型燃料集合体について調査・分析を実施し、5.5GWd/tまでのデータを取得し、通常運転時の燃料の燃焼ふるまいが予測の範囲内かどうかを評価し、現行安全評価手法の信頼性を確認、実証する。また、燃料ペレットからの核分裂（FP）ガスの放出や被覆管の強度等に関して集合体規模で得られる多くのデータを整理し、燃焼度・中性子照射量等の依存性についてそのメカニズムも含めて評価した上で、次期高燃焼度燃料安全審査時に、燃料の安全評価の技術的判断根拠として提供する。 国内の軽水炉に装荷するBWR・MOX燃料（4.0GWd/t）及びPWR・MOX燃料（4.5GWd/t）について燃焼後の調査・分析を行い、通常運転時のふるまいデータを整備・蓄積するとともに現行安全評価手法の信頼性を確認する必要がある。このため燃焼後の調査・分析の実施に備えて、燃料サンプルを用いて、超ウラン元素の分析やプルトニウムスポット中核分裂FPガスの分析等を実施し、分析手法を確立する。 全MOX炉心核設計手法信頼性実証試験 全数MOX燃料装荷炉心の安全設計・評価に使用される核解析手法の信頼性を実証するとともに、将来の高燃焼度MOX炉心の安全審査にあたって、原子力安全・保安院が現行の安全設計・評価手法を適用する妥当性を判断するための技術データを提供するため、以下の試験及びデータ解析を行う。 (イ) 燃焼後MOX燃料装荷炉心等の炉物理試験及びそのデータ解析 (ロ) 炉物理試験用のMOX燃料を製作し、全MOX燃料炉心の炉物理試験を実施する。 (ハ) 9×9型ウラン燃料の組成分析データ解析等を行い、次期中期計画期間に予定される燃焼後MOX燃料データの解析手法を確立する</p>
<p>（４）アクシデントマネジメント知識ベース整備 アクシデントマネジメント策の妥当性評価を行うために必要な解析モデル、データベースの構築等のため、放出放射性物質の挙動等に関する試験、データの収集・整備を行い、原子炉施設の防災対策の高度化を図る。</p>	<p>（４）アクシデントマネジメント（AM）知識ベース整備 SA発生防止、拡大防止については、国内代表的BWR及びPWR（それぞれ4プラント）の想定事故に対して、原子炉防災対策上重要なパラメータ（原子力災害対策特別措置法第10条、15条事象の発生時期等）についての整理を行い、データベースシステムを構築する。停止時等の定格出力運転時以外の事故を対象としたパラメータの整理、登録について着手する。 環境への影響緩和については、国内外の試験や解析等のデータを取得する。また、データが不足している放射性物質挙動及びデブリ（溶融炉心）冷却挙動については、挙動を解明するための試験を実施しデータを取得するとともに、実機評価に必要な解析モデルの開発・改良を行い、取得したデータ及び開発・改良したモデルをデータベースシステムに登録する。 なお、試験は、国際共同プロジェクト等にて実施することにより、海外の設備や専門家のノウハウを活用し、効率化を図る。 得られた成果は、新たに設置される原子炉施設のAMレビューに際して、原子力</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>安全・保安院が必要とする技術的根拠となるデータとして提供するとともに、AM策の妥当性評価手法や原子炉施設の安全目標への適合性確認のための評価手法に反映する。さらに、国が実施する原子炉施設の防災対策のために、早期大量放出に関するSAやAMに係るデータ等として提供する。</p>
<p>(5) 人間・組織の調査分析等調査 原子炉施設等におけるトラブル事象等において、人間・組織面の問題点等に関し調査、分析等を行い、併せてこれらの対策に係る評価手法の検討、作成を行う。また、これらの活動に関する情報の収集・提供を行う。</p>	<p>(5) 人間・組織の調査分析等調査業務 次に示す3項目の調査分析等を実施し、人間・組織に係わる知見を得るとともに国が対応すべき課題を明らかにし、検討した成果を原子力安全・保安院に提供する。 トラブル事象等の人間・組織の調査分析に基づく知見・教訓の蓄積 継続的に、国内のトラブル事象等(ヒヤリハット事例、良好事例、検査報告書内容等を含む)から人間・組織面での知見、教訓等を整理、蓄積し、課題を明らかにするとともに、その対策に係る評価手法を検討・作成する際の基礎データ、評価データとして活用する。 原子力安全文化の組織内醸成と定着化の基盤整備 原子力安全文化が事業者の組織の中に醸成し、定着を図ることができているか確認できる「安全文化の理解と評価のための手引き」を作成し、品質保証システムの中で安全文化の有り様を原子力安全・保安院がモニタリングする際に役立てる。 中央制御室等の人間工学的評価に関する規定の検討 中央制御室は、設備環境・人間環境等の諸因子を考慮した設計が要求されることからこれを評価するための判断材料を調査、検討し、原子力安全・保安院が確認すべき項目を整理の上、人間工学的評価の規定案を作成、提供する。 また、最近のトラブル事象等が起動/停止時及び停止中に発生していることに鑑み、中央制御室のシステム設計の観点からシステムの運用管理について、国内外の最新技術の知見を調査、検討し、人間工学的評価に関する規定案へ反映する。</p>
<p>D2 . 安全確保に関する調査、試験及び研究(電源利用勘定業務)</p>	<p>D2 . 安全確保に関する調査、試験及び研究(電源利用勘定業務)</p>
<p>D2A . 原子炉施設等の基準・指針等の整備のための調査、試験及び研究</p>	<p>D2A . 原子炉施設等の基準・指針等の整備のための調査、試験及び研究</p>
<p>(1) 高燃焼度燃料の安全裕度に関する調査及び試験 高燃焼度燃料の安全評価手法の高度化を図るため、照射に伴う被覆管脆化等のメカニズムを解明し、その損傷評価により安全裕度を明らかにする。</p>	<p>(1) 高燃焼度燃料の安全裕度に関する調査及び試験 機構は、燃料被覆管の照射脆化・水素脆化に関して、温度・応力等の条件を変えた試験による水素の影響等の詳細観察及び破損の再現試験を行い、現象論的な知見を系統的に収集する。また、これに並行して計算科学により被覆管内の水素原子のふるまいや中性子照射による結晶構造の変化のような微視的なプロセスを解明することにより破損メカニズムを明らかにする。その上で、燃料安全評価に係る基準及び評価手法を、水素脆化が顕著となる高燃焼度燃料被覆管にも適用できるように、燃料破損しきい値の定量的な評価指標案を提示し、その技術的根拠となるデータを提供する。また、これらデータを、次期の高燃焼度燃料の安全審査時に、燃料の安全評価の技術的判断根拠として提供する。</p>
<p>(2) 核燃料加工施設等の安全性に関する調査及び試験 核燃料加工施設等が保持すべき核燃料物質等の閉じ込め性能等に関する技術基準の作成、改良に必要なデータ等を取得するため、MOX粉末の挙動等に関する調査、試験</p>	<p>(2) 核燃料加工施設等の安全性に関する調査及び試験 落下、火災、爆発、臨界等の事故を対象に、事故時のグローブボックス(GB)内におけるMOX粉末の粉塵化挙動、浮遊挙動等に係る文献等調査、解析モデル・解析コ</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>研究を行う。</p>	<p>ードの調査及び解析コードによる解析を行い、発生源としてのMOX粉末の粉塵化等の挙動に係る技術的知見・データを整備する。</p> <p>また、GBの閉じ込め性能等に関する技術基準の作成に役立てるために、閉じ込め性能を定量的に確認する手法についての調査検討、試験用GBを設計製作して各手法についての試験を行い、結果を纏める。さらに、GB火災時の閉じ込め性能を確保するGB管理条件の実験的導出を行うために、GB内負圧、換気回数等をパラメータとした解析を行うとともに、製作したGBを用いた火災時、消火時の圧力変動試験の計画を作成する。</p>
<p>(3) 使用済燃料中間貯蔵施設の安全性、信頼性に関する調査及び試験</p> <p>使用済燃料中間貯蔵施設に供される乾式キャスク等について、貯蔵中及び貯蔵後輸送の健全性、安全性に係る審査指針等の整備のために必要なデータ等を収集するため、密閉性等に関する調査、試験、解析・評価を行うとともに、基準、指針等の整備業務に係る支援を行う。</p>	<p>(3) 使用済燃料中間貯蔵施設の安全性、信頼性に関する調査及び試験</p> <p>乾式キャスク等に関する調査及び試験</p> <p>a) 金属キャスク貯蔵技術</p> <p>実機条件下での長期貯蔵に伴う金属ガスケット、中性子遮へい体等の経年劣化の評価手法を確立し、原子力安全・保安院の行う事業認可の審査における評価のために提供する。</p> <p>また、長期貯蔵中の取扱い事故等における金属キャスクの挙動を明らかにするため、加速劣化を付与した確認試験を実施し、長期貯蔵に伴う金属キャスクシステムの健全性評価手法を確立し、原子力安全・保安院の行う事業認可の審査における評価のために提供する。</p> <p>b) 内部収納物健全性評価手法等</p> <p>機構は、使用済燃料の貯蔵に関する国内外の先行事例や発電所内での実績データ等の調査を行い、貯蔵期間中の圧力監視、温度計測、放射線計測、地震時の加速度計測等の各データに基づいて使用済燃料収納容器内部の健全性を評価する手法について検討し、長期貯蔵後の輸送に先立って実施される発送前検査について、容器を開放せずに、実証的データに基づいて内部収納物の健全性を確認する合理的な検査方法への対応策を検討する。</p> <p>c) 貯蔵設備長期健全性等</p> <p>(イ) 金属キャスク方式</p> <p>長期貯蔵に伴う密封健全性の裏付けデータを得るため、金属ガスケットに関する実規模大の長期密封性能試験が行われている。機構は、これを継続実施し、原子力安全・保安院の安全性判断のためのデータとして提供する。また、地震時の金属キャスク内部収納物同士の衝突挙動を明らかにして、内部収納物の健全性評価用データとして、原子力安全・保安院の行う事業認可の審査における評価のために提供する。</p> <p>(ロ) コンクリート方式</p> <p>コンクリート方式で用いられる比較的薄肉の金属性容器であるキャニスタを対象に、長期間の貯蔵に伴うキャニスタ材料の溶接部等の腐食や応力腐食割れに係るデータを取得し、長期健全性の評価用データとして、原子力安全・保安院における事業認可の審査のために提供する。また、地震時のコンクリート構造物とキャニスタ及びキャニスタの内部収納物同士の各衝突挙動を明らかにし、健全性評価用データとして原子力安全・保安院が行う事業認可の審査用に提供する。</p> <p>施設の耐震性に関する調査及び試験</p> <p>地盤物性取得試験結果を基に砂れき地盤等の地盤物性データベースを作成する。また、砂れき地盤等における地震動の観測記録を収集・分析した結果に基づき、大</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>地震時における非線形性も考慮した設計用地震動の評価法を作成する。さらに、杭基礎地盤モデルの振動試験結果を踏まえて、大地震時における地盤・杭の非線形応答を考慮した基礎地盤安定性評価手法を作成する。これらの成果を中間貯蔵施設の安全審査における評価のために提供する。</p> <p>燃料に関する調査及び試験</p> <p>5.5 GWd/t までの高燃焼度使用済燃料を対象にクリープ試験を行い、適用範囲を広げたクリープ予測式を策定し、併せてこれを構造強度解析コードの改良整備に提供する。また、我が国の中間貯蔵施設の安全審査に備えて高燃焼度使用済燃料被覆管等のホットセルでの長時間加熱試験等を行い、被覆管の水素析出特性や被覆管の強度劣化状態を含む高燃焼度燃料の中間貯蔵時の挙動に関するデータを取得し、5.5 GWd/t までの高燃焼度燃料の中間貯蔵の審査指針・技術基準案を検討する。</p>
<p>(4) 廃止措置の安全性に関する調査</p> <p>廃止措置を安全に実施するために、解体工事による周辺環境への影響についての調査を実施するとともに、廃止措置に伴い発生する諸課題及びその対策等について検討を行い、廃止措置に係る安全性の評価手法を構築する。</p>	<p>(4) 廃止措置の安全性に関する調査</p> <p>解体工事による周辺環境への影響に係る調査</p> <p>廃止措置工事の本格化への備えとして、解体工事が環境へ及ぼす影響を評価するための情報を「環境影響評価ハンドブック」としてまとめるため、実用発電用原子炉施設を想定した模擬試験体を用いた試験を行い、コンクリート構造物については制御爆破工法等、金属構造物についてはガス切断工法及びレーザ切断工法を対象に、解体時に発生する粒子状放射性物質（粉じん）の拡散に係る、安全性の評価を行う上で必要となる移行挙動データ等が取得されている。</p> <p>機構は、これらの結果を受け、金属構造物のプラズマ切断工法に係る同様の移行挙動データ等を追加取得するとともに、安全性の評価におけるデータベースとして整備する。</p> <p>また、研究開発段階の原子炉施設「ふげん発電所」の廃止措置工事を対象として、原子炉構造や仕様等に係る実用発電用原子炉施設との違いやその特徴を踏まえた周辺環境への影響に係る検討がなされ、廃止措置の各工程での放射性物質の拡散について要因毎に留意事項が既に摘出されている。機構は、この結果を受けて、必要となるデータ等の取得計画を策定し、放射性物質の拡散に係る安全性の評価を行う上で必要となるデータ等の取得を行い、安全性の評価におけるデータベースとして整備する。</p> <p>廃止措置に伴う諸課題及びその対策等に係る検討</p> <p>廃止措置に伴って大量に発生する解体廃棄物の分別・管理を行う際に確保すべき安全事項の審査に資するため、解体廃棄物に関する海外の最新状況及び国内の取組状況を調査し、測定単位、測定時期等の測定方法及び管理する単位や定期的測定の有無等の分別・管理の確保すべき安全事項について調査・検討を行う。</p>
<p>(5) 放射性廃棄物の処分に関する調査</p> <p>低レベル放射性廃棄物及び高レベル放射性廃棄物の処分の安全確保に関する基準、規定類の整備及び安全性評価手法の確立のため、国内外の状況に関する調査、検討等を行う。</p>	<p>(5) 放射性廃棄物の処分に関する調査</p> <p>低レベル放射性廃棄物に係る調査、検討等</p> <p>低レベル放射性廃棄物のうち、プラズマ熔融処理を行った充填固化体に係る調査結果では、廃棄確認方法の「一体となるような充填」に係る難溶融物の混合割合、「有害な空隙」に係る残留空間割合、「放射能濃度」に係る濃度算出時の補正法と残存率及び「健全性を損なう物質」に係る塊状アルミニウムの無機物との混合比率等について、廃棄確認申請に備えた確認方法の見直しが必要とされ、確認方法の整備に必要なデータの調査及び確認方法の整備に係る検討が行われてきた。機構は、これを受けて、当該廃棄体等について具体的な性状や熔融時の挙動等の調査及び検討の結果を基に、国としての確認方法を検討し、事業者からなされる廃棄確認申請への対応を可能とする。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>低レベル放射性廃棄物のうち、放射性物質の濃度が比較的高い「炉心等廃棄物」については、埋設事業者による処分場の本格調査が実施されている。機構は、性状等が従来とは異なる当該廃棄体についての確認方法を含め、埋設処分の安全性評価の妥当性を確認するため、余裕深度処分に係る安全評価技術に関し、原子力安全・保安院が準備すべき安全評価モデルの調査を行う。</p> <p>高レベル放射性廃棄物に係る調査、検討等</p> <p>使用済燃料の再処理によって発生する高レベル放射性廃棄物については、既に海外からの返還ガラス固化体の貯蔵が行われており、その処分についての研究も各方面で進められていることから、機構は、本中期目標期間中に安全評価モデルに係る諸外国の最新の動向を調査し、放射性廃棄物の地層処分に係る地質及び気候関連事象の安全評価技術に関し、原子力安全・保安院が準備すべき事項の検討を行う。</p>
<p>(6) 放射性物質の輸送に関する調査</p> <p>I A E A の放射性物質の国際輸送規則に係る調査、改訂作業への対応を行うとともに、改訂された国際輸送規則を我が国規制基準へ取り入れるための課題の抽出及び対処方針について検討を行う。併せて、国内輸送規則改定のための作業支援を行う。</p>	<p>(6) 放射性物質の輸送に関する調査</p> <p>機構は、I A E A で現在 2005 年改訂へ向けた検討がなされている放射性物質の国際輸送規則に係る調査及び改訂作業への対応を行うとともに、改訂された国際輸送規則を我が国の規制基準へ取り入れるための課題の抽出及び対処方針について検討を行う。併せて、I A E A で予定される 2 年毎の改訂に伴って検討される国内輸送規則改定のための支援を行う。</p>
<p>D 2 B . 安全規制の高度化に関する調査、試験及び研究</p>	<p>D 2 B . 安全規制の高度化に関する調査、試験及び研究</p>
<p>(1) 高経年化対策技術の評価等に係る調査、試験及び研究</p> <p>原子炉施設等の高経年化対策について、効果的な安全規制を実施するため、国内外の経年変化に係る評価技術を含む重要な技術課題、最新の技術的知見、リスク評価手法等について調査する。また、高経年化に関する技術データの蓄積、照射材料、模擬劣化配管等を用いた対策技術高度化に係る調査、試験及び研究を行い安全規制に反映するとともに、事業者から提出された高経年化に係る技術評価、長期保全計画、設備の健全性評価等に係る解析、評価に関し、原子力安全・保安院の支援を行う。併せて、国内外へ高経年化に関する情報の提供等を行う。</p>	<p>(1) 高経年化対策技術の評価等に係る調査、試験及び研究</p> <p>高経年化対策技術基盤調査</p> <p>a) 原子炉施設等の高経年化対策について、効果的な安全規制を実施するため、国内外の経年変化に係る評価技術を含む重要な技術課題、最新の技術的知見等の調査を行う。また、経年変化事象が原子炉施設の安全性に及ぼす影響を確率論的に評価するためのリスク評価手法について調査を行う。</p> <p>b) 経年変化事象を検査する技術、予測・評価する技術等に関する技術データ、国内外の最新の技術的知見を、経年変化事象(約 10 事象)と主要機器(約 20 機器・構築物)の組合せ毎に、データベースとして体系的に蓄積する。</p> <p>c) 経年変化事象(照射脆化、疲労、応力腐食割れ、熱時効、腐食、蒸気発生器伝熱管損傷、ケーブルの劣化、コンクリートの劣化等)毎に、最近の知見、技術データに基づいて健全性評価に係る解析・評価を行うため、解析評価手法を標準化し、マニュアル、解析ソフト及び判定基準を整備し、解析評価支援システムを構築する。</p> <p>d) 事業者から提出された原子炉施設の高経年化に関する技術評価、長期保全計画、設備の健全性評価等について、その検証のための解析・評価支援を行う。</p> <p>原子炉施設健全性維持に係る技術等の調査</p> <p>原子炉施設を維持するための維持規格について、国内外の経年変化に係る評価技術を含む重要課題、リスク評価等を調査し、常に最新の知見を取り入れること及びこれに対する適切な評価を実施していくことが重要であり、このため、維持規格に関連する ASME Sec. XI 等海外の維持規格の改訂動向と技術根拠の調査及び国内外の補修工法及び検査に必用な測定技術等に関する新技術の調査等を行い、データベース化し、わが国で評価検討すべき項目をまとめる。</p> <p>高経年化対策関連技術調査等</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>a) 照射誘起応力腐食割れ評価技術調査研究 炉内構造物のなかで、主として、中性子積算照射量の大きいシュラウド（BWR）とバップルフォーマボルト（PWR）を対象として、現用材料について長期運転を考慮した60年運転の照射量までの、通常水質と改良水質（水素注入相当）でのIASCCき裂発生、進展及び許容欠陥寸法（破壊靱性特性）の照射量依存性のデータベースを構築する。また、これを用いてIASCC評価ガイドを作成する。</p> <p>b) ニッケル基合金応力腐食割れ進展評価手法の調査研究 ・国内原子力プラントで使用されているニッケル基合金と同等の試験材から製作した試験片を用い、国内BWRプラントの水質条件を模擬した環境での定荷重SCC進展試験及び変動荷重き裂進展試験、国内PWRプラントの水質条件を模擬した環境での管台定荷重SCC進展試験及び蒸気発生器伝熱管定荷重SCC進展試験を行い、試験結果からSCC進展速度を分析、評価する。取得したSCC進展速度データはデータベースに整備する。 ・このSCC進展速度データを基にニッケル基合金（600合金、690合金）の被覆アーク溶接金属、ティグ（TIG）溶接金属に関するSCC進展速度線図を策定する。</p> <p>c) 原子力プラントのケーブル経年変化評価技術調査研究 国内の原子力プラントで使用されている各種のケーブル（架橋ポリエチレン、難燃架橋ポリエチレン、エチレンプロピレンゴム、難燃エチレンプロピレンゴムを絶縁体とするケーブル）を供試体としたケーブル経年変化評価試験により、熱劣化後及び熱・放射線による同時劣化後等のケーブル経年変化データを取得し、近年の新たな知見等を加えて実機環境におけるケーブル経年変化特性を評価することにより、ケーブル保全対策の指標となる実機条件に則したケーブル経年変化評価手法の検討を行う。</p> <p>高経年化関連安全対策技術高度化調査 経年変化事象の評価に係るメカニズム解明及び検査技術等の高度化に係わる調査研究を実施する。</p> <p>原子力プラント照射材安全補修溶接技術 本事業では、低合金鋼及びステンレス鋼の溶接入熱量とHe量をパラメータとするHe割れ発生に関するデータを取得し、溶接He割れモデルによるシミュレーション評価手法を検証するとともに、割れ発生のメカニズムを調査し、高経年化設備補修（中性子照射材に対する低合金鋼のテンパービード溶接方法、レーザ補修溶接方法、ティグ補修溶接方法、当て板による補修溶接方法、摩擦圧接方法）に関する安全性、信頼性評価手法を整備し、技術指針を作成する。また、これらの成果を元に、維持規格に中性子照射材補修溶接の規定を追加するためのデータを提供する。</p> <p>原子力プラント機器材料劣化対策技術 高照射レベルのステンレス鋼製試験体の表面にレーザを熱源とした応力腐食割れ性改善のための表面改質技術適用性評価試験を実施する。維持規格の改定において「補修」について取り込むべく検討が行われているが、現状、高経年化固有の課題である照射材料に対する予防保全、補修適用のための規格がないことから、本調査により照射材料に関する技術データを提供する。</p> <p>原子力プラント機器高度安全化対策技術（重要機器等脆化評価） 本事業は、原子炉容器の脆化を監視予測するための監視試験片について、再生加工（切断・接合・整形）して、監視試験片として再利用する際に、再生加工の影響で脆さのデータが変化しないように加工に対する制限条件を確立するため、再生加</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>工時の再生材の寸法と温度変化に関する制限条件を試験と解析により確立する。</p> <p>二相ステンレス鋼でできた一次冷却材管の熱脆化について、長期間運転時の当該配管の耐荷重を評価する手法を確立するため、模擬配管材を60年運転相当に熱脆化し、配管の耐荷重を確認する試験を実施する。その結果に基づいて解析で求まる耐荷重に適切な安全余裕を設定し、熱脆化した配管の健全性評価手法を定める。</p> <p>炉内構造物等特殊材料溶接部検査技術調査</p> <p>シュラウドサポート等炉内構造物・ノズルセーフエンド異材継手部・圧力容器貫通部等のニッケル基合金溶接部の各継手のSCC等損傷に関する検査について、以下の事項を実施する。</p> <p>a) 超音波探傷法による欠陥検出性やサイジング精度の評価を行い、従来法および高度化された新技術の確証を行なう。</p> <p>b) 渦流探傷法(ECT)などの電磁気探傷法に関しても、欠陥検出性やサイジング精度の評価等に関する確立とその確証を行う。</p> <p>c) 探傷試験技術に関する判断基準としてまとめる。</p> <p>中期目標期間においては、各々のニッケル基合金溶接部の形状・溶接条件等に関して超音波等への検査影響因子を抽出した部分模擬試験体に対して、種々の超音波探傷法や渦流探傷法の基礎試験を行ない、これを元に、炉内構造物溶接部検査指針案(1次案)とノズルセーフエンド部検査指針案(1次案)を、また圧力容器貫通部検査指針案(1次案)を策定する。</p> <p>国内外へ高経年化に関する情報の提供等を行う。</p>
<p>(2) 原子力安全基盤調査研究(提案公募)</p> <p>工学的領域だけでは解決できない原子力安全上の課題に取り組むため、提案公募型の調査研究制度を推進する。テーマ選定に当たっては、その成果が原子炉施設等の安全性向上に係る提言に繋がるものを選定する。</p>	<p>(2) 原子力安全基盤調査研究(提案公募)</p> <p>原子力の工学領域だけでは解決できない新たな安全上の課題に取り組むため、人文・社会科学や地質学、地震学等の自然科学に関する知識整備の充実の必要性が指摘されている。</p> <p>このためにふさわしい公募研究テーマを、人文・社会科学分野及び自然科学分野においてそれぞれ設定し、原子力安全に係る提案型調査研究(期間最長3年)を大学、研究所等から広く毎年新規に公募する。</p> <p>採択に当たっては、有識者で構成される委員会において、提案された研究に対して公平・公正な審査を行い、原子炉施設等の安全性及び信頼性の向上に繋がるものを採択する。採択に要する期間を本中期計画期間中に20%短縮化する。また、併せて個々の研究成果に対する評価を毎年度実施し、所期の成果を収めていること及び研究継続の可否について判断する。総合的な評価では、自然科学分野では活断層の活動性等の知見の整理及び今後検討すべき課題の抽出を行う。また、人文・社会科学分野では国民とのリスクコミュニケーション、原子炉施設等における品質保証システムの有効性確保、安全文化の維持・向上等に貢献が可能な方策をまとめる等原子力安全に関する知識基盤の創生、原子力安全基盤の整備に寄与するものを提供する。</p>
<p>E . 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>原子炉施設等の安全確保においては、他の類似施設における故障・トラブル等に関する情報を有効に活用することが不可欠である。近年、故障やトラブルとも言えない運転管理上の情報を注意深く集めて分析することが、より重大な事象の予防に有効であることが明らかになってきている。このため、国内外の原子炉施設等に関する故障・</p>	<p>E . 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>トラブルだけでなく、トラブル未満の運転に関する情報を蓄積し、分析することにより、他の施設に反映すべき有用な情報を抽出することが必要である。</p> <p>機構は、国際的なネットワークも活用し、安全確保に関する情報を蓄積し、安全確保に関するデータベースを構築するとともに、情報の分析を行い、安全確保のために取るべき措置を提言することが期待される。</p> <p>また、原子力の安全確保に関する国民の信頼を回復するために、安全規制行政の透明性を高めることも重要な課題であり、機構は、安全規制に関するわかりやすい情報提供を行う。</p>	
<p>E 1 . 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供（電源立地勘定業務）</p>	<p>E 1 . 安全確保に関する情報の収集、整理及び提供</p>
<p>(1) 情報の収集、整理等</p> <p>国内外の原子炉施設等の運転特性、事故・故障、放射線管理等の情報を収集、整理しデータベースを構築する。</p>	<p>(1) 情報の収集、整理等</p> <p>国内外の原子炉施設等の安全規制、事故・故障、運転特性、運転管理、設備信頼性、放射線管理等に関する情報を毎年 2 0 0 0 0 件程度収集整理し、データベース情報として整備更新を行う。</p> <p>また、これらのデータベースの機構、原子力安全・保安院における利用のため、専用システムの維持運用を行う。</p>
<p>(2) 情報の分析評価</p> <p>原子炉施設等に関し収集した運転情報、事故故障情報及び放射線管理情報を分析評価し、原因傾向等の分析を行う。</p>	<p>(2) 情報の分析評価</p> <p>原子炉施設等に関し収集した各種情報を分析評価することにより、原因傾向等の分析、信頼性データベースの作成等を行い、再発防止対策、検査手法等の検討に反映する。また、リスク情報を用いた運転性能評価、保安活動評価を行うための情報を提供する。</p>
<p>(3) 情報の提供及び広報</p> <p>原子力安全に係る国民の理解と信頼を得ることを目的として、原子力安全規制に関する施策及び原子力安全に関する情報を、原子炉施設等立地地域自治体及び地域住民をはじめ、国内外に提供する。</p>	<p>(3) 情報の提供及び広報</p> <p>海外関係機関等への情報提供</p> <p>国内原子炉施設等の安全規制、トラブル等情報の英語版を作成し、海外関連機関へ提供するとともにホームページに掲載する。</p> <p>安全規制に係る情報提供</p> <p>インターネットによる情報の提供を行い、ホームページのヒット件数を毎年 1 万件程度確保する。また、ニュースレター、パンフレット等印刷物による情報の提供を月 1 回程度行う。アンケート等を実施し、内容について国民が理解しやすい情報提供への改善に努め、回答者の 7 割以上から肯定的な回答を得る。</p> <p>立地市町村等への安全情報提供等</p> <p>自治体原子力関係職員、立地地域住民等を対象とした原子力安全に係る理解の促進、意見交換のための会合を毎年 4 回程度開催するとともに、原子力安全に関するシンポジウムを毎年 1 回程度開催する。アンケート等を実施し、内容の改善に努め、回答者の 7 割以上から肯定的な回答を得る。</p>
<p>F . 安全規制に係る国際協力</p> <p>原子力の安全確保に関する情報は国境を越えて共有されるべきものであり、また、原子力災害は国境を越えて拡がるおそれがあることから、国際的な協力を行うことは重要な課題である。このため、多国間の条約や情報交換の枠組みに参加するとともに、二国間協力等により、情報交換、研究協力、研修協力等を進めることが必要である。</p> <p>機構は、海外の原子力安全に係る情報を収集、整理、蓄積するとともに、原子力安</p>	<p>F . 安全規制に係る国際協力</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
全・保安院と協力して、多国間、二国間の国際協力に関する業務を実施する。	
F 1 . 安全規制に係る国際協力（電源立地勘定業務）	F 1 . 安全規制に係る国際協力（電源立地勘定業務）
<p>(1) 海外原子力安全情報調査業務及び海外に向けての情報発信に係る業務 海外の規制当局及び事業者等における原子力安全確保活動や安全に係る最新知見等の安全情報について、海外の各種委員会、国際会議等における情報交換等による収集、調査、整理を行う。 わが国の規制当局及び事業者等における原子力安全確保活動や安全に係る最新知見等の安全情報について、海外の各種委員会、国際会議等における情報交換等による提供、発信を行う。</p>	<p>(1) 海外原子力安全情報調査業務及び海外に向けての情報発信に係る業務 IAEA及びOECD/NEA等の国際機関の諸会合及び原子力先進8カ国による国際原子力規制者会議(INRA)等主要原子力発電国の規制当局間の多国間会合、原子力安全・保安院と米国、仏国、中国、韓国、瑞国、英国等の規制当局との二国間協力取り決めに基づく規制情報交換会議等に参画することにより、我が国の安全情報について提供するとともに、得られる海外情報を整理し、原子力安全・保安院への提供を行う。</p>
<p>(2) 二国間及び多国間の協力取り決め等に基づく協力活動に係る業務 二国間原子力協定に基づく政府間協議、原子力安全規制当局間の二国間協力取決め等に基づく情報交換会議・専門家の交流等への対応を行うとともに、研修、セミナーを実施する。 原子力安全に関する国際機関（IAEA、OECD/NEA等）の原子力安全基準策定活動、原子力安全規制等の課題の検討、発展途上国に対する安全協力、原子力安全に関する国際研究活動等への参画を推進する。 その他主要原子力発電国の規制当局間の多国間会合等への対応を行う。 原子力安全規制行政の実施機関として、機構と海外の原子力安全関連機関との協力取決めを行い、原子力施設の運転経験、事故故障対応、安全解析コード、その他安全規制及び各種基準策定に係る新知見等について、より詳細な情報の収集、調査、提供、交換等を行うとともに、専門技術者等交流の推進を行う。</p>	<p>(2) 二国間及び多国間の協力取り決め等に基づく協力活動に係る業務 原子力安全・保安院と海外規制当局との二国間協力取り決めに基づく規制情報交換会議（各年間1回程度開催）や専門家の交流等に関し、その企画、運営等において原子力安全・保安院に協力する。 国の国際機関及び規制当局間の多国間会合への対応業務について協力するとともに、個々の事業の重要性に応じ、委員等の派遣、専門家の受入れ、計画への参画等を行う。 アジア原子力安全ネットワーク（ANSN）の日本ハブセンターを構築・運営するとともに、IAEAの要請に基づき各種セミナー及びワークショップの開催、安全レビューチームへの専門家派遣等を行う。 機構と海外の原子力規制機関又はその関連機関（米国、独国、仏国、韓国等）との協力取り決めに基づく情報交換会議を年間各1回程度開催する。 また、近隣アジアの原子力発展途上国における原子力安全基盤の整備及び人材育成に協力するため、中国の原子力安全規制関連機関より年間4～5名の研修生を受入れ、原子力安全規制に関する研修を実施するとともに、専門家を派遣し、年間1回、参加者30名程度のセミナーを開催する。内容については、アンケート結果等を評価・分析することによりその改善に努め、回答者の7割から肯定的な回答を得る。</p>
<p>(3) 国際条約等の義務の遂行に係る業務 原子力安全に係る国際的な条約等の履行に係る調査等業務を的確に実施する。</p>	<p>(3) 国際条約等の義務の遂行に係る業務 原子力安全条約及び廃棄物等安全条約の履行のため、原子力安全・保安院が行う国別報告書の作成、各国報告書のレビュー業務等を支援する。また、早期通報条約等に基づく海外機関への情報通報業務等について支援を行う。</p>
<p>・ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 . 業務の効率的な実施 業務の効率的な実施による費用の低減、その他の経営努力により財務内容の改善を図るため、運営費交付金を充当して行う事業については「 . 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。</p>	<p>・ 予算（人件費の見積りを含む。） 収支計画及び資金計画</p> <p>予算、収支計画及び資金計画は以下の通り。</p> <p>1 . 予算（人件費の見積りを含む。） 《別表1》 中期計画期間中の予算の見積りに当たっては、平成15年度下期予算を通年ベースに換算したものを基準に、運営費交付金の算定ルールに基づき、(4) の削減目標を踏まえ試算した。実際の予算は、毎年度の予算編成において定まる係数等に</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
<p>2. 透明性の向上 財務内容に関する透明性を確保する観点から、経理事務や財務諸表の作成に外部の知見を積極的に活用するよう努める。</p> <p>その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 国の求めに応じ行う業務 国の行政機関から検査等の要請があった場合、機構は、業務に支障を生じない範囲において、これに対応する。</p> <p>2. 経済産業大臣による要求 経済産業大臣から、独立行政法人原子力安全基盤機構法第16条第1項の規定に基づき、エネルギーの利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があり、同法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるよう要求があったときは、必要な措置を迅速かつ正確にとるよう努める。</p>	<p>基づき本算定ルールにより決定されることから、見積もりの額から増減することとなる。</p> <p>[運営費交付金の算定ルール] 毎年度の運営費交付金の額については、以下の算式により、当該年度に係る効率化係数・政策係数、消費者物価指数、人件費調整係数s、特殊要因(X)を定め算定する。</p> <p>○ 運営費交付金額 = 一般管理費(A) × + 事業費(B₁(検査等に係るものを除く。)) × ×₁ + 検査等に係る事業費(B₂) ×₂ + 特殊要因(X)</p> <p>一般管理費(A) = 共通部門人件費(S) + その他一般管理費(前年度) × 事業費(B) = 事業人件費(S) + 前年度事業費(B_{y-1}(事業人件費を除く)) × 人件費(S) = 前年度人件費(S_{y-1}) × s 特殊要因(X) = 原子炉施設等のトラブル対応や設備更新等に伴い、一時的に発生する資金需要に対応するもの。</p> <p>注 : 効率化係数(中期計画期間中で10%以上) : 効率化係数(中期計画期間中で3%以上) : 政策係数(法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会等による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。) : 消費者物価係数(前年度における実績値を使用。) s : 人件費調整係数(前年度からの組織実態の変化(昇給、採用・退職等)に応じ決定する。</p> <p>2. 収支計画《別表2》</p> <p>3. 資金計画《別表3》</p> <p>短期借入金の限度額</p> <p>1. 短期借入金の限度額： 6,727百万円 2. 想定される理由： 運営費交付金の受入れの遅延、国の要請による緊急事態への対応業務の発生等に対応することを想定した。</p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画 なし。</p> <p>剰余金の使途 剰余金が発生した場合には、後年度負担に配慮しつつ、原子力安全基盤の維持向上のため以下の使途に使用。 1. 人材育成、能力開発</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

中期目標	中期計画
	<p>2. 原子力安全高度化のための先行的調査研究 3. 情報インフラの繰り上げ更新 4. 短期期限付職員の新規採用</p> <p>・その他国の求めに応じて行う業務等</p> <p>1. 国の求めに応じて行う業務 国の行政機関から求めがあった場合は、機構法第13条第1項及び第2項の業務の遂行に支障のない範囲で適切な対応を行う。</p> <p>2. 経済産業大臣による要求 経済産業大臣から、独立行政法人原子力安全基盤機構法第16条第1項の規定に基づき、エネルギーの利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があり、同法第13条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に関し必要な措置をとるよう要求があったときは、必要な措置を迅速かつ正確にとるよう努める。</p> <p>・その他経済産業省令で定められた記載事項</p> <p>1. 人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）。</p> <p>(1)方針 中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。</p> <p>(2)人員に係る指標 期末の常勤職員数は、期初の計画数を上回らないものとする。 内、予算措置手当職員数 364人（役員数6人）</p> <p>(参考1) (4)の一般管理費及び事業費削減目標に応じ、人件費に係る削減額相当について、職員数の削減により吸収した場合の期末職員数見通しは、以下の通り。</p> <p>1) 期初の計画職員数 460人 2) 期末の常勤職員数の見込み 445人 ・一般勘定により手当される職員については、検査需要に応じて必要人員の増減が有り得る。</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額見込み 20,927百万円 (. 1の見積もりに、手数料事業に係る人件費を加えたもの。) 内、予算措置手当職員分 16,577百万円 但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、法定厚生費、退職引当金、休職者給与等に相当する範囲の費用である。</p>

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

(別表1)

予算書(総括表)

(単位:百万円)

区別	合計	立地勘定	利用勘定	一般勘定
収入				
運営費交付金	83,520	52,516	31,004	0
施設整備費補助金	0	0	0	0
受託収入	0	0	0	0
うち国からの受託収入	12	0	12	0
うちその他からの受託収入	0	0	0	0
手数料収入	8,622	0	0	8,622
その他収入	0	0	0	0
計	92,154	52,516	31,016	8,622
支出				
業務経費	76,396	48,578	21,881	5,937
施設整備費	0	0	0	0
受託経費	12	0	12	0
一般管理費	15,746	3,939	9,123	2,685
計	92,154	52,516	31,016	8,622
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

(別表2)

収支計画(総括表)

(単位:百万円)

区別	合計	立地勘定	利用勘定	一般勘定
費用の部	92,154	52,516	31,016	8,622
経常費用	92,154	52,516	31,016	8,622
業務経費	72,046	48,578	21,881	5,937
受託経費	12	0	12	0
一般管理費	15,746	3,939	9,123	2,685
減価償却費	0	0	0	0
財務費用(利息)	0	0	0	0
臨時損失	0	0	0	0
収益の部	92,154	52,516	31,016	8,622
運営費交付金収益	83,532	52,516	31,016	0
受託収入	12	0	12	0
手数料収入	8,622	0	0	8,622
資産見返負債戻入	0	0	0	0
寄附金収益	0	0	0	0
臨時利益	0	0	0	0
純利益	0	0	0	0
目的積立金取崩額	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(別表3)

資金計画(総括表)

(単位:百万円)

区別	合計	立地勘定	利用勘定	一般勘定
資金支出				
業務活動による支出	92,154	52,516	31,016	8,622
投資活動による支出	0	0	0	0
財務活動による支出	0	0	0	0
次期中期目標の期間への繰越金	0	0	0	0
資金収入	92,154	52,516	31,016	8,622
業務活動による収入	92,154	52,516	31,016	8,622
運営費交付金による収入	83,520	52,516	31,004	0
受託収入	12	0	12	0
手数料収入	8,622	0	0	8,622
投資活動による収入	0	0	0	0
施設費による収入	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0	0	0	0

独立行政法人原子力安全基盤機構 中期目標と中期計画対比表

独立行政法人 情報処理推進機構 中期目標・中期計画対比表

構成

中期目標	中期計画
○. 前文	
. 中期目標の期間・・・4年3ヶ月	
. 業務運営の効率化に関する事項	. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (1) ソフトウェア開発分野 (2) 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野 (3) 情報技術(IT)人材の育成分野 (4) その他	. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) ソフトウェア開発分野 (2) 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野 (3) 情報技術(IT)人材の育成分野 (4) その他
. 財務内容の改善に関する事項	. 予算(人件費見積もりを含む)、収支計画及び資金計画
	. 短期借入金の限度額
	. 重要な財産の譲渡・担保計画
	. 剰余金の使途
. その他業務運営に関する重要な事項	. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

前 文

中期目標	中期計画
<p>前文 (これまでの情報処理振興事業協会の取組み)</p> <p>今般、独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という)となる認可法人情報処理振興事業協会(以下、「協会」という)は、1970年(昭和45年)に設立されて以来、一貫して我が国の情報処理の振興、特にソフトウェアの振興に大きな貢献をしてきた。</p> <p>設立当時は、電子計算機等のハードウェアの附属的な位置づけであったソフトウェアについて、ソフトウェアベンダーに対する資金面からのサポートを中心としてその量的な供給体制の整備を目指した。その後の情報サービス産業・ソフトウェア産業の発展及び利用者側ニーズの拡大・多様化に伴い、近年は支援分野を特定した重点的なソフトウェア開発支援や、プロジェクトマネージャーなどの外部専門家を活用したソフトウェア開発支援・人材発掘を行い、「量の支援」から「質の向上」へ重点を移しつつある。さらにインターネットの普及により急速に重要性を増した情報セキュリティ対策についても、1990年代から取り組みを開始しており、その調査・分析機能については評価を得ているところである。</p> <p>これまでの数年間も、協会は、より効果的な事業を推進していくために、組織や業務の改革に日々邁進してきたところであるが、現状においては「道半ば」であり、今後更なる改革を進め、我が国の情報政策を実施する中核機関としての先導的役割を担うことを期待するものである。</p> <p>ソフトウェア及び情報処理システムが21世紀の知識経済を支える基盤となることに鑑み、機構は、ソフトウェア及び情報処理システムについて、我が国経済の競争力を強化するといった観点に立ち、産学官の連携拠点として、ソフトウェア戦略を具体化し、技術・人材の両面で戦略的な公的基盤の整備及び独創的技術開発の支援を提供するプロフェッショナル集団として日本経済の発展に貢献</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人情報処理推進機構(以下、「機構」という)は e-Japan 重点計画等の情報政策を実施する主要な担い手及び情報化の先兵として、国民の全てがITのメリットを享受できるIT国家の実現に貢献する。</p> <p>機構の第1の機能として、IT政策シンクタンク及び情報発信基地としての役割を強化し、我が国ソフトウェア産業の「競争力」の向上を図る。</p> <p>シンクタンク機能の充実を図るため、ITに関連する内外の動向を把握する。将来を俯瞰する見取り図を作成し、推進優先分野の絞込みと特定分野におけるIT技術ロードマップの策定、政府機関への提言等積極的な情報発信を行う。機構自身が産学官交流の人材拠点となる。</p> <p>ソフトウェア産業の競争力強化の視点から、ソフトウェア・エンジニアリング・センター(SEC)を設立し、経済社会のニーズに即応して、産業・大学・国研の能力・知識を結集し、実践的なソフトウェア開発を効率的に行う。ソフトウェアの計量化基準(ものさし)を構築する。ソフトウェア生産の競争力強化の視点から、我が国が秀でている組込み分野において日本におけるソフトウェア開発プロセスの改善・評価(SPI: Software Process Improvement)手法を開発する。</p> <p>中小企業を機構の顧客として正面に捉え、中小企業にとって活用しやすい機構を目指す。そのためには資金提供のみならず、開発段階におけるテストベッドの提供、ベンチャーキャピタル・投資育成会社との「出会いの場」の提供、経営とITに精通した専門家(以下「ITコーディネータ」という)を活用した経営管理・販売ノウハウの提供等、ソフトウェア開発から事業化に至るまでの一貫したIT支援を行う。ITユーザとしての中小企業の情報化を支援するため、導入する情報処理システムを検証するためのテストベッドの提供、ITコーディネータを活用したIT投資コンサルティングの実施、投資資金借入のための債務保証等を実</p>

する。

その理念は「創造」、「安心」、「競争力」である。

機構の究極のミッションは、情報産業はもちろん、あらゆる産業及び政府部門が、ITの戦略的活用により「競争力」を向上させるための基盤を提供することにあるが、その競争力の根元は人材と技術であり、基盤を支える人材育成や技術開発とともに、「創造」の苗床を培う独創力のある人材や技術の発掘・支援を戦略的に行うことが必要である。

また、インターネットの普及、ソフトウェアの大規模化・複雑化に伴い、「安心」してITを利用できる環境の整備がこれまで以上に重要となっている。セキュリティ対策・ソフトウェア・エンジニアリングの普及を進めることにより、ITが真に社会のインフラとして機能するための必要条件を確保することが必要である。

これらの理念を実現するために、機構は、「ソフトウェアの開発」、「情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備」、「IT人材育成」を3本の柱として、効率的・効果的な事業を推進する。

さらに、事業の推進にあたっては、これまで協会が実施してきた組織改革等を承継することのみならず、これまで以上に不断の経営努力を行い、機構内部における各事業・組織の役割分担の明確化を図り、かつ各組織の連携を図りながら、ソフトウェア知戦略の実現と効率的・効果的な事業の推進を図っていくものとする。

また、機構は、独立行政法人として、事業運営の自主性・柔軟性を最大限に図り、利用者のニーズに機敏に応え、常に満足が得られるよう質の高いサービスの提供を行うものとする。

施する。

創造的なソフトウェア開発を進めるために、オープンソフトウェア開発、ビジネスグリッド・コンピューティングの推進、次世代ソフトウェア開発等を強力に展開する。

機構の第2の機能として、「安心」できる情報化社会の実現を目指す。

情報システム脆弱性の分析を充実する。すなわち情報システムの脆弱性の検証・分析、脆弱性をつく攻撃手法の分析・対処策の策定、危険性の観測・警告・公表等を行う。

我が国唯一のIT製品のセキュリティ認証機関として、情報セキュリティ認証制度を実施し制度の普及を図る。我が国IT製品が認証を取得することにより、国際競争力が向上することが期待できる。

機構の第3の機能として、IT人材の育成を強力に推進する。

IT人材の実務能力を体系化した指標であるITスキル標準の有効活用を図る。時代の要請や技術変化に迅速に対応するよう、ITスキル標準や研修ロードマップを継続的に見直し改訂する。プロフェッショナルコミュニティを創設する。

我が国最大の国家試験である情報処理技術者試験を円滑に実施する。技術動向の変化を踏まえ、出題範囲を不断に見直し、ITスキル標準とのコラボレーションを実施する。

独創的な技術やアイデア等を有する人材(以下「天才的クリエイター」という)を中期計画中に50人以上発掘する。

地域ソフトウェアセンターとの連携を図りITスキル標準に対応した人材育成を図る。地域ソフトウェアセンターに中期経営改善計画を策定させ、計画に基づく指導助言を実施し、効果が見込めない地域ソフトウェアセンターは整理する。ITコーディネータの積極的活用により経営上の課題解決を図る。

機構の第4の機能として、ユーザの視点に立った効率的で透明な組織・事業運営を目指す。

	<p>時代の変化に対応して組織や業務を不断に見直す。今後も引き続き、組織のスリム化・活性化を図る。職員の業績評価をボーナスや昇給に反映させる等の人事手法を活用することにより、成果主義を徹底する。プロジェクトマネージャー（PM）や任期付職員の活用等多様な雇用形態を活用することにより、機構全体のポテンシャルを向上させる。</p> <p>事業運営に関して、利用者の利便性向上の観点から、随時公募・年2回採択の採用、募集の締切りから採択までの期間短縮を図る。開発成果を公開・発表する等、広報の充実と強化を推進する。</p>
--	--

中期目標の期間

中期目標
<p>・ 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年1月5日から平成20年3月31日までの4年3ヶ月とする。</p>

業務運営の効率化に関する事項

中期目標	中期計画
<p>業務運営の効率化に関する事項</p>	<p>業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p>
<p>機構は、各事業や管理事務の遂行における費用対効果の向上を図るため、以下のような目標を実現するものとする。</p>	
<p>1. 組織・人材の活用について</p> <p>以下の施策を講ずることにより、個々人が最大限のパフォーマンスを発揮できる柔軟な組織体制を構築するとともに、業務に対応した多様な人材を集結し、効率的な運営を図る。</p> <p>(1) 組織体制について、IT を巡る内外の情勢の変化に応じて柔軟な対応を図り、より効率的・効果的な業務運営に努める。</p> <p>(2) プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)をはじめとした外部専門人材を積極的に活用することで、知識の習得や蓄積を通じて組織のパフォーマンス向上等に努める。</p>	<p>1. 組織・人材の活用について</p> <p>(1.1) 時代の変化に機敏に対応するため組織や業務を不断に見直し、常に組織のスリム化・活性化を図る。</p> <p>(1.2) 組織内外の課題に対応するため、期限付き・少数精鋭のタスクフォースの設置等により、常に機動的な事業運営を図る。</p> <p>(1.3) 相乗効果をもたらすような部門間連携を強化するとともに、企画・調査機能の充実等により効率的・効果的な業務運営を図る。</p> <p>(1.4) これまでに実施した組織のフラット化や決裁ルートの短縮に加え、継続的な業務の見直し(BPR: Business Process Re-engineering)と業務の一層の電子化により、意思決定を迅速に行うとともに、業務処理を効率化する。</p> <p>(1.5) 資源の効率的・効果的な活用を努めるため業務監査を充実する。</p> <p>(2.1) 任期付きで採用する外部専門人材の比率を高め、情勢の変化への対応力を高めるとともに、外部専門人材が有するノウハウの習得及び蓄積により組織のパフォーマンスの向上を図る。</p> <p>(2.2) また、プロジェクトマネージャー(以下「PM」という。)については、選</p>

<p>(3) 職員(研究員を含む)の業績について、様々な観点から評価し、その結果を具体的な処遇や人事配置に適切に反映させる。また、継続的な勤労意欲を図るために、必要な研修や外部での実務経験の機会の付与を通じ、職員の職務遂行能力の向上に努める。</p>	<p>任の方法、任期等について情勢の変化に柔軟に対応することにより業績の向上及び組織の流動化を図る。</p> <p>(3.1) 職員(研究員及び任期付職員を含む)の業績評価制度とそれに基づいた処遇(成果主義)を徹底する。</p> <p>(3.2) 職員の能力向上のため、民間等外部組織との人事交流、外部研修の活用、海外の研究機関等への派遣等、自己啓発に対する支援等を積極的に実施する。</p>
<p>2. 各事業の運営について 産業活動や国民生活の利便性向上に寄与することを旨として事業活動を展開する。</p> <p>(1) ソフトウェア開発支援事業において、開発成果や実施体制についての外部有識者による厳格な評価やフォローアップを実施し、また IT に関連する内外の動向を把握した上で、支援すべき重点分野の絞り込み等を行い、効果的な資源配分を行う。</p> <p>(2) 事業の採択に当たっては、提案公募を原則とし、公募にあたっては、十分な検討が行えるよう期間設定を行うとともに情報提供を行う。事業については、募集の締め切りから採択に至る期間を可能な限り短縮し、契約者にとって効率的な運営を図る。また、事業の効果が高まると認められるものについては、提案公募以外の採択方法についても検討する。</p>	<p>2. 各事業の運営について</p> <p>(1.1) ソフトウェア開発支援については、限られた資源の中で最大のパフォーマンスを得るため、「e-Japan重点計画」等のIT推進のための政府による計画等を勘案しながら支援分野の重点領域を絞り込むなど効率的・効果的な事業運営を実施するとともに、引き続き、開発者のドキュメント作成負担の軽減を図る。また、重点領域の選定等の技術的意見や事業の評価について、外部専門家の意見を幅広く捉え、今後の事業運営に反映させる。</p> <p>(1.2) プロジェクトの成果物が実際にどの程度使用されているかの追跡調査を実施することで、効果的な予算の活用を検証し、次年度以降の事業運営に反映させる。</p> <p>(2.1) 事業の採択に当たり、提案公募を原則とし、提案公募以外で採択を行う場合、事業の効果を十分検討の上、指名方式等の最適な方式により行う。</p> <p>(2.2) ソフトウェア開発支援の公募において、事業の周知を徹底するものとし、産業界等(関係機関を含む)のメーリングリストを作成し、総数5,000件以上のアドレスあてに情報発信を行う。</p> <p>(2.3) また、ソフトウェア開発支援の公募に関しては、随時公募(14年度公募期間平均26日)を実施(採択は少なくとも年2回実施)する。さらに、募集の締め切りから採択に至る期間を2ヶ月に短縮(14年度実績 最大2.5ヶ月)することで、より十分な開発期間を確保する。</p>

<p>(3) 事業内容等を勘案し、必要に応じ年度を超える契約を締結する等の弾力的な運用を図る。</p> <p>(4) 経済産業省電子政府構築計画に基づき、業務の最適化計画を策定する。現在、電子IPAによる業務の電子化を推進中であるが、最適化計画等に基づき、今後も更なる電子化を推進し、事務処理の効率化・迅速化に努める。</p> <p>(5) 業務の効率化を進め、段階的に一般管理費(退職手当を除外)を削減し、中期目標の期間の最後の年度において、認可法人比12%を上回る削減を達成する。 また、情報分野は、他分野に比べ技術や市場の変化の早い分野であることから、情勢の変化を踏まえながら不断の見直しを行い、継続事業については、中期目標の期間の最後の事業年度において、認可法人比12%を上回る効率化(途中新規事業についても、翌年度から年3%程度の効率化を含む)を達成する。その一方で、情報政策の観点からの新たな要請に配慮する。</p>	<p>(3) 事業内容等を勘案し、必要に応じ複数年度の契約を締結するとともに、契約変更等柔軟な事業運営を図る。</p> <p>(4) 継続的に業務の見直し(BPR)を行い、ナレッジマネジメントシステムを導入する等するとともに、経済産業省電子政府構築計画に基づき、業務の最適化計画を策定し、電子IPAの充実・向上を図る。</p> <p>(5) 以上のような取り組みに加え、コスト管理を充実させること等により、業務の効率化を進め、段階的に一般管理費(退職手当を除外)を削減し、中期目標の期間の最後の年度において、認可法人比12%を上回る削減を達成する。 また、情報分野は、他分野に比べ技術や市場の変化の早い分野であることから、情勢の変化を踏まえながら不断の見直しを行い、継続事業については、中期目標の期間の最後の事業年度において、認可法人比12%を上回る効率化(途中新規事業についても、翌年度から年3%程度の効率化を含む)を達成する。その一方で、情報政策の観点からの新たな要請に配慮する。</p>
---	---

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

中期目標	中期計画
<p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p>
<p>機構は、21世紀のIT社会に『創造』と『安心』を与え、我が国の『競争力』を高めることを目指し、ソフトウェア開発、情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備、IT人材育成の3つの分野に係る各事業を的確に遂行することで、我が国社会経済を、活力ある、そして競争力のある社会に変えることを目指す。</p>	
<p>1. ソフトウェア開発分野</p> <p>技術動向に関する公的シンクタンク機能を整備し、国際的な技術動向に照らして、我が国に付加価値を生むとの観点から重点化した技術開発支援を行う。また、独創力のある企業、技術などの発掘・支援を戦略的に行い、効果的な産学連携を促進する。さらに、公的投資が必要とされる先進的な社会システムの基盤的ソフトウェアの企画・開発・検証にプロフェッショナル集団としての貢献を行う。</p> <p>具体的には、第1に機構はオープンソフトウェアの利用環境・開発環境を整備し、政府を含めたユーザーの選択肢の拡大、イノベーションの拡大を目指す。第2に機構はビジネスグリッド・コンピューティングの推進に積極的に貢献し、産業の活性化を図る。第3に先端的・独創的なソフトウェア開発等を支援する。第4に、先進的な技術やビジネスモデルを有する中小ITベンチャー企業の発掘・支援を行う。</p> <p>加えて、研究開発成果の実用化を促進するために、標準化が可能なプロジェクトについては積極的な標準化活動を行う。</p>	<p>1. ソフトウェア開発分野</p>

(1) ソフトウェア開発支援

) オープンソフトウェアの開発支援

オープンソフトウェアの利用環境・開発環境を整備するために、それに向けた開発の支援及び積極的な情報収集・発信を行う。

) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

ビジネスグリッド・プロジェクト等において、国際市場への展開を促進する観点から、技術開発の推進や積極的な標準化活動を行い、本プロジェクト発の国際標準の獲得を目指す。

) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

国際的競争力のある多種多様な発想を持つ技術開発を支援し、世界に発信するソフトウェアを開発する。

また、実用化を前提に、公共性の高いソフトウェア開発や民間のみでは十分な開発が期待できないソフトウェア開発についても支援を行い、開発成果の早期の実用化を目指す。

特に、産業投資特別会計から出資を受けて実施するソフトウェア開発については、収益の可能性がある場合に限定する等、事業の目的に照らして適切な対応を図る。

(1) ソフトウェア開発支援

) オープンソフトウェアの開発支援

オープンソフトウェア環境を選択できるように、基本ソフトウェア、ミドルウェア、開発ツール、ユーザーアプリケーションに関する開発を支援する。

また、政府関係機関における業務システムをオープンソフトウェア環境で利用する実証実験を支援するとともに電子政府における同環境への移行に関する情報を発信する。

さらに、オープンソフトウェアの活用に必要な情報の収集・発信機能を一層強化する。

) ビジネスグリッド・コンピューティングの推進

ビジネス分野におけるグリッドコンピューティング技術等を将来の重要なインフラ技術と位置づけ、各種技術的課題の克服に向けての取り組みを推進するとともに、開発する仕様等を国際的な標準化活動の場に提示し、国際標準の獲得を目指す。

) 先端的・独創的なソフトウェア開発等の支援

先端的・独創的なソフトウェア開発支援については、専門的知見を有するPM等を積極的に活用するとともにプロジェクトの継続の可否判断を行う基準をプロジェクト開始時に設定することにより、リスクを抑えつつチャレンジングなプロジェクトに取り組み、3～5年後に活用される技術を開発する。

また、公共性の高いソフトウェアや民間のみでは十分な開発が期待できないソフトウェア開発についても支援を行い、早期の実用化を目指す。更に、市場性を有するソフトウェア開発については、開発からその普及にいたるまでの一貫した支援の実施等により、事業終了後、3年以内に実用化達成率40%(14年度実績 27%)を目指す。

特に、産業投資特別会計から出資を受けて実施するソフトウェア開発

-) 開発成果や実施体制について、厳格な評価及びフォローアップに努め、次期事業に反映させる。
-) 研究開発成果に係る費用対効果分析を検討し、分析による効果について早期の公開を目指す。

(2) 様々なステージに応じたITベンチャー支援

中小・ITベンチャーの育成・支援は、我が国社会経済が活性化していく上で必要不可欠である。その支援は開発支援のみならず、資金調達に対しても債務保証やベンチャー・キャピタリストとのマッチング等、一貫したサポートが必要である。具体的には、

-) 中小・ITベンチャー企業が有する先進的な技術やビジネスモデルに対する評価を行い、ベンチャー・キャピタリスト(VC)等とのマッチングを図るために必要な情報提供等を積極的に行う。
-) 独創的技術を有する企業の発掘を行い、開発に対する支援を行う。

(3) 債務保証事業

資金調達が困難な中小・ベンチャー等を中心に、債務保証の活用を促すこ

については、収益の可能性がある場合等に限定する等、事業の目的に照らして適切な対応を図る。

-) 重点領域の選定等の技術的意見や事業の評価について、外部専門家の意見を幅広く捉え、今後の事業運営に反映させる。
-) 研究開発に係る費用対効果分析について、海外における状況を調査するとともに、個別事例につき調査・分析し、その結果を公表する。

(ソフトウェア開発者に対するインセンティブの創設)

)ソフトウェア開発支援事業等において、より高い成果を上げた場合などを対象にした表彰制度の導入等を検討する。

また、開発資金援助に加えて、開発完了後の事業化についても、支援を検討する。

(2) 様々なステージに応じたITベンチャー支援

) 中小・ITベンチャー企業の支援に関わるソフトウェア開発事業等を通じて、中小・ITベンチャー企業が有する先進的な技術やビジネスモデルを評価し、その結果を公開する場(『出会いの場』)を設け、ホームページ等で積極的に情報提供を行うことにより、ベンチャーキャピタリスト、投資育成会社等他の関係機関との連携に努めマッチングを図る。

) IT 関係の幅広い分野において秀でた実績と能力を持つPMを活用することにより、独創的技術を有する企業の発掘を行い、開発段階におけるテストベッドの提供を行うなどソフトウェア開発から事業化に至るまでの一貫した支援を行う。

(3) 債務保証事業

ソフトウェアに関する技術的評価を実施することで、担保資産に乏しい中

<p>とでソフトウェア開発等における幅広い支援を図る。具体的には、</p> <p>) 平成15年度から開始した保証窓口の拡大(機構の直接受付)等による利便性の向上等について、積極的な広報活動を行い、利用者の拡大を図るとともに、潜在的に成長力を有する企業を積極的に発掘する。</p> <p>) ただし、制度の健全性を確保する観点から、事業については収支均衡に努める。</p> <p>) また、これまで検討を行ってきたソフトウェア等の担保価値の評価について、評価手法の早期開発を目指し、加えて、保証審査に際しての評価手法についても検討をし、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p>	<p>小企業等に対する支援を実施するとともに中小企業等が利用している中小金融機関(信金、信組を含む)の活用を図る等幅広い支援を行う。</p> <p>) 直接受付の実施及びリピート保証の促進・拡充に加えて、既存メール媒体を活用したプッシュ型告知、各種メールリングリストの活用、説明会の積極的な開催等、保証制度の積極的な広報により中期目標期間を通じて利用拡大を図る。また、利用者の利便性等の観点から、審査のための提出書類の縮減に努力するとともに、原則として平均審査期間20日(14年度実績 62日)以下とする。</p> <p>また、競合状況の評価や将来予測に基づく評価を強化するとともに、保証対象企業への訪問審査の徹底を図り、有望な企業を発掘する。</p> <p>) また、保証実施後の与信管理が融資銀行に委ねられていることに鑑み、保証先企業に対し、資金活用状況や財務状況等の報告義務を徹底し、定期的なチェックを実行するとともに、資金需要(開発進行)に合わせて保証の分割実行を行うこと等により、中期目標期間中年平均で代位弁済率4%(14年度実績 4%)以下を目指す。</p> <p>) ソフトウェア等の担保価値に関する外部有識者による検討会を設置し、検討内容をホームページ等で公開するとともにソフトウェア等の担保価値の評価手法の早期開発を行う。また、ソフトウェア開発に係る開発能力を分析した結果を審査基準に活用することで、ソフトウェアの技術面からの審査能力の向上を図る。</p>
<p>2. 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野 我が国のセキュリティ水準の向上を図るため、情報セキュリティに関するユーザーへの適切な情報発信、その前提となる情報収集、調査分析、研究開発、標準化等を実施する。 また、品質の高いソフトウェアを決められた納期とコストで開発する種々の手法の活用の促進、ソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定などを</p>	<p>2. 情報処理システムの信頼性・安全性に係る基盤整備の分野</p>

通じて、「良い」ソフトウェアやサービスに対して、適切な評価が行われるための条件整備を進める。

(1) 情報セキュリティ対策の強化

) ウィルス、不正アクセス等に関する情報発信基地として、常に迅速な情報収集、分析及び情報提供を図るとともに、情報セキュリティ対策等に関する普及啓発を行う。

) 情報セキュリティに係る評価・認証を実施するなど、IT製品及びシステム等の安全性・信頼性の向上に貢献する。

) 暗号技術、認証技術等をはじめとする情報セキュリティ技術全般について調査、評価、技術開発等を実施し、情報セキュリティ技術等の向上等に貢献する。

) 国内関係府省及び各国政府関係機関等との連携を構築・強化するととも

(1) 情報セキュリティ対策強化

. 1) ウィルス・不正アクセスを始めとする情報セキュリティに関する内外の最新情報の収集・分析、被害を未然に防止するための普及啓発及び情報提供を充実する。

. 2) 脆弱性をつく攻撃から情報システムを守るため、脆弱性に関する検証・解析、攻撃手法に対する対処法の策定、危険性に関する観測・警告・公表、脆弱性を少なくするプログラミング手法の検討を行う。

. 3) 照会に対する応答の自動化を図る。

. 4) セミナー開催時にアンケート調査を実施し、次回以降のセミナー等に反映させ、内容を充実させることにより、受講者の満足度を80% (14年度実績 70%)以上確保する。

) 国際標準(ISO/IEC15408)に基づいた情報セキュリティ認証制度を円滑に実施する。さらに、制度の普及を促進するとともに、国際的な相互承認協定(CCRA: Common Criteria Recognition Arrangement)参加各国と制度面、技術面での円滑な連携を図り、これらに関連した調査・研究開発を実施する。

また、暗号技術については、継続的な安全性確認、評価技術の調査・研究開発等を行うとともに国際的な標準化活動に積極的に参加し、日本発の国際標準の獲得を目指す。

) プロジェクト継続の可否判断を行う時点をプロジェクト開始時に設定することにより、リスクを抑え、技術的先進性が重視されるチャレンジングな研究開発プロジェクトにも取り組む等、効果的な技術開発を行うための手法についても検討し、実施する。

) 内閣官房、米国標準技術研究所(NIST: National Institute of

<p>に、情報セキュリティに関する国内・外の標準化に向けた検討及び各種指針の作成等を行う。</p> <p>(2) ソフトウェア・エンジニアリングの推進</p> <p>) 品質の高いソフトウェアを決められた納期とコストで開発するために、ソフトウェア開発プロセスの改善・評価手法に対する調査・研究開発等を行い、国内企業に対する普及啓発を実施し、ソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定を行う。また、政府調達に関する技術的支援を行う。</p> <p>) 内外の関係機関との連携を図り、本分野における最新の世界情勢に対する情報収集機能の強化を図る。</p>	<p>Standards and Technology)等の国内外の関係機関等との連携を構築・強化する。また、ISO/IECにおける標準化活動に参加する等により、情報セキュリティに関する標準作りに貢献する。</p> <p>(2) ソフトウェア・エンジニアリングの推進</p> <p>) ソフトウェア開発プロセスの改善・評価(SPI: Software Process Improvement)手法の導入を支援するため、CMMI(Capability Maturity Model Integration)を始めとするSPI手法の普及活動を行う。また、日本におけるSPI手法の開発及び我が国の強みを生かした分野等においてソフトウェア品質評価のガイドライン・基準の策定を行う。また、政府調達に関する調査分析を行うとともに、政府等に対して情報提供を行う。</p> <p>) 米国ソフトウェアエンジニアリング研究所(SEI)、独国フラウンホーファー研究所等の関係機関との連携を図り、最新の世界情勢に対する情報収集機能の強化を図る。</p>
<p>3. 情報技術(IT)人材の育成分野</p> <p>(1) ソフトウェア産業競争力強化のためのIT人材育成</p> <p>) ソフトウェアエンジニアリングの実践力を有する人材の育成を行う。これらを実現するために、機構は、産業界のニーズを的確に学界に伝達し、学界の最新の問題意識を産業界にフィードバックするなどして、産学の連携強化に積極的な役割を果たす。</p> <p>(ITスキル標準の整備)</p> <p>. 1) IT技術者のスキル標準等の整備を行い、関係団体等との連携を図りながら、継続的な普及に努める。</p> <p>. 2) ITサービスに従事する各職種の人材への目標、キャリアパスを提示</p>	<p>3. 情報技術(IT)人材の育成分野</p> <p>(1) ソフトウェア産業競争力強化のためのIT人材育成</p> <p>) 大学、企業等の研究者や技術者などの多様な人材を集結させるとともに、研鑽の後、大学や産業界等に還流させる体制を整備する。加えて、優秀な人材の集結、流動化を促進するため、柔軟な雇用形態やIPAでのキャリアパスが社会的知名度を高める方策を検討すること等によりソフトウェアエンジニアリングの実践力を有する人材の育成を行う。</p> <p>(ITスキル標準の整備)</p> <p>. 1) 関係団体等との連携及びプロフェッショナルコミュニティの立ち上げ等を通じて、ITスキル標準・研修ロードマップの策定及び整備を行うとともに企業、大学及び民間IT教育事業者等に対する導入支援を行う。</p> <p>. 2) ITスキル標準・研修ロードマップの策定及び整備に必要なIT人材市</p>

し、プロフェッショナルとしての自立を促進する。

(独創的な技術等を有する人材発掘:未踏ソフトウェア)

) ソフトウェアに係る独創的な技術やアイデア等を有する優れた人材を、中期目標期間終了までに50人以上発掘をする。

(2) 中小企業経営者及び地域のIT化の支援

) ITによる新たなビジネスモデルの構築や業務プロセスの改善等の経営改革を進める中小企業経営者に対し問題解決のための情報提供や経営戦略策定等に必要な支援を地域行政機関、商工会議所等との連携を図りつつ積極的に実施する。

場動向の調査・研究を行う。また、情報処理技術者試験との連携を図る。

. 3) 研修ロードマップに基づく研修に関する研究を実施するとともにプロフェッショナルコミュニティと連携し人材育成を促進する。

(独創的な技術等を有する人材[天才的クリエイター]発掘:未踏ソフトウェア)

. 1) IT 関係の分野において秀でた実績と能力を持つPMを選任し、それぞれのPM独自の視点から人材の選定を行うことで、全国に潜在する独創性を有し、世界に通用するソフトウェア技術者を幅広い年齢層から発掘する。また、PM自体の育成を図る。

この結果、中期目標期間中50人(天才的クリエイターに関する事業開始後の実績28人(12年度~14年度))以上のソフトウェアに係る独創的な技術やアイデア等を有する優れた人材を発掘する。

. 2) 独創的な技術やアイデアをソフトウェアとして実現し、実証したソフトウェアについては、天才的クリエイターによるものである旨明示してホームページで公表する等、認知度を向上させるための広報に努める。

. 3) 天才的クリエイターの認定方法とその認定要因を取りまとめ、ホームページ等で公開する。

(2) 中小企業経営者及び地域のIT化の支援

. 1)中小企業経営者等に対して、経営とITに精通した専門家(ITコーディネータ等)を通じた経営上の課題解決に資する支援、情報化のためのソフトウェア開発資金借入れに伴う債務保証の実施等により、ITユーザとしての中小企業の情報化を支援する。

. 2)中小企業経営者等が経営戦略の策定や情報化計画を立案できる実践的な能力を身につける場として経営者研修会を全国で毎年50カ所(14年度実績 41カ所)以上開催する。

(地域ソフトウェアセンターについて)

) 出資先企業である”地域ソフトウェアセンター”への経営指導・助言に加え、地方自治体との連携を図ることによる支援強化を図る。また、事業年度毎の財務状況を公開し透明性を確保する。

(3) 情報処理技術者試験業務

(情報処理技術者試験の運営)

) IT技術者として必要な共通的事項についての知識認定を体系的に行う試験制度を目指す。

) 膨大な受験生を抱えることに鑑み、実施体制の万全の準備と円滑な実施を目指す。

) 試験に関する積極的な情報提供に努める。

) 試験の実施運営に関して幅広い意見等を聴取し、次回以降の運営に反映させる。

) CBT(ComPuter Based Test)の実施のための検討及び実施可能性を検討するための措置を講じる。

(地域ソフトウェアセンターについて)

. 1) 地域ソフトウェアセンターに対する経営診断等の実施により、その地域での有用性・有効性の評価を行う。また、収益改善・経費節減等を織り込んだ中期経営改善計画を策定させ、計画に基づく指導助言及びITコーディネータの積極的活用等を通じて、各地域ソフトウェアセンターの事業の活性化を図る。また、事業状況及び財務状況について、ホームページ等を活用して公開する。

. 2) 地域ソフトウェアセンター間の情報交換の場を設け、相乗効果により地域ソフトウェアセンターの活性化を図る。具体的には、地域ソフトウェアセンター協議会を毎年3回(14年度実績 2回)以上開催する。

. 3) 地域ソフトウェアセンターが行う研修事業の支援、地域の企業経営者・雇用者を対象としたIT人材育成に関する情報提供等を行うためのアドバイザーの設置を検討する。

(3) 情報処理技術者試験業務

(情報処理技術者試験の運営)

) 試験問題の質の維持・向上のため、IT技術動向の変化を踏まえた出題範囲の見直しを適宜行い、良質な試験問題の作成体制を引き続き整備する。

) 試験会場の確保、試験監督員等の充実等万全な実施体制により、情報処理技術者試験事務を円滑に実施する。

) 試験に関する情報について公表に向けた検討や個人の成績照会への対応により、積極的な情報提供に努める。

) 試験の実施運営に関して、受験者、IT関連企業等から幅広い意見等を聴取し、今後の試験の運営に反映させる。

) 実施に係るコストに留意するとともに、受験者の利便性向上のため、CBT(Computer Based Test)の実施可能性について検討の上、一部の試験区分において実証的実験を実施する。

<p>(情報処理技術者試験のアジア展開)</p> <ul style="list-style-type: none">) ソフトウェア技術及び市場のグローバル化に伴い、国境を越えた質の高いIT人材の確保、流動化を図るため、特にアジア各国(ASEAN 加盟国、中国、韓国、インド等)との連携を強化するために、我が国試験制度との相互認証を推進する。) アジア各国間の試験制度の標準化等に必要の調査を実施するとともに、アジア各国への関係情報の提供に努める。 	<p>(情報処理技術者試験のアジア展開)</p> <ul style="list-style-type: none">) アジア各国(ASEAN 加盟国、中国、韓国、インド等)と相互認証・維持に向けた取り組みの推進及び各国試験実施機関の自立化への協力をを行う。) 調査及びPR活動にあたり、内外の産・官・学との連携強化を図りながら事業を実施する。
<p>4. その他</p> <p>(1) 政策当局との連携</p> <p>「高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画(e-JaPan 重点計画)」や、経済産業省が定める「プログラム基本計画(情報通信基盤ソフトウェア開発推進プログラム基本計画)」等の施策、産学官連携に関する施策等の国の政策に沿って適切に業務を実施するため、政策当局との緊密な連携を図る。</p> <p>(2) ITに係る情報収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none">) 内外の技術動向を常に把握し、積極的な情報発信を行う。) 地域におけるIT及びIT企業等に関する情報収集を行い、ITビジネスに役立つ情報提供を行う。) ITに関する統計的調査・分析を実施し、ソフトウェア開発戦略に活かす。) 専門人材(PM等)についての情報を整備し、利便性の高い情報提供を行う。) ソフトウェア開発に関する「技術ロードマップ」を作成する。 	<p>4. その他</p> <p>(1) 政策当局との連携</p> <p>国家情報戦略の実施推進機関として、公共性の高いソフトウェア開発、情報セキュリティ対策を始めとする情報処理の安全性、信頼性の確保対策、IT人材育成対策等に係る国の施策について、産学官連携の推進に配慮しつつ、関係府省とも十分な連携を取って施策の実現に努める。</p> <p>(2) ITに係る情報収集・発信等(シンクタンク機能の充実)</p> <ul style="list-style-type: none">) ユーザーニーズ等に関する市場動向、IT技術の最新動向、国際標準化動向等の調査を内外に涉って行うとともに、海外の情報収集拠点を整備することにより、ソフトウェアに係る各種情報を蓄積し、積極的な情報発信を実施する。) 事業等を通じ蓄積されたIT技術や企業情報等について地域毎に収集し、機構及び各地域ソフトウェアセンターにおいて、地域のユーザー企業での利活用が可能な情報提供を行う。) 内外のIT統計情報等を活用し、時系列、国際比較等の統計的調査・分析を実施し、事業の重点領域や経営マネジメント等への活用を図る。) 専門人材(PM等)に関するデータベースを構築し、情報提供を行う。) 上記の調査・分析に基づき、国内のソフトウェア産業の振興と競争力強化を図るため、「e-Japan重点計画」等の政府の計画に沿って、ソフト

<p>(3) 広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none">) 研究開発に重点を置く事業については、その効果が現れるのに時間がかかることから、事業成果について経済社会に対する効果や貢献に関し継続的な調査を行い、その結果について広く公開し、国民の理解を得るよう努める。) 調査及び研究開発成果については、事業終了後早期に公開する。) 事業の成果発表会を開催するなど、積極的な成果普及に努める。 <p>(4) 事務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none">) 各業務における事務の電子化を推進し、利用者の利便性の向上を図る。 	<p>ウェア開発の重点分野策定の基礎となる「技術ロードマップ」を作成する。</p> <p>(3) 広報活動等</p> <ul style="list-style-type: none">) 調査・研究開発の成果を随時取りまとめ、成果発表会の開催をはじめ、ホームページでの公開等、積極的に成果を普及する。) 調査及び研究開発成果は、事業終了後2ヶ月(14年度実績 3ヶ月程度)以内にホームページ上で公開する。) 事業の成果発表会を年6回(14年度実績 5回)以上開催する。 <p>(4) 事務の電子化</p> <ul style="list-style-type: none">) 募集、内部決裁等の電子化及び情報処理技術者試験、セキュリティ評価・認証事業における手続きの電子化を行う等、利用者の利便性向上を図る。
---	--

財務内容の改善に関する事項

中期目標	中期計画
<p>・ 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 資産の健全化</p> <p>) 債務保証事業については、中期目標期間中の収支均衡に努める。</p> <p>) 情報処理技術者試験については、受験手数料収入による財政基盤を確立し、円滑な事業運営を図る。</p> <p>) 研究施設については、活用状況を公開するとともに、その状況を踏まえ、売却等の適切な方策に努める。</p> <p>) 情報処理振興事業協会から承継した債権回収業務(特定プログラム開発承継業務、地域ソフトウェア教材開発承継業務)について、適切な回収を行うものとする。</p> <p>(2) 出資事業(地域ソフトウェアセンター)について</p> <p>) 地域ソフトウェアセンターについて、設立趣旨及び事業展開に留意しつつ、出資総額に対する繰越欠損金の割合を可能な限り中期目標期間中に減少させる。</p> <p>) 地域ソフトウェアセンターの解散については、倒産以外であっても、事業の成果が見込めず、かつ一定の基準に該当するものは、中期目標期間内に整理をするものとする。</p> <p>(3) 自己財源の確保</p> <p>) 情報セキュリティの認証について有料化に努める。</p>	<p>・ 予算(人件費見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画</p> <p>(1) 予算(別紙参照)</p> <p> 総表 (別紙1 - 1)</p> <p> 事業化勘定 (別紙1 - 2)</p> <p> 試験勘定 (別紙1 - 3)</p> <p> 一般勘定 (別紙1 - 4)</p> <p> 特定プログラム開発承継勘定 (別紙1 - 5)</p> <p> 地域ソフトウェア教材開発承継勘定 (別紙1 - 6)</p> <p> 地域事業出資業務勘定(別紙1 - 7)</p> <p>(2) 収支計画(別紙参照)</p> <p> 総表 (別紙2 - 1)</p> <p> 事業化勘定 (別紙2 - 2)</p> <p> 試験勘定 (別紙2 - 3)</p> <p> 一般勘定 (別紙2 - 4)</p> <p> 特定プログラム開発承継勘定 (別紙2 - 5)</p> <p> 地域ソフトウェア教材開発承継勘定 (別紙2 - 6)</p> <p> 地域事業出資業務勘定(別紙2 - 7)</p> <p>(3) 資金計画(別紙参照)</p> <p> 総表 (別紙3 - 1)</p> <p> 事業化勘定 (別紙3 - 2)</p>

試験勘定 (別紙3 - 3)
一般勘定 (別紙3 - 4)
特定プログラム開発承継勘定 (別紙3 - 5)
地域ソフトウェア教材開発承継勘定 (別紙3 - 6)
地域事業出資業務勘定(別紙3 - 7)

(4) 資産の健全化

- ）債務保証事業については、中期目標期間中の収支均衡に努めるとともに、保証実施後の与信管理が融資銀行に委ねられていることに鑑み、保証先企業に対し、資金活用状況や財務状況等の報告義務を徹底し、定期的なチェックを実行するとともに、資金需要(開発進行)に合わせて保証の分割実行を行うこと等により、利用者の拡大を含め円滑な事業運営を図る。
- ）情報処理技術者試験については、区分経理を導入し、受験手数料収入による財政基盤を確立し、円滑な事業運営を図る。
- ）研究施設については、年毎の利用状況や収入等について公開するとともに、その状況を踏まえ、売却等の適切な方策に努める。
- ）情報処理振興事業協会から承継した債権回収業務(特定プログラム開発承継業務、地域ソフトウェア教材開発承継業務)について、管理コストも勘案の上、期限内において計画的に実施する。

(5) 出資事業(地域ソフトウェアセンター)について

- .1) 主要株主である地方自治体及び地元産業界のニーズを踏まえた地域ソフトウェアセンターの「中期経営改善計画」を策定させる。
- .2) また、以下の観点について常に精査するとともに、(地元自治体や厚生労働省との連携による)地域ソフトウェアセンターに対する積極的な指導・助言等を行い、抜本的な事業革新を推進する。

地元自治体による情報化人材育成機関としての地域センターの位置づけが明確であるか。

	<p>地域センターに対する地元自治体および産業界からの直接および間接的な支援内容が十分であるか。</p> <p>事業決算の内容(繰越欠損金の推移)から地域ソフトウェアセンターの経営が健全化に向かっているか。</p> <p>) 事業の成果が見込めず、かつ以下のような基準に該当するものは、中期目標期間内に整理をする。</p> <p>主要株主である地方自治体・地元産業界からの直接的、間接的な支援が得られない場合。</p> <p>経営改善を行っても、繰越欠損金が増加(3期連続を目安)又は増加する可能性が高い場合。</p> <p>(6) 自己財源の確保</p> <p>) 情報セキュリティ認証の有料化にあたっては、諸外国における現状調査等を行い、適切な価格を設定して実施する。</p>
	<p>・ 短期借入金の限度額 15億円</p> <p>(理由) 年度当初における国からの運営費交付金の受入等が最大3ヶ月程度遅延した場合における機構職員への人件費の遅配及び機構事業費の支払遅延その他の事故等の発生により生じた資金不足を回避する。</p>
	<p>・ 重要な財産の譲渡・担保計画</p>
	<p>・ 剰余金の使途</p> <p>各勘定に剰余金が発生したときは、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトウェア開発業務及び調査業務の充実 ・ 短期の任期付き職員の新規採用 ・ 人材育成及び能力開発研修等 ・ 広報、成果発表会等 ・ 情報処理技術者試験の充実・改善、質の向上

その他

中期目標	中期計画
<p>・ 其他事業運営に関する重要な事項</p> <p>(1) 管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出(人件費)の総事業費に対する割合を抑制するものとする。</p>	<p>・ 其他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>(2) 人事に関する計画 管理業務の合理化を図り、管理業務に関わる支出(人件費)の総事業費に対する割合を抑制するものとする。 (参考1) ・ 期初の常勤職員数 234人 ・ 期末の常勤職員数の見込み 期初と同程度とする。(注) (注) の2の(5)に記載する効率化目標を踏まえた対応を図るものとする。 (参考2) ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み 8,674百万円</p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 中期目標の期間を超える債務負担については、ソフトウェア開発事業等において当該事業が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性・適切性を勘案し合理的と判断されるものについて予定している。</p> <p>(4) 積立金の処分に関する事項 なし</p>

予算(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	22,434
政府出資金	2,300
受託収入	2,861
業務収入	29,227
その他収入	2,578
計	59,400
支出	
業務経費	48,450
受託経費	2,792
一般管理費	9,767
計	61,009

[人件費の見積り]

期間中8,674百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定方法]

ルール方式(別紙)を採用。

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

[運営費交付金の算定ルール]

平成 15 年度 (平成 16 年 1 月 5 日から平成 16 年 3 月 31 日まで) は、積み上げ方式による。
平成 16 年度から平成 19 年度までの各事業年度における運営費交付金 ($G(y)$) については、次の数式により算出する。

$G(y)$ (運営費交付金)

$$= A(y-1) \text{ (一般管理費)} \times \text{(一般管理費の効率化係数)} \\ + B(y-1) \text{ (事業に要する経費)} \times \text{(事業の効率化係数)} \\ \times \text{(中長期的政策係数)} \times \text{(消費者物価指数)} \\ + C(y) \text{ (調整経費)} - D(y) \text{ (自己収入)}$$

$$\left[\begin{array}{l} A(y) \text{ (一般管理費)}_{\text{注}} = S(y) \text{ (人件費)} \\ \quad + \text{その他一般管理費}(y-1) \times \text{(消費者物価指数)} \\ \text{注: 一般管理費の効率化係数を掛ける前の一般管理費} \\ S(y) \text{ (人件費)} = S(y-1) \times s \text{ (人件費調整係数)} \\ D(y) \text{ (自己収入)} = D(y-1) \times d \text{ (自己収入調整係数)} \end{array} \right]$$

$A(y)$; 運営費交付金額のうち一般管理費相当分。

$B(y)$; 運営費交付金額のうち事業に要する経費相当分。

$C(y)$; 短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。

短期間で成果が求められる技術開発への対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び退職手当の支給、事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

$D(y)$; 自己収入。

基本財産の運用より生じる利子収入等が想定される。

$S(y)$; 役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する額。

係数、 s 及び d については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。

(一般管理費の効率化係数)

; . 2 . (5) で、19 年度において認可法人比 1 2 % を上回る削減を達成することとしているため、この達成に必要な係数値とする。

(事業の効率化係数)

; . 2 . (5) で、19 年度において継続事業については認可法人比 1 2 % を上回る効率化、途中新規事業についても翌年度から年 3 % 程度の効率化を図ることとしているため、この達成に必要な係数値とする。

(中長期的政策係数)

; 中長期的に必要な技術シーズへの対応の必要性、科学技術基本計画に基づく科学技術関係予算の方針、独立行政法人評価委員会による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。

(消費者物価指数)

; 前年度の実績値を使用する。

s (人件費調整係数)

; 職員の採用、昇給・昇格、減給・降格、退職及び休職に起因する一人当たり給与の変動の見込みに基づき決定する。

d (自己収入調整係数)

; 自己収入の見込みに基づき決定する。

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的計数及びその設定根拠等]

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画期間中の予算を試算。

- ・ (一般管理費の効率化係数)については、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人(平成14年度)比で12%を上回る削減を図る前提で試算。
- ・ (事業の効率化係数)については、試験勘定に係る事業を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、継続事業については認可法人(平成14年度)比で12%を上回る効率化、途中新規事業についても翌年度から年3%程度の効率化を図る前提で試算。
- ・ (中長期的政策係数)については、平成16年度は1.045、17年度、18年度及び19年度は1として試算。
- ・ (消費者物価指数)については、平成16年度は0.6%、17年度、18年度及び19年度は±0%として試算。
- ・ s(人件費調整係数)については、各事業年度とも1として試算。
- ・ d(自己収入調整係数)については、平成16年度は1.083、17年度、18年度及び19年度は1として試算。
- ・ C(調整経費)については、退職手当を前提に、平成16年度は11,919千円、17年度は69,929千円、18年度は79,239千円及び19年度は28,564千円として試算。

注：各係数については、小数点以下3桁で四捨五入した数値を表示。

予算(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
政府出資金	2,300
業務収入	2,059
その他収入	0
計	4,359
支出	
業務経費	4,320
一般管理費	4
計	4,324

[人件費の見積り]

期間中2百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	14,241
その他収入	1,391
計	15,632
支出	
業務経費	10,857
一般管理費	4,656
計	15,512

[人件費の見積り]

期間中2,650百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	22,434
受託収入	2,861
業務収入	8,548
その他収入	1,143
計	34,986
支出	
業務経費	33,273
受託経費	2,792
一般管理費	5,103
計	41,168

[人件費の見積り]

期間中6,018百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	4,331
その他収入	31
計	4,362
支出	
一般管理費	5
計	5

[人件費の見積り]

期間中3百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、諸支出金等に相当する範囲の費用である。

予算(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
業務収入	48
その他収入	0
計	48
支出	
計	0

予算(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
その他収入	14
計	14
支出	
計	0

収支計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	54,056
業務費用	30,430
受託経費	2,861
一般管理費	9,597
減価償却費	11,168
収益の部	
経常収益	48,502
運営費交付金収益	22,434
受託収入	2,861
業務収入	21,448
その他収入	1,104
資産見返負債戻入	654
財務収益	1,183
純利益(純損失)	4,371
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	4,371

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

収支計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	2,965
一般管理費	4
減価償却費	2,962
収益の部	
経常収益	2,059
業務収入	2,059
財務収益	0
純利益(純損失)	906
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	906

収支計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	15,462
業務費用	10,857
一般管理費	4,486
減価償却費	120
収益の部	
経常収益	15,341
業務収入	14,241
その他収入	1,100
財務収益	0
純利益(純損失)	120
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	120

(注) 総損失の 120百万円は、試験センター事務所移転に伴う敷金戻り収入290百万円と同支出170百万円の差額120百万円を当該中期計画期間の試験業務経費に使用することによって生ずる収支差である。これは、企業会計原則上、投資的支出及び収入は損益計算に反映されないことによるものである。

収支計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	35,624
業務費用	19,573
受託経費	2,861
一般管理費	5,103
減価償却費	8,086
収益の部	
経常収益	31,102
運営費交付金収益	22,434
受託収入	2,861
業務収入	5,148
その他収入	4
資産見返負債戻入	654
財務収益	1,139
純利益(純損失)	3,384
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	3,384

収支計画(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
経常費用	5
一般管理費	5
収益の部	
財務収益	31
純利益(純損失)	26
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	26

収支計画(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	0
純利益(純損失)	0
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	0

収支計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	
収益の部	
財務収益	14
純利益(純損失)	14
目的積立金取崩額	0
総利益(総損失)	14

資金計画(総表)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	79,413
業務活動による支出	61,009
次期中期目標期間への繰越等	18,404
資金収入	79,413
業務活動による収入	56,000
運営費交付金による収入	22,434
受託収入	2,861
業務収入	29,227
その他収入	1,478
財務活動による収入	2,300
当期中期目標期間の期首資金残高	21,113

[注記]

各別表の「金額」欄の係数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

資金計画(事業化勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	4,359
業務活動による支出	4,324
次期中期目標期間への繰越	36
資金収入	4,359
業務活動による収入	2,059
業務収入	2,059
その他収入	0
財務活動による収入	2,300
当期中期目標期間の期首資金残高	0

資金計画(試験勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	16,272
業務活動による支出	15,512
次期中期目標期間への繰越	759
資金収入	16,272
業務活動による収入	14,532
業務収入	14,241
その他収入	290
当期中期目標期間の期首資金残高	1,740

資金計画(一般勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	47,494
業務活動による支出	41,168
次期中期目標期間への繰越	6,326
資金収入	47,494
業務活動による収入	34,986
運営費交付金による収入	22,434
受託収入	2,861
業務収入	8,548
その他収入	1,143
当期中期目標期間の期首資金残高	12,508

資金計画(特定プログラム開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	10,286
業務活動による支出	5
平成20年1月4日資金残高	10,281
資金収入	10,286
業務活動による収入	4,362
業務収入	4,331
その他収入	31
当期中期目標期間の期首資金残高	5,924

資金計画(地域ソフトウェア教材開発承継勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	747
平成16年3月31日資金残高	747
資金収入	747
業務活動による収入	48
業務収入	48
その他収入	0
当期中期目標期間の期首資金残高	699

資金計画(地域事業出資業務勘定)

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	256
次期中期目標期間への繰越	256
資金収入	256
業務活動による収入	14
その他収入	14
当期中期目標期間の期首資金残高	242

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
 中期目標（案）・中期計画（案）対比表

平成16年2月

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>前文</p> <p>天然資源に乏しい我が国は、様々な天然資源を諸外国から輸入することによって、国民生活を維持し、経済を発展させてきた。今後とも天然資源の多くを海外に頼らざるを得ない我が国にとって、資源・エネルギー安全保障の確立は、内外の環境変化の中で、絶えず達成しなければならない課題である。</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）の使命は、政府、地方公共団体、我が国企業等との明確かつ適切な役割分担と連携の下、天然資源の中でも、特に、その供給基盤が脆弱な石油、石油ガス、可燃性天然ガス（以下「天然ガス」という。）及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保するために必要な業務を遂行し、我が国経済の発展を支えることにある。</p> <p>また、金属鉱業等に起因する鉱害の防止についても確実かつ永続的に対応しなければならないため、これに必要な業務を遂行し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することも機構の使命である。</p> <p>このため、機構が、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に関して有する知見と技術力を有機的、一体的に活用して、業務を効率的、効果的に遂行して、この使命を実現していくことを求めるものである。</p>	<p>前文</p> <p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「機構」という。）は、石油、石油ガス、可燃性天然ガス（以下「天然ガス」という。）及び非鉄金属鉱物資源の安定的な供給を確保し、また、金属鉱業等により発生する鉱害を防止するという使命を果たすため、中期目標を達成するための計画（中期計画）を以下のように定める。</p> <p>機構は、公正かつ透明な業務運営を確保して、積極的に情報の公開・提供を実施しつつ、その有する石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に関する知見、技術力を有機的、一体的に、最大限生かすべく、資源の開発や備蓄、鉱害防止等に関する職員の専門知識・高度な実践的能力を十分に確保し、効率的、効果的に業務を遂行することにより、この中期計画の実現に取り組むものとする。</p>

1. 石油は、我が国のエネルギー供給の約5割を占め、引き続き最も重要なエネルギー源であり、また、化学製品の原料であるなど、我が国の存立のために必要不可欠な資源である。しかしながら、そのほぼ全量を輸入し、そのうち約9割を中東に依存するなど、その供給基盤は脆弱である。石油ガスについては、全世帯の過半において使用され、自動車用等にも広く利用されるなど、国民生活に密着した重要なエネルギーであるが、供給の約4分の3を輸入し、そのうち約8割を中東に依存するなど、石油と同様に供給基盤は脆弱である。天然ガスについては、石油に比べ世界的に賦存し、環境負荷が小さいという特性があり、我が国のエネルギー安定供給を実現する上で、その重要性が高まっている。

また、非鉄金属は、国民生活及び産業活動に必要な基礎素材であり、国民経済の維持発展の基本である。しかしながら、我が国は世界有数の非鉄金属の大消費国であるにもかかわらず、国内資源が極めて乏しく、大宗を輸入に依存しているのが現状である。また、世界における非鉄金属産業の再編・寡占化が進むとともに、中国をはじめとするアジア諸国においては、近年の急速な経済発展に伴い、非鉄金属の需要が増大しており、この傾向は今後も継続していくものと見込まれている。さらに、非鉄金属鉱物資源のうち、特に、埋蔵量、生産量が政情不安な国を含む特定の国に偏在している希少金属鉱産物については、過去に短期的な供給障害や価格の高騰が発生したこともある等、我が国への供給基盤は脆弱なものとなっている。

これら資源の安定供給を確保するためには、石油、石油ガス、天然ガス及び非鉄金属を巡る様々な状況変化に対応できるよう、我が国企業等による資源探鉱・開発や政府及び民間による資源の備蓄等、多様な調達手段を整えておくことが必要不可欠である。

2. 我が国企業等の資源探鉱・開発の取り組みについては、これを民間主導を原則としつつも公的に支援することは、石油・天然ガスの自主開発が、緊急時における安定供給の継続性や、産油・産ガス国との相互依存関係の強化等の多面的効果を有していること、ま

た、同様に、非鉄金属鉱物資源の自主開発が、世界的な産業の寡占化やアジアを中心とする需要の急増等による需給逼迫傾向が進む中においても、安定的な供給を確保する上で一定の効果を有していること等からも、資源・エネルギー供給安全保障の観点から極めて重要である。

総合資源エネルギー調査会の「石油公団が保有する開発関連資産の処理に関する方針（平成15年3月）」（以下「方針」という。）によれば、今後の我が国の石油・天然ガスの資源探鉱・開発を進めるに当たっては、基本的に、「新たな効率的開発体制においては、

）中核的企業により担われる『効率的な海外権益獲得・エネルギー供給の実現』

）新たに設立される独立行政法人により遂行される『戦略的なリスクマネー供給と研究開発支援』

）政府が推進する『積極的な資源外交』
が役割分担を明確にしつつ三位一体となって機能することによって、」エネルギーの安定供給を効率的に実現することが可能となるとしている。

機構は、こうした国、企業との役割分担の下、資源探鉱・開発に関する専門的知識・高度な実践的能力を有する、資源エネルギー安全保障に関する専門的な政策実施機関として、リスクマネー供給、情報収集、技術研究開発を通じて、「方針」でその構築が求められた中核的企業を始めとする健全な開発企業を育成する観点から、我が国の資源探鉱・開発を戦略的に支援するとともに、これらの業務を通じて収集、蓄積された資源国に関する情報・知見の国への提供、政策提言により、国が展開する資源外交とも密接に連携していくことが求められる。

このため、機構に対し、資源探鉱・開発支援のための以下の業務を実施することを指示する。

- (1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援のための、
我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの
出資・債務保証
石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供

地質構造等の調査

石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進

(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発の戦略的・効果的な支援のための
我が国企業等の探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債
務保証

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供
地質構造等の調査

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発に係る技術開発の推進

なお、我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトに対する出資・債務保証業務に関しては、「方針」において示されたように、石油公団における出資・融資・債務保証業務においては、自主開発石油の量的確保を最大の目標に掲げるあまり、資金の効率的運用に関する配慮が十分でなかったことや、責任が不明確となっていた等の指摘があった。これを踏まえ、機構がエネルギー安全保障の状況等を勘案しつつ、国が定める採択の基本方針を踏まえた明確な方針の下、探鉱・開発プロジェクトの採択を行い、リスクマネーの重点的かつ効率的な供給を実施することを強く期待する。

このとき、石油・天然ガス探鉱・開発事業の特性、すなわち、個々の事業のリスクが高く、一定の成功事例を生むには多数の事業への分散投資が必要なこと、仮に試掘が成功しても収益が得られるまで長時間かかること等を十分に考慮する必要がある。とりわけ、探鉱プロジェクトに対する出資業務においては、当面は損失が計上される可能性が高い。したがって、当該業務においては、探鉱・開発プロジェクトの採択及び管理を明確な基準に基づいて実施することで、公正かつ透明な業務運営を確保することを期待する。

3. 資源の備蓄は、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を図るための「最後の砦」として重要な役割を果たしている。石油・石油ガスの備蓄については、過去二度の石油危機及び湾岸戦争を教訓に整備・拡充がなされ、国際エネルギー機関も加盟国に対し一定の備蓄水準を確保することを義務付けており、備蓄の実施は我が国の国際的責務でもある。先般のイラク戦争時においても国際協調による

備蓄放出準備を行ったことが、市場の安定に一定の役割を果たしたところである。また、希少金属についても、過去に短期的な供給途絶や価格高騰が発生しており、こうした事態に備え、安定供給を確保する上で、希少金属鉱産物備蓄の果たす役割は大きい。

このため、機構に対し、石油・石油ガス及び希少金属鉱産物の備蓄のための以下の業務を実施することを指示する。

(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施及び民間備蓄支援のための、

国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切、効率的な管理（国家備蓄石油ガスの統合管理については平成17年度中から開始）

緊急時の国家備蓄石油・石油ガスの機動的な放出

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

(2)希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切、効率的な管理、

緊急時等の国家備蓄希少金属鉱産物の機動的な放出

なお、石油・石油ガスの国家備蓄業務については、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、全国の備蓄基地の一体的な管理と民間企業のノウハウの活用を通じて効率的に業務を実施する観点から、国家備蓄事業は国直轄とし、機構は国家備蓄の統合管理機能を果たすこととするとともに、国家備蓄会社を廃止して民間資本による操業サービス会社に業務を委託し、また、石油ガス国家備蓄基地の建設を国が機構に委託する等の制度改革を実施したところである。こうした改革の趣旨を踏まえ、機構が、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用を極力抑制する等により、全体として備蓄コストを削減しつつ、緊急時には短期間で確実に対応可能な国家備蓄事業を実現することを期待する。

4．鉱山地域から流出するカドミウム、ヒ素等を含んだ坑廃水によ

<p>る鉱害については、過去大きな社会問題となり、各種法令の制定、諸施策により政府、地方公共団体、我が国企業等が鉱害防止対策を推進してきたところである。こうした鉱害の多くが確実にかつ永続的な処理を必要としており、今後とも鉱害防止を確保するためには、鉱害防止技術を絶えず蓄積し、直接的な鉱害防止事業主体である地方公共団体及び我が国企業等が多面性を有する鉱害発生状況に対して適切な防止措置を確実に実施するべく、支援することが必要となっている。</p> <p>このため、機構に対して、鉱害防止対策事業を実施する地方公共団体、我が国企業等への支援を実施するため、以下の業務を遂行することを指示する。</p> <p>我が国企業等による鉱害防止事業への融資 鉱害防止調査・指導 地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理</p>	
<p>・中期目標の期間 中期目標の期間は、平成16年2月29日から平成20年3月31日までの約4年1か月とする。</p>	
<p>・業務運営の効率化に関する事項</p> <p><共通項目></p> <p>管理業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比（機構への移行相当分比）18%以上の削減を達成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4%以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組みを進める一方で、資源エネルギー安定供給からの新たな要請に 	<p>・業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</p> <p><共通項目></p> <p>管理業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本中期計画に定める各種取り組み等を通じて業務の効率化を進めることにより、段階的に一般管理費（退職手当を除く。）を削減し、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比（機構への移行相当分比）18%以上の削減を達成する。また、運営費交付金を充当して行う業務経費については、中期目標の期間の最後の事業年度において特殊法人比4%以上の効率化を達成する。なお、上記効率化に向けた取り組みを進める一方で、資源エネル

配慮する。既存業務については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定

- ・ 機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要性に応じて柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。このため、組織構成単位を大括り化し、業務内容に応じた人材の集中投入や有機的なプロジェクトチームの編成を行う。
- ・ 統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。
- ・ 各部の使命（ミッション）を明確化しつつ、重層的な組織構造を廃して単層的（フラット）な組織を確立し、権限委譲を進めることによって、中期目標期間中に意思決定の迅速化を進め、決裁過程を短縮する。

定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施

- ・ 内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、定期的な既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施して、必要に応じ機構内の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。
- ・ 監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監査を実施する。

電子化・データベース化の推進

ギー安定供給からの新たな要請に配慮する。既存業務については進捗状況を踏まえて不断の見直しを行う。

柔軟かつフラットな組織の確立と迅速な意思決定

- ・ 機構の限られた人的・物的資源を有効に活用して業務の効率化と組織の機動性の強化を実現するため、個別の業務の必要性や重要性に応じて、柔軟に体制変更が可能な組織構造を構築する。このため、組織の細分化や肥大化を排除し、組織構成単位を大括り化するとともに、必要な人材を集中的に投入し、また、関連の業務を有機的に連携させるため、横断的なプロジェクトチームを編成する。
- ・ 統合法人のメリットを活かして、人事、経理、広報等の共通管理部門の統合と簡素化を実現するとともに、外部評価を活用した総合的な事業評価及び個別案件の審査を担当する一元的な部門を個別のプロジェクト推進部門から独立した形で整備する。
- ・ 各部の使命（ミッション）を明確化し、重層的な組織構造を廃して単層的（フラット）な組織を確立し、中期目標期間中に不断に業務フローを見直し、各現場への十分な権限委譲を進めることによって、意思決定の迅速化を進め、決裁過程を短縮する。

定期的な業務の評価・見直しと内部監査の実施

- ・ 内外の経済社会環境の変化や業務の進捗状況に的確に対応するため、事業評価を担当する部門が、外部専門家委員会の厳格な外部評価の結果を踏まえ、毎年度各業務の実績、計画の評価を行って、これを踏まえて既存業務の見直しや新規業務の企画立案を行い、必要に応じ機構内の人員等の資源配分の変更や事業の廃止等を実施する。
- ・ 監事による監査に加えて、日常業務の各種規則等に則った公正かつ効率的な実施を担保するため、内部監査の体制と監査に係る規程類を整備して、適正かつ充実した内部監査を実施する。

電子化・データベース化の推進

- ・ 利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。
- ・ 可能な限り文字情報や図面情報の電子化、データベース化を進め、機構のホームページを活用する等により、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。

労働安全衛生・環境負荷の低減

- ・ 労働安全衛生・環境に関わる負荷の低減を図るため、外部機関による認証を取得するとともに、毎年度の行動計画を策定し、公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。

適切な債権管理の実施

- ・ 非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ適切な担保の徴収等を実施するとともに、十分な債権管理を行い、中期目標の期間における新規融資分についての同期間末における貸倒率について、中期計画に定量的な目標を設定し、これを達成する。

- ・ 利用者への情報提供等の利便性の向上に係る業務及び内部管理業務について、情報処理の内容の分析及び体系的整理を実施するとともに、経済産業省の策定するオンライン実施方策の提示等の条件整備を受け、業務・システムの最適化を推進する。
- ・ 電子化・データベース化が可能な文字情報や図面情報を情報セキュリティに配慮しつつ最大限電子化・データベース化するとともに、有用性の高く公開可能な情報はすべてホームページで閲覧可能とする等、情報の蓄積・活用・提供の効率性を高める。

労働安全衛生・環境負荷の低減

- ・ 平成17年度中に、主たる事務所において労働安全衛生・環境負荷低減に関する認証機関の認証を取得し、その後年2回の認証維持審査を受け、認証を維持する。
- ・ 毎年度、労働安全衛生・環境に係る負荷を低減するための数値目標（紙使用削減量、電力使用削減量等）を含む具体的な行動計画（環境物品調達の推進、ゴミ削減、省エネ促進のアクションプラン等）を策定し、公表し、実行する。また、その実績を毎年度公表する。

適切な債権管理の実施

- ・ 非鉄金属鉱物資源探鉱プロジェクト、石油・石油ガスの民間備蓄及び鉱害防止事業への融資については、それぞれ、必要に応じ有価証券、不動産等の適切な担保の徴収等を実施するとともに、十分な債権管理を実施するために、貸付先に対する債権管理上の評価や担保の見直しを実施する等によって、中期目標の期間における新規融資分について、同期間末における貸倒率を1%以下にする。また既存融資案件についても同様に貸倒率を極力引き下げる。
- ・ 債権管理については、決算期及び中間決算期の年2回、貸付先の財務状況・経営内容等についての聞き取り調査を実施し、債権管理上の評価を実施する。また、徴収した担保については、定期的（有価証券は年2回、不動産等は年1回）な見直しを実施すると

	<p>ともに、有価証券・不動産等の価値の著しい下落が認められる場合には、必要に応じて随時評価を実施して、適切な担保を確保する。</p>
<p><個別業務></p> <p>1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、プロジェクトの採択や管理、終了につき、プロジェクトのフェーズに応じて実施すべき事務処理手続きや評価の判断基準を予め規則・審査基準等として明確化し、公表した上で、個々の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則・審査基準等については、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえて、定期的に見直す。 	<p><個別業務></p> <p>1. 資源探鉱・開発支援の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発のための地質構造調査等への支援業務については、公正、透明かつ効率的な業務運営を確保するため、プロジェクトの採択、管理、終了に当たり、プロジェクトのフェーズに応じて実施すべき事務処理手続きや評価の判断基準を業務方法書その他の規則・審査基準等に明文化し、公表した上で、個々の評価と判断をこれらに則って実施する。また、これらの規則、審査基準等については、機構に蓄積される資源探鉱・開発に係る法制、経済性、技術等に係る情報・ノウハウを活用しつつ、業務の実績、成功事例、失敗事例のケーススタディ等を踏まえて、毎年度、見直す。
<p>2. 資源国家備蓄等の効率的な推進</p> <p>(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施</p> <p>備蓄コストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油の統合管理に係るコストについては、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、中長期投資計画の策定等によって、維持・補修費用を極力抑制するとともに、その他の管理費用については、中期計画において、中期目標期間中における定量的な削減目標を設定し、この目標を達成する。 民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タ 	<p>2. 資源国家備蓄等の効率的な推進</p> <p>(1)石油・石油ガスの国家備蓄統合管理の効率的な実施</p> <p>備蓄コストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油の統合管理に係るコストについては、建設から既に約20年経過した国家備蓄基地もあり、今後、国家備蓄基地施設の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえた上で、中長期投資計画の策定、民間における競争的契約手法や長期契約方式の積極的な導入等によってコストを削減する。 具体的には、国からの委託費である国家備蓄石油管理等委託費について、以下を達成する。

ンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社等所有のタンク利用による国家備蓄に関する調査・分析を行い、適正な水準のタンク利用料を算定するモデルを構築する。

油種入替等の効率的な実施

- ・ 国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合（油種入替事業等）国からの油種・数量指示（国家備蓄石油の油種入替については当面毎年度100万KL程度）に基づき、機構の有するノウハウ・情報等を十分に活用することによりコストを低減する。

国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理

- ・ 関係法令、国との管理委託契約等を遵守し、国の物品・国有財産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地及び用地の適切な管理を実施する。

）間接業務費（機構の管理費用及び操業サービス会社本社間接経費）について中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比10%以上の削減を行う。

）直接業務費（間接業務費以外の経費（長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用、公租公課等を除く））について、今後発生する安全に係る規制強化等の新たな要請に配慮しつつ、中期目標期間中の総額を特殊法人のときの平成11年度から平成14年度の総額と比較して4%以上削減する。

）直接業務費のうち、長周期の大規模修繕及び緊急放出対策費用等の経費についても、最新の技術導入による工法・検査手法の改善、工事関連単価の見直し等によってコストを極力抑制する。

- ・ 民間タンクを借り上げて国家備蓄を実施する場合には、民間タンク利用に係る料金の適正水準を確保するため、民間石油会社等のタンクの空き状況等の民間タンク利用料の算定に関連する情報について調査・分析を行い、適切な水準のタンク利用料算定モデルを構築し、これによって得られた参考値を、毎年度国に報告する。

油種入替等の効率的な実施

- ・ 国家備蓄石油・石油ガスを購入、譲渡、交換する場合（油種入替事業等）国からの油種・数量指示（国家備蓄石油の油種入替については当面毎年度100万KL程度）に基づき、機構は、国家備蓄石油・石油ガスの管理委託業務の一環として、市況等を勘案しつつ、入札方法、受け払いの時期等を柔軟に対応することにより、石油会社等の入札への参加を容易にして、国家備蓄石油・石油ガスの購入、譲渡、交換に係るコストを低減する。

国の物品・国有財産の適切かつ効率的な管理

- ・ 国から管理を委託される国の物品・国有財産である、国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地施設及び用地について、関係法令、国との管理委託契約等に基づく適切な管理を実施する。

<ul style="list-style-type: none"> 国の物品・国有財産管理業務の実施に当たっては、財産管理システムの導入等によって機構内部で発生する書類手続きの簡素化等、事務作業の効率化を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の物品・国有財産である国家備蓄石油・石油ガス、国家備蓄基地及び用地の管理業務の実施に当たっては、平時の管理業務の効率性、緊急時の放出業務の機動性等を確保するため、機構内部で発生する書類手続きの簡素化、集約化等、事務作業量の効率化・低減化を行う。このため、業務の生産性や処理の迅速性向上の観点から、平成16年度中に、国の物品・国有財産の管理体系に合致させた整理、正確な数量・管理状況等の把握、迅速な国への報告等の事務手続きを可能にする財産管理システムの構築を行うとともに、国家備蓄基地との遠隔通信網等を導入し、これらの活用の十分な定着を実現する。
<p>(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少金属鉍産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、中長期投資計画の策定等によって、維持・補修費用を極力抑制するとともに、その他の管理費用については、中期計画において、中期目標期間中における定量的な削減目標を設定し、この目標を達成する。 	<p>(2)希少金属鉍産物の国家備蓄の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少金属鉍産物の国家備蓄に係るコストについては、今後、備蓄倉庫の経年劣化に伴う維持・補修費用の発生が見込まれるが、安全性及び機動性の確保を十分踏まえつつ、補修の実施に当たって、備蓄倉庫の劣化調査を実施し補修必要箇所の抽出や補修時期の調整を実施するとともに、補修後の費用対効果の観点を踏まえた中長期投資計画を策定・実施する等により、維持・補修費用を極力抑制する。また、その他の費用については、利子補給金、減価償却費及び公租公課を除き、中期目標期間の最後の事業年度において特殊法人比10%以上の削減を達成する。
<p>3. 鉍害防止の支援の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉍害防止調査指導業務については、我が国における鉍害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する鉍害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえ、機構が実施することが最も効率的である事業に限定して業務を実施する。また、業務を実施するにあたり、機構としての責任分担を明確にするとともに、投入する費用に見合う効果が十分期待できる事業を実施する。 鉍害防止積立金・鉍害防止事業基金の運用については、関係法 	<p>3. 鉍害防止の支援の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉍害防止調査指導業務については、地方公共団体、我が国企業等と機構との責任分担を明確にしつつ、我が国における鉍害防止事業全体の効率化に寄与することを目的として、機構が保有・維持する以下のような鉍害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、国が示す事業分野の中で、機構が実施することが最も効率的であると判断される事業に限定して業務を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 鉍害現況把握技術；坑内水や堆積場浸透水の発生メカニズムの地質学的解析、坑廃水処理の化学的解析、堆積場安定化に

<p>令等を遵守し、リスクを考慮しつつ、金利の高い運用先を選定し、適切な運用益を確保するとともに、運用実績を公表する。</p>	<p>関する土木工学的解析等の鉱害現場把握のための技術) 鉱害を防止するための対策技術；坑道閉塞技術、堆積場安定化・浸透水対策技術、坑廃水処理設備技術等) 鉱害防止対策最適化ノウハウ；昭和48年度以降の、鉱害防止工事の調査、設計、工事支援等の実績に基づく)) の広範な技術の中から個々の鉱害防止案件に最適な技術要素を組み合わせる技術・ノウハウ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱害防止調査指導業務の実施に当たり、機構としての責任分担を明確にするとともに、投入費用と業務の実施により得られる成果を精査し、投入費用に見合う効果が十分期待できる事業について業務を実施する。 ・ 鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の運用については、適切な運用益を確保するため、年1回以上、外部関係者を含めた鉱害防止事業基金等運用委員会を開催し、関係法令等を遵守し、リスクを考慮しつつ、運用の基本方針、資産運用種類及び運用年数、運用制限等を決定し、これを踏まえて金利の高い運用先を選定するとともに、金利等の著しい下落等、外部環境の変化が生じた場合は、必要に応じて運用委員会を開催して運用方針を柔軟に見直す。また、運用実績については、機構のホームページにより公表する。
<p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>< 共通項目 ></p> <p>職員の専門知識・能力等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるために必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得するための出向の機会を与える。 	<p>・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>< 共通項目 ></p> <p>職員の専門知識・能力等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織全体が資源の探鉱・開発に係る情報収集・分析、リスクマネー供給及び技術開発、資源の備蓄、鉱害防止等に関する専門家集団となるため、これまで特殊法人において蓄積された技術・ノウハウ等の強みを活かしつつ業務を実施するとともに、個々の職員が高度な専門的知識と実践的能力を身に着けるための必要な研修等を十分に実施し、また、専門的な経験・ノウハウを獲得する

<p>外部専門家・専門機関等の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択・管理等において、内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究者の任期付雇用、補助研究員の活用、外部研究機関との連携等を通じて、適切な人材を集めて効率的に技術開発を実施する体制を整備する。 <p>外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、定期的を開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専門家による実績の評価等、機構業務につき専門的な観点 	<p>ための出向の機会を与える。このため、研修については、研修計画を定め、その中で新入職員に対する導入研修、全職員の専門性を向上させるための実務研修等を実施するとともに、セミナー等にも積極的に参加させる。留学、出向については、内部評価、自己推薦など幅広い選定方法により派遣を決定することにより、機会を多角化する。また、海外事務所への勤務についても、資源国についての深い知識や人脈の形成の場として積極的に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特に、石油開発部門の職員については、操業現場での実務経験が重要であるとの認識から、石油開発会社へ研修出向する機会を与え、その経験をプロジェクト評価・管理等の業務に活用する。 <p>外部専門家・専門機関の積極的な活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源探鉱・開発プロジェクトに対する出資・融資・債務保証業務及び資源開発関連情報の収集・分析・提供業務については、プロジェクトの採択や管理等において、特定技術に係る調査や、資産処分の際の資産価値評価など、十分な知見の蓄積が機構内にない場合等には、必要に応じて内外のコンサルタント等の外部専門家を積極的に活用する。このため、専門分野別に有能な内外のコンサルタント等のリストを作成し、人材情報を蓄積するとともに、実績等の定期的な評価を行い、選定・活用に反映させる。 資源探鉱・開発及び鉱害防止に係る技術開発については、中期目標期間中に実施する全てのプロジェクトについて、外部研究者の任期付雇用、補助研究員の活用や、産油国、内外の企業等その他の研究機関との連携等を通じて、適切な人材を集め、研究開発部門外の職員も含めたプロジェクトチームを組成する等により、人材を有効活用して効率的に技術開発を実施する体制を整備する。 <p>外部専門家委員会の設置による事業計画や事業実績の評価の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の事業分野毎に外部の有識者、専門家等から構成される外部委員会を設置して、定期的を開催し、内外の諸情勢を踏まえた事業計画や事業実績の評価、今後の事業運営に関する検討、外部専門家による実績の評価等、機構業務につき、事業分野毎の専門
--	---

から意見を求め、事業運営に反映させる。

積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施

- ・ 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、
 -)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類
 -)財務諸表（全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保証残高を含む。）行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見
 -)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額（原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。）
 -)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴（有価証券報告書並みの開示）
- 等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。
- ・ これらの情報については、発表と同日中に機構のホームページに掲載する、閲覧室に備え置く等、適時適切に開示する。
 - ・ 機構の業務概要やその必要性等について国民の理解を得るため情報公開・広報担当のセクションを設けて積極的に広報活動を実施する。

技術の蓄積と技術開発成果の活用及び普及等

- ・ 石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止関連の技術開発の成果については、これらの技術・ノウハウを

的・技術的な観点からの意見を求め、事業運営に反映させる。

積極的な情報公開、広報活動、情報提供の実施

- ・ 業務内容や組織・業務運営の状況を積極的に国民に明らかにし、事業の公正かつ透明な実施を確保するため、
 -)業務方法書、各種細則及び各種審査基準等の規程類
 -)財務諸表（全部連結による連結ベース。出資・融資・債務保証残高を含む。）行政サービス実施コスト計算書、事業報告書、決算報告書及び財務諸表・決算報告書に関する監事及び会計監査人の意見
 -)出融資及び債務保証の採択理由、採択案件、終了案件とその事業概要、経緯、終結理由その他業務の実績及び損失処理額（原則、採択又は終結承認を行った翌月に情報公開する。）
 -)出資先会社の事業内容、財務状況及び役員経歴（有価証券報告書並みの開示）
- 等を機構のホームページ等により分かりやすく開示する。
- ・ これらの情報については、すべて閲覧室に備え置くこととし、特に、)から)の情報については、原則として、機構からの発表と同日中に機構のホームページに掲載する。
 - ・ 機構の業務の概要やその必要性についての国民の理解を促進するために、業務の実施状況に関する情報を機構のホームページ等により積極的に提供する等の広報活動を積極的に展開する。このため、機構のホームページについては、訪問者からの意見・質問等を受け付ける仕組みを拡充するとともに英語版を充実させ海外への情報発信を強化する。
 - ・ 機構の業務運営についての国民の理解を促進し、自由な意見を聴取することで、経営の透明性を高めるため、説明会を年4回以上開催し、一般向け広報誌を年4回以上出版する。

技術の蓄積、技術開発成果の活用及び普及等

- ・ 石油・天然ガス、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発及び鉱害防止関連の技術開発の概要、技術開発の成果等については、これら技

蓄積・提供するため、データベースを整備する。

- ・ 技術開発成果が広く活用されることを目的として、技術開発の概要、技術開発の成果等について、印刷物、ホームページ等を通じて積極的に発信するとともに、技術指導、技術相談、研修事業・セミナー等を通じ、我が国企業等へ積極的に技術を移転する。
- ・ 技術開発成果の情報提供業務については、情報発信回数や成果発表会・研修事業等の参加者数について中期計画で定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計し、業務の必要な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。

国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施

- ・ 国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、機構が保有する石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る専門的知見・情報の国への提供、政策提言を実施する。

術・ノウハウを蓄積し機構の業務遂行に活用するとともに、我が国企業等に提供するため、データベースを整備する。このため、技術開発で得られた報告書等を全て登録し、一括して保管・管理して、開発したソフトウェア、計測・分析・スタディなどの仕様等を含めデータベースに蓄積する。

- ・ 技術開発の成果が広く活用されることを目的として、技術開発の概要、技術開発の成果等について、抄録等を付けてホームページに掲載し、年4回以上業界関係者宛のメールマガジンを発信して紹介するとともにホームページ上での情報提供を年4回以上実施する。また、年1回以上成果発表会を開催するとともに、必要に応じ学会等で発表する。
- ・ 我が国企業等の技術者の技術力向上のため、内外における研修事業を実施するほか、各種の新技术等を紹介するセミナー等を開催する。
- ・ 以上の成果発表会、研修会、セミナー等については毎年度500人以上の参加者を確保する。
- ・ 毎年度、関連業界、機構のホームページ訪問者等に対して、研究開発の成果に関する情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。

国等への専門的知見・情報の提供、政策提言の実施

- ・ 国の資源・エネルギー政策の企画立案に寄与するため、石油・石油ガス・天然ガス及び非鉄金属鉱物資源に係る各国・地域の政治経済情勢や資源情報、ビジネストレンド、世界の石油・天然ガス会社や非鉄鉱山会社、我が国関係企業の動向等、機構が保有する専門的な知見・情報を国に提供し、また、これを踏まえた政策提言を行う。このため、情報交換会等の定期的な開催、情報提供要請への迅速かつ的確な対応、レポートの作成等を通じた情報提供等を実施する。

<p>企業、地方自治体等のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施する。 <p>申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資・融資・債務保証業務及び助成業務については、利用する我が国企業等の利便性を向上するため、厳格な審査を確保しつつ、事務手続きの改善や審査期間の短縮を実現する。 <p>適切な金利・債務保証料率等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。 <p>プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。 	<p>企業、地方自治体等のニーズの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業、地方自治体等のニーズを十分に把握するとともに、これを踏まえた既存業務の見直しや新規業務の企画立案を実施する。このため、年1回以上、企業、地方自治体等に対するヒアリング調査を実施する。 <p>申請に係る手続きの改善と審査期間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資・融資・債務保証業務、助成業務の案件採択、管理等については、厳格な審査を確保しつつ、審査マニュアルの設定、内部手続きの簡素化等による審査手続の明確化・簡素化により迅速な審査を実現して、申請書を受領してから採択等を決定するまでの審査期間（国との協議がある場合はこのための期間を除く。）を、資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務及び助成業務並びに鉱害防止事業への融資業務については6週間以内、その他については4週間以内に短縮する（特殊法人のときの実績はそれぞれ8週間、6週間程度）。 <p>適切な金利・債務保証料率等の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの債務保証及び非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト等への融資・債務保証については、機構が事業リスク及び政策的な必要性を踏まえて、適切な金利及び債務保証料率を設定する。 <p>プロジェクトの推進部門と評価・審査部門の分離</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資・融資・債務保証プロジェクトの採択、管理、終了に当たっては、案件を発掘して我が国企業等によるプロジェクト推進を直接支援する部門と、プロジェクトを評価・審査する部門を分離する。
---	---

<p><個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援</p> <p>(1) 石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則とし、我が国企業等の動向や事業の特性、産油・産ガス国の状況を勘案した上で、機構の様々なツールを有機的に組み合わせ、利権取得段階から生産段階に至る探鉱・開発プロジェクトの各段階に対して、実践的支援を実施する。 プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失敗事例等の総合的なケーススタディを行い、採択・管理のための審査基準等の見直しを行う。 石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがあげられる。これらの重要案件について、政府間の合意等が形成される場合には、機構の有する資金・人材・技術力を最大限活用して、当該合意等に則って機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行する。 <p>我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務</p> <p>a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たっ 	<p><個別業務> 1. 資源探鉱・開発支援</p> <p>(1)石油・天然ガスの自主開発の戦略的、効果的な支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガスの自主開発の支援については、民間主導を原則とし、出資、債務保証、情報収集・提供、地質構造調査、技術支援、教育研修といった機構の様々なツールを有機的に組み合わせることにより、利権取得段階から生産段階に至る探鉱と開発プロジェクトとの各段階における我が国企業等のニーズに対応した実践的支援を実施する。 プロジェクトの採択・管理手法の向上を図るため、定期的に、試掘前の試掘成功率評価の試掘後の検証を行うとともに、成功・失敗事例等の総合的なケーススタディを行い、採択・管理のための審査基準等の見直しを行う。 石油・天然ガスの自主開発の支援については、国のエネルギー政策との整合性を確保しつつ、我が国向けエネルギー安定供給に特に資すると考えられる重要案件に対し、探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務、我が国企業等の情報収集活動支援、地質構造調査等の支援リソースの重点化を図る。このエネルギー安定供給に資するものとして重点化されるべき支援対象の例としては、ロシアのシベリア・極東の資源開発及び輸送インフラ等に係るものがあげられる。これらの重要案件について、政府間の合意等が形成される場合には、機構の有する資金・人材・技術力を最大限活用して、当該合意等に則って機構が果たすべき役割を機動的かつ確実に遂行する。 <p>我が国企業等の石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務</p> <p>a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択等</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトへの出資・債務保証業務の採択に当たっては、国が定める採択の基本
--	---

て、国が定める採択の基本方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、

）定量的な技術評価（埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価等）

）これを踏まえた投資収益率（ROR）による評価、期待現在価値の手法（ENPV）等による経済性の評価（債務保証対象プロジェクトにあつては、デット・カバレッジ・レーシヨ（借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の現在価値）分析による評価）及び

）政策面からの重要性の評価、

を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業績実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、以上について厳正な審査を実施し、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。また、これら評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。

- 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトには、労働安全衛生・環境に多大な悪影響を与えるリスクが伴うことから、各プロジェクトへの出資等を判断するに当たっては、労働安全衛生・環境に関わる負荷の低減に十分配慮する。

方針に基づき、我が国へのエネルギーの安定供給を戦略的かつ効率的に実現する観点から、外部専門家から構成される委員会に諮った上で採択審査基準を作成する。

- 採択審査基準及び業務方法書に定めるところに従い、技術評価、経済性評価及び政策的重要性の評価を行い、国のエネルギー政策との整合性を確保した上で、機構が採択案件の決定を行う。

- 審査に当たっては、

）定量的な技術評価（埋蔵量の確率分布、試掘成功確率評価等）及び

）これを踏まえた投資収益率（ROR）による評価、期待現在価値の手法（ENPV）等による経済性の評価（債務保証対象プロジェクトにあつては、デット・カバレッジ・レーシヨ（借入金の合計額に対する元利返済に充当可能な原資の現在価値）分析による評価）及び

）政策面からの重要性の評価、

を行うとともに、産油国等との各種契約条件が適切か、民間主導型の経営主体が構築されているか、プロジェクトに責任を有する民間企業が明確か、プロジェクトの中心となる民間株主の業績実績、資金力、技術力等の事業実施能力が十分か等、事業実施体制について、専門的検討を行い、以上について厳正な審査を実施する。また、これらの評価については、技術評価及び経済性評価についての数値による判断基準を含む審査基準を設定し、公表するとともに、毎年度初めに前年度の経験等を踏まえて再検討し、必要に応じて改訂する。

- 石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト遂行における労働安全衛生・環境負荷を低減するため、労働安全衛生や環境に関する審査基準を作成、公表し、プロジェクトの採択に際しては当該基準に則った審査を実施する。
- 資産買収案件等、迅速な案件の意思決定が必要なプロジェクトについては、プロジェクト評価の初期段階から我が国企業等と共同で評価作業を行うなどの方法により、評価と意思決定を迅速化する。

<p>b. プロジェクトの適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切にプロジェクト管理を実施するために、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を、プロジェクトの進捗状況を踏まえつつ、政策面からの重要性や、資産状況、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から、定期的に審査する。これらの審査基準は、公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。 この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> A：一定の利益が見込まれる成功事業 B：成功・不成功が判明する以前の事業 C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業 毎年度の審査の結果、採択の基本方針等における政策的重要性や経済性を満たす見込みがなくなったと判断されるプロジェクトについては、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。 毎年度の審査の結果、政策的重要性及び経済性が引き続き認められるプロジェクトについては、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び債務保証を実行する。 毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。 	<p>b. プロジェクトの適切な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切にプロジェクト管理を実施するため、全てのプロジェクトにつき、年間事業計画を審査する。審査にあたっては、プロジェクトの進捗状況を踏まえた適切な計画が策定されているかにつき、作業内容、工程、費用面の見積もりの妥当性等の観点も考慮して審査するとともに、政策面からの重要性や資産状況、長期資金収支見通し（キャッシュフロー）等による経済性の観点から事業継続の是非やリスクマネー供給継続の必要性・妥当性を確認する。特に、権益取得直後において、重要な新情報が獲得されたプロジェクトについては、それらの情報を踏まえて、適時適切に評価する。 これらの審査基準は公表するとともに、年1回再検討し、必要に応じて改訂する。 長期資金収支見通しについては、出資及び債務保証対象となっている全てのプロジェクトを対象に年1回、同一条件での長期資金収支見通し（キャッシュフロー）を作成する。この場合において、当該条件を構成する油価・為替レート等の前提条件については、外部有識者からなる委員会の意見を聴きつつ、定期的に見直すとともに、公表する。 この結果に基づいて、各プロジェクトを次のAからCの3ランクに分類し、個々のプロジェクトの財務パフォーマンス（達成度）を評価して、機構財務への影響を計るとともに、分類結果を踏まえてプロジェクトの適切な管理を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> A：一定の利益が見込まれる成功事業 B：成功・不成功が判明する以前の事業 C：損失が見込まれるため、抜本的見直しが必要な事業 毎年度の審査においては、特に、事業化（開発移行）の見込みについて迅速に判断して、採択の基本方針等における政策的重要性及び経済性を満たす見込みがなくなったと判断されるプロジェクトについては、支援を終了することとし、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。 毎年度の審査の結果、政策的重要性及び経済性が引き続き認めら
---	---

<p>石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供</p> <p>a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの推進や、機構が実施するこれらプロジェクトへの出資・債務保証業務、技術開発業務等に必要な産油国の法制・税制、新規鉱区公開情報、国際石油会社の動向等の情報の収集、分析、蓄積及び提供を実施する。特に、機構の石油・天然ガスの探鉱・開発支援業務の遂行に当たっては、豊富かつ国際的な深い知見に基づく情報が必要であることから、定期出版物等による定常的情報収集業務に加え、内外の人的ネットワークを維持・拡大し、必要に応じて海外コンサルタントを活用する等により、広範な情報収集体制を整備する。 産油・産ガス国の政治経済等の情報を収集・蓄積・分析し、石油開発技術、研究開発面等のノウハウを駆使し、国に対して政策提言を行い又は政策検討の際の助言をする等によって、国のエネルギー安全保障に係る政策を側面支援する機能を果たす。また、我が国の石油開発企業等に対しては、内外の石油・天然ガス会社の動向等を十分把握しつつ、鉱区の開放や産油・産ガ 	<p>れるプロジェクトについては、産油国との契約条件や現地法制に則って探鉱・開発プロジェクトの運営が適切に行われるよう、プロジェクトの進展に合わせて適時適切に、追加設備投資等の新たな事業展開の是非等を検討し、適宜追加出資及び債務保証を実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度の審査の結果、生産開始により安定的な収入確保の見込みが立ち、国のエネルギー政策の観点からも機構による株式保有の必要性が低下したと判断されるプロジェクトについては、原則として株式を売却する。 年間事業計画に重大な変更が生じた場合には、随時、変更事業計画の審査を実施する。原油価格又は為替レートが事業開始時に設定した前提条件から30%以上悪化する場合には、規定に基づき迅速に事業の再検討を行い、過去の決定を機動的に見直す。 <p>石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供</p> <p>a. 情報収集・分析・提供の効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 石油・天然ガス探鉱・開発関連情報の収集・分析・提供については、機構内部の技術・ノウハウに基づく独自の知見の蓄積を活用することによって、石油・天然ガス供給面の情報収集・分析・提供の能力を最大限高めて、我が国において最も優れた石油・天然ガス探鉱・開発専門の情報センターとして機能する。このため、必要な専門知識を有する人員の確保・育成及び戦略的配置、海外事務所による産油国政府等との関係強化等を進めるとともに、現地のコンサルタントの活用等を通じて機構の情報収集能力を強化し、より敏速・効率的な情報収集・分析、質の高い情報提供を実現する。また、これらの現地コンサルタントに係る評価を年1回行い、コンサルタントを入れ替えることにより、機構のニーズにより適合した、より質の高い情報が得られるコンサルタントを常に確保する。 エネルギー政策当局の依頼に基づき、政策立案に有用な情報の収集・分析を実施するとともに、エネルギー政策当局に対して、石油・天然ガス安定供給確保の観点から、我が国にとって意味のあ
--	---

ス国の投資環境等について、適時適切な情報提供等による支援を実施する。

- ・ 上記情報収集・分析及び提供業務については、情報発信を定量的に増加させるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、政府、国民、我が国の石油開発企業等の満足度に関するデータを集計して、適切な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。

b. 我が国企業等の情報収集活動の支援

- ・ 国の採択の基本方針において重点的目標とする石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの推進を支援する観点から、我が国企業等が実施する権益取得活動を含む探鉱・開発プロジェクトの推進に係る情報収集活動等に対し、厳正な審査によって対象事業を採択して、適切な支援を行う。

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等

る中長期戦略オプションを年1回以上提示する。

- ・ 収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積を進め、機構内部で活用するとともに、エネルギー政策当局、我が国の石油開発企業等へ提供する。このため、エネルギー政策当局及び関連業界に対し、毎月1回以上直接的なプレゼンテーション等を開催することにより石油・天然ガス供給に関する国際動向情報を提供するとともに、石油・天然ガス供給面での事実関係や分析・予測等に関する問い合わせ・コンサルティング要請に速やか、かつ、的確に対応する。また、関連業界、学会及び広く国民に対して、石油・天然ガスに関する基礎情報及び最新動向を機構のホームページ、定期刊行物、セミナー・学会での発表等により提供する。
- ・ こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセス件数、定期刊行物の発行部数、セミナー、学会での発表回数等を中期目標期間中にそれぞれ特殊法人比10%以上増加させる。
- ・ 毎年度、エネルギー政策当局、石油・天然ガス関連業界及び機構のホームページ訪問者に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来における調査分析・情報提供に関するニーズを把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。

b. 我が国企業等の情報収集活動等の支援

- ・ 国の採択の基本方針において重点的目標とする石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの推進を支援する観点から、我が国企業等が実施する権益取得活動を含む探鉱・開発プロジェクトの推進に係る情報収集活動等に対し、適切な支援を行う。
- ・ 支援対象事業の採択に当たっては、当該石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの重要性及び対象とする情報収集活動の必要性・有効性につき厳正な審査を実施する。

石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の

の調査

- ・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの促進や産油・産ガス国との関係強化等を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案件、国からの委託を受けた案件について、地質構造の調査・分析や関連技術資料の取得（地質構造等の調査）を行う。
- ・ 海外における地質構造調査の実施に当たっては、予め調査期間を設定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は、調査について適切な見直しを行う。
- ・ 地質構造等の調査によって得られた地質データ等は、データベースに蓄積して、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、我が国企業等に対して公開する。

調査

- ・ 我が国企業等による石油・天然ガス探鉱・開発プロジェクトの促進や産油・産ガス国との関係強化等を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案件について、国のエネルギー政策との整合性が確保されたものとして策定する地質構造等調査計画に基づき、地質構造の調査・分析や関連技術資料の取得（地質構造等の調査）を行い、これらから得られる地質データの取得・管理・解析等を行い、我が国企業等に提供する。
- ・ 国からの委託を受けた地質構造等の調査については、国が定める計画に基づきこれを効率的に実施し、その結果を国に対して報告する。
- ・ 海外における地質構造調査の実施に当たっては、予め調査期間（原則として最長5年とする。）を設定し、期間内に調査を終了させる。業務の延長に係る厳格な評価をした結果、開発に繋がる見込みや産油・産ガス国との関係強化等に照らして延長の意義が高いと判断された案件以外は延長を行わない。調査期間が5年以上の案件については中間年次において見直しを実施するとともに、期間を延長した場合は毎年見直しを行う。
- ・ 地質構造等の調査の実施が、産油・産ガス国との関係強化を通じて我が国向けエネルギー安定供給に資すると考えられる案件については、その実現のため適時適切に産油・産ガス国に対しミッションを派遣する等による働きかけ等を行う。
- ・ 地質構造等の調査によって取得した地質データ等(国からの委託を受けて実施する案件に係るものは除く。)は継続的に蓄積するとともに、多様な地質データを効率的に利用するため、インデックス情報（データの内容、保管場所）も併せてデータベースに蓄積する。特に、地質データのうち震探、坑井データ等のコンピュータで解析するものについては、中期目標期間終了までにデータの90%以上をデータベースに蓄積し、コンピュータによる検索、情報の取得を可能にする。
- ・ データベースに蓄積した地質データについては、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、機構のホームページ等で常時

	<p>閲覧可能な体制を確保するほか、我が国企業等に対する情報提供会を適宜開催する。</p>
<p>石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進</p> <p>a. 戦略的・重点的な技術開発の推進</p> <p>我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服力を強化するための技術開発について、以下の3つの方向に限定して、戦略的、重点的に取り組む。</p> <p>i) 我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するための技術開発</p> <p>) 産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るための技術開発</p> <p>) 技術力を涵養・蓄積するため継続的に行う基盤的な技術開発</p> <p>b. 効率的、効果的な技術開発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、上記))) の分野における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、具体的な技術開発実施計画を策定する。 ・ 技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定については、我が国企業等がかかえる石油探鉱・開発プロジェクト 	<p>石油・天然ガス探鉱・開発に係る技術開発の推進</p> <p>a. 戦略的・重点的な技術開発の推進</p> <p>我が国企業等の石油・天然ガスの探鉱・開発に不可欠な共通基盤的技術・ノウハウの蓄積と、油田・ガス田の操業における技術課題克服力を強化するため、中期目標期間において、以下の技術開発に限定して、戦略的、重点的に取り組む。</p> <p>) 我が国企業等の石油探鉱・開発プロジェクトに係る具体的な技術課題を解決し、我が国企業等の技術課題克服能力を補完するための技術開発；炭酸塩岩油層における回収率向上技術、油・ガス層分布把握技術、海底下のメタンハイドレート探鉱・生産技術等の開発</p> <p>) 産油・産ガス国との共同研究等による関係強化を通じた、我が国企業等の石油・天然ガス開発権益の獲得や既存権益の維持確保を図るため、産油・産ガス国における技術ニーズに基づく技術開発；天然ガス田の商業的開発の可能性を高めるための天然ガス液体燃料化技術（GTL、DME等）等の開発</p> <p>) 技術力を涵養・蓄積するため継続的に実施する基盤的な技術開発；)) の技術開発の基礎となる技術である堆積盆地評価技術、三次元地震探査技術、油層キャラクタライゼーション、石油・天然ガスの生産性向上技術等の開発</p> <p>b. 効率的、効果的な技術開発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年度、上記))) に掲げる技術における技術課題を調査・検討した上で、機構が実施する技術開発のテーマを選定し、具体的な技術開発実施計画を策定する。 ・ 技術開発プロジェクトの選定及びその技術開発実施計画の策定については、外部専門家から構成される技術検討委員会に諮った上

<p>実施上の技術課題の調査・検討に基づき策定し、外部専門家から構成される委員会に諮った上で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の技術開発プロジェクトに当たっては、中間・事後評価において、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、必要に応じて中止・見直しを実施する。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。 ・ 機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等による競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な技術開発を目指す。事業実施企業等の選定・評価等については、外部専門家等を活用する。 <p>c.産油・産ガス国との技術協力の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産油・産ガス国との共同技術開発の実施や、技術者研修への産油・産ガス国の石油技術者の受け入れ等により、技術・ノウハウを移転することで、機構の産油・産ガス国との関係強化を図る。 	<p>で決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の技術開発プロジェクトの実施に当たっては、半年に1回以上進捗状況を精査し、技術検討委員会による評価を受けた上で、必要な予算・人員の調整を実施する。また、このうち実施期間が5年以上にわたる個別の技術開発プロジェクトについては、技術検討委員会による中間評価を受けることとし、必要に応じて中止・見直しを実施する。また、プロジェクト終了後、技術検討委員会による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。 ・ 機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 ・ 機構内に知見の少ない技術開発分野については、提案公募等による競争的選定により外部研究機関等への委託を行う等、効率的な技術開発を目指す。技術開発を実施する企業等の選定、技術開発を実施後の評価については、技術検討委員会に諮った上で決定する。 <p>c.産油・産ガス国との技術協力の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産油・産ガス国との関係強化を図るため、産油・産ガス国における技術ニーズの把握に努め、機構の技術開発ノウハウ等を活用した産油・産ガス国との共同技術開発を実施するとともに、技術研修へ産油・産ガス国の石油技術者を中期目標期間中に200人受け入れ、また、これらの国々における展示会への技術成果の展覧等を行い、技術・ノウハウ移転や機構の得意な技術分野のアピールを行う。
<p>(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、出資・融資・債務保証、技術の開発、地質構造調査、情報収集・提供の有機的な連携による効果的な支援を実施する。 ・ 特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物 	<p>(2)非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援の効果的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発支援については、機構の保有する技術・ノウハウを最大限に活用し、我が国企業等が権益を保有する又は取得する可能性が高い地域における探査支援を中心に、探鉱プロジェクトの形成から探鉱・鉱山開発資金の調達に至る支援を行う。このため、機構が実施する出資・融資・債務保証、技術の開発、地質構造調査、情報収集・提供を有機的に連携させて、

資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査を中心に業務を実施する期間と位置付け、将来的に我が国企業等が参加した鉱山開発に繋がるような地質・鉱床情報の収集・提供等を重点的に行う。

我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務

a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択

- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たって、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査基準を作成し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い優良案件に限定して業務を実施する。
- ・ 審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査を以下のような
 -) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価
 -) プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利（経営権、鉱石の取引権）及び経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等の事業実施体制の評価
 -) D C F (Discounted Cash Flow)分析（内部収益率法等）、投資回収期間（Pay Back Period）等による経済性評価
 -) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保

我が国企業等に対する効果的かつ効率的な支援を実施する。

- ・ 特に、本中期目標期間については、海外における非鉄金属鉱物資源の開発等に関する情報の収集・提供及び地質構造の調査等により、優良な探鉱案件の発掘を行うとともに、地質・鉱床情報の収集・解析能力を強化し、質の高い情報を提供することを通じて、将来的に我が国企業等が参加した鉱山開発が実現するような支援を重点的に実施する。

我が国企業等の非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクトへの出資・融資・債務保証業務

a. 厳正かつ機動的なプロジェクトの審査・採択

- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、プロジェクトの採択に当たって、我が国への非鉄金属鉱物資源の安定供給を戦略的かつ効率的に実施する観点から、採択のための審査基準を作成し、我が国企業等が参加した鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して業務を実施する。
- ・ 審査に当たっては、採択審査基準等に定めるところに従い、対象鉱種、対象地域、地質鉱床ポテンシャル、投資環境、業務実施者等の要件や経済性に係る審査を以下のような
 -) 地質鉱床学的ポテンシャル評価、既知データの分析による鉱床賦存のポテンシャル評価、鉱床モデルの適格性評価、自然環境立地条件評価等の技術評価
 -) プロジェクトに責任を有する民間企業の保有する権利（経営権、鉱石の取引権）及び経営状況の評価、事業実施者の技術力、プロジェクト管理能力及び投資環境の評価等の事業実施体制の評価
 -) D C F (Discounted Cash Flow)分析（内部収益率法等）、投資回収期間（Pay Back Period）等による経済性評価
 -) 融資については、償還確実性の有無、貸付に際する担保の価値評価及び換価可能性等の財務的評価

の価値評価及び換価可能性等の財務的評価により適切な技術的・経済的評価を含む評価方法で行い、非鉄金属鉱物資源の安定供給の観点から、我が国への鉱石提供の貢献度等を評価しつつ、採択案件を決定する。また、これら評価の際の審査基準を公表するとともに、年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。

b. プロジェクトの適切な管理

- ・ 出資案件については、資産価値、収益性等に照らして定期的に事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる場合には、原則として株式を売却する。また、深海底鉱物資源確保といった長期的な政策的重要性にも配慮しつつ、事業化の見込みがなくなった案件については、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分する。
- ・ 融資案件については、定期的な融資資金の使用状況についての審査及び担保再評価等を通じた債権管理を確実にを行い、必要な場合には追加担保の徴収等を含む措置を講じる。

非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供

- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源探鉱・開発の推進や、機構が実施するこれらに対する出資・融資・債務保証等の業務、地質構造調査等の実施に必要な主要鉱業国の地質・鉱床、鉱業政策・税制情報等を収集・提供する。
- ・ 上記情報提供業務については、情報発信量について、中期計画で定量的な目標を定めるとともに、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、我が国企業等の満足度に関するデータを集計して、業務の適切な見直し、改善を実施することにより、これを向上させる。

により適切な技術的・経済的指標を用いて行い、非鉄金属鉱物資源の安定供給の観点から、我が国への鉱石提供の貢献度等を評価しつつ、採択案件の決定を行う。また、これら評価の際の審査基準を公表するとともに、年1回以上再検討し、必要に応じて改訂する。

b. プロジェクトの適切な管理

- ・ 出資案件については、毎年度、資産価値、収益性等に照らし事業性の評価を行い、事業化の目処が立ったと認められる案件については、株式の売却の明確なルールを策定し、これに基づいて持分の全てを売却する。事業化の見込みがなくなったと判断される案件については、機構は追加の出資や新たな債務保証の引受は行わないこととし、適切に処分するとともに、市況等の状況によりすぐには事業化できない案件、4年以上探鉱を休止している案件等についても、毎年度見直しを行い、処分について検討する。
- ・ 融資案件については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使用状況についての審査を実施し、必要に応じて、現地調査により、証票類や探鉱実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実にを行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等を行う。

非鉄金属鉱物資源開発関連情報の収集・分析・提供

- ・ 収集した情報については、積極的にデータベースに蓄積し、衛星画像解析等の手法も活用しながら解析を行い、自ら実施する地質構造調査等に活用するとともに、我が国企業等に提供する。このため、ホームページ上の検索システムを強化して利便性をより向上させつつ、最新情報のホームページによる提供を週1回実施するとともに、収集・解析した情報をレポート等に取りまとめ、年4回以上提供する。さらに、内外の有識者によるセミナー・講演会等を年2回以上開催し、多角的な情報提供を目指す。
- ・ こうした情報の発信については、機構のホームページへのアクセ

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査

a 地質構造等調査

- ・ 我が国企業等による非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発を支援するため、我が国企業等のニーズを踏まえた国内外における地質構造調査及び深海底における鉱物資源探査を実施する。
- ・ 地質構造調査の対象地域については、機構が実施する鉱業情報収集等業務による地質・鉱床等の情報及び我が国企業等へのニーズ調査等をもとに、その後の企業等による鉱山開発に繋がる可能性が高い地域に限定して採択する。
- ・ 海外における地質構造調査の実施に当たっては、我が国企業等から負担金を徴収することとし、予め調査期間を設定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は企業負担率を上昇させる。
- ・ 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況に関するデータを取得する。特に、中部太平洋のコバルト・リッチ・クラスト鉱床調査については、国際連合のマイニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象とする地域の選定に必要なデータの収集・蓄積を実施する。
- ・ 地質構造等調査の結果取得した地質データ等は、守秘義務等の制約により公開不可能なものを除き、データベースを整備して

ス件数、定期刊行物の発行部数及びセミナー・学会の発表回数を中期目標期間中にそれぞれ特殊法人比10%以上増加させる。

- ・ 毎年度、関連業界、機構の事務所への来訪者、機構のホームページ訪問者等に対して、情報提供の評価についてのアンケート調査を行い、利用者の満足度と将来におけるニーズを把握しつつ、調査結果を業務に反映させて、必要な見直し、改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。

非鉄金属鉱物資源探鉱・開発プロジェクト支援のための地質構造等の調査

a 地質構造等調査

- ・ 地質構造調査の対象地域については、我が国企業等から募集し、機構が有する資源保有国の地質・鉱床、探鉱・開発等の情報や衛星画像解析等による地質・鉱床等の情報解析等をもとに案件を抽出し、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資環境等の要件から構成される明確な採択基準に基づいて、我が国企業等による鉱山開発に繋がる可能性の高い地域に限定して採択する。
- ・ 海外における地質構造調査の実施に当たっては、予め調査期間（最長5年とする。）を設定し、期間内に調査を終了させる。業務の延長に係る厳格な評価をした結果、有望な鉱徴が認められる等、開発に繋がる見込みが高いと判断された案件以外は延長を行わない。調査期間が5年の案件については中間年次において見直しを実施するとともに、期間を延長した場合は毎年見直しを行う。また、調査開始から4年以降については、企業負担率を3分の2に上昇させる。
- ・ 深海底における鉱物資源探査については、希少金属やベースメタルを豊富に含有する深海底鉱物資源の賦存状況に関するデータを取得するため深海底鉱物資源探査専用船を活用し、年1回以上、

我が国企業等に対して公開する。

b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成

- ・ 海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、外国企業と共同で探鉱に必要な地質構造調査を実施する我が国企業等に対し、資金の一部を助成する。
- ・ 案件の採択に当たっては、助成対象鉱種等の明確な採択基準を設定・公表し、それに即した案件の採択を実施する。また、助成期間を限定するとともに、プロジェクトが長期化する場合は、助成率を減少させる。

c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査

- ・ 国からの委託を受けて、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域の地質状況を把握するための調査等を

業務計画、データ取得の方法、有望地域の選定等について、外部専門家の意見を聴取しつつ、効率的、効果的に調査を実施する。

- ・ 深海底におけるコバルト・リッチ・クラスト鉱床調査については、中部太平洋の公海域におけるデータを収集し、国際連合のマイニングコードが策定された場合、公海上における鉱区申請対象とする地域の選定に必要なデータの迅速かつ適切な使用が可能となるようにデータベースを整備する。
- ・ 深海底における鉱物資源探査によりこれまで蓄積された情報について、中期目標期間終了までに90%以上データベースに蓄積する。
- ・ 地質構造等調査の調査結果については、負担金を徴収した企業等と共有するとともに、データベースに蓄積し、権益確保等に悪影響を及ぼさない範囲でその概要を公表する。

b. 我が国企業等の海外における地質構造調査への助成

- ・ 海外における地質構造の調査に係る助成金の交付については、我が国に対する非鉄金属鉱物資源の安定供給に資する案件かつ鉱山開発に引き継がれる可能性の高い案件に限定して、助成を行う。
- ・ 案件の採択に当たっては、毎年度、機構のホームページ等による助成事業の公募を実施するとともに、必要に応じて追加公募を実施し、事業内容、我が国産業需要における重要性、対象鉱区の今後の我が国企業等による権益確保における戦略的重要性、地質環境及び投資環境等の要件から構成される明確な採択基準を設定する。
- ・ 採択基準については、機構のホームページ等により公表する。
- ・ 助成期間は最長5年とし、4年以上プロジェクトを継続する場合には助成率を通常の2分の1から3分の1に減少させる。

c. 開発途上国国営鉱山公社等との共同調査

- ・ 国からの委託を受けて、機構が保有するノウハウ、情報を活用して、開発途上国における国営鉱山公社等と共同で、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出及び新鉱床が期待される地域

<p>実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果については、定期的に、成果報告会を開催し、我が国企業等に対して、積極的に情報提供を行い、調査の結果特に有望と判断された案件については、我が国企業が確実に地質構造調査又は企業探鉱へ引き継ぐことを促進する。 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、非鉄金属鉱物資源賦存の可能性のある地域の抽出、新鉱床の発見を目的とした調査を行い、相手国の経済発展に資するとともに、相手国の政府機関等に対して、当該調査技術の技術移転を実施する。上記調査については、定期的にアンケート調査、外部評価等を実施して、相手国の政府機関等の満足度に関するデータを集計し、適切な見直し、改善を実施して、これらを向上させる。 	<p>の地質状況を把握するための調査等を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査結果については、年1回以上、成果報告会を開催し、我が国企業等に積極的に情報を提供するとともに、調査の結果特に有望であると判断された案件については、現地説明会を行い、我が国企業が当該案件を確実に地質構造調査又は企業探鉱へ引き継ぐことを促進する。 国からの委託を受けて、開発途上国の政府機関からの要請により実施する調査については、毎年度、相手国の政府機関等に対して、アンケート調査を行い、利用者の満足度を把握し、調査結果を業務に反映させて、必要な改善を実施して、機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。
<p>非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進</p> <p>a. 戦略的・重点的な技術開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉱物資源探査技術等の開発については、以下の3つに限定して戦略的、重点的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給確保等の政策的必要性が高いもの 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発 	<p>非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発等に係る技術開発の推進</p> <p>a. 戦略的・重点的な技術開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間においては、以下の技術開発に限定して、戦略的、重点的に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> 機構自らが利用する探査技術に係る技術開発 <ul style="list-style-type: none"> 高精度物理探査技術の開発、リモートセンシングによる探査技術の開発等 機構自らが実施する地質構造の調査等の業務の効率的実施に資する鉱物資源探査技術等に係る技術開発等を実施する。得られた結果については速やかに地質構造の調査の業務に反映させる。 我が国企業等のニーズに基づく技術開発であって、我が国の非鉄金属鉱物資源の安定供給の確保等の政策的必要性の高いもの <ul style="list-style-type: none"> 製錬施設を活用した製錬・リサイクルハイブリッドシステムの開発等 これらの案件については、年1回以上我が国企業等に対してヒアリング調査等を実施し、我が国企業等のニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化・波及効果の高い技術を対象とした

<p>b. 効率的、効果的な技術開発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 非鉄金属鉱物資源探鉱・開発関連の技術開発の実施に当たっては、個別の技術開発プロジェクトについて、プロジェクト毎に事前評価及び中間評価を行い、技術開発の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な技術評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。 	<p>技術開発を実施する。</p> <p>) 資源国との関係強化や情報収集を目的として、開発途上国・地域に固有な技術課題について、相手国の研究機関との協力により実施する技術開発</p> <p>; 製錬所煙灰の無害化金属回収技術、製錬所排煙・廃水対策技術等に関する研究協力</p> <p>b . 効率的、効果的な技術開発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家の意見を聴取しつつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を適切に実施する。 事前評価及び中間評価については技術評価ガイドラインを策定し、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価をプロジェクト毎に実施する。新規案件の採択に際して、技術開発の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による技術評価を実施することとし、業務の目標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、技術開発の期間が5年以上の案件については、中間年次において外部の有識者による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。 機構が実施する技術開発のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見の活用を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。 プロジェクト終了後に外部専門家による事後評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホームページ等にその成果を公表する。
<p>2 . 資源国家備蓄等の推進</p> <p>(1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援</p>	<p>2 . 資源国家備蓄等の推進</p> <p>(1)石油・石油ガス国家備蓄の安全かつ機動的な統合管理と民間備蓄の支援</p>

<p>国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理</p> <p>a . 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入時、基地内移送時等の数量・品質を的確に把握し、国に定期的に報告する。 ・ 国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準等の見直しを行い、国に提案し、より統一かつ適切な管理を実施する。 ・ 国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の原油需給状況等を踏まえ、最も適した品質の石油を購入できるよう、国に必要な情報を提供する。 ・ 国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広く流通している良質の石油ガスを購入できるよう、国に必要な情報を提供する。 <p>b . 国家備蓄基地の安全な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄基地の安全を確保して、これまで維持してきた無事故・無災害の実績を中期目標期間内において継続する。 ・ 国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備え、防除対策を厳重に講じるとともに、危機管理の観点から、業務項目の点検、適切な損害保険の付保、危機対応マニュアル等の整備を実施する。 ・ 国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小化するため、環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を実施する。 	<p>国家備蓄石油・石油ガスの安全かつ適切な管理</p> <p>a . 国家備蓄石油・石油ガスの品質等の適切な維持・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄石油・石油ガスの蔵置状態、搬出・搬入時、基地内移送時等の数量・品質を操業サービス会社及び民間石油会社等との間での確に把握し、国に対して数量、管理状況等について毎月1回、品質状況について毎年度1回報告する。 ・ 国家備蓄石油・石油ガスの品質管理基準について、定期的に数量、品質等を検証し、必要に応じて、新たな品質管理の方法を取り入れる等の見直しを行い、国に提案し、より統一かつ適切な品質管理を実施する。 ・ 国が国家備蓄石油の油種入替等を実施する際に、我が国全体の原油需給状況等を踏まえ、長期備蓄に不適な高濃度硫化水素含有原油の入替及び我が国全体の原油需給状況等に適合した軽・中質原油の比率・油種構成を達成するため、国に必要な情報を提供する。 ・ 国が国家備蓄石油ガスの積み増しを実施する際に、民生用に広く流通し品質が保持された石油ガスを購入できるよう、国に必要な情報を提供する。 <p>b . 国家備蓄基地の安全な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に掲げる職員の教育訓練、関係機関との連携強化、統一な安全基準の策定を通じた防災水準の向上により、国家備蓄基地の安全を確保して、中期目標期間内において無事故・無災害の実績を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> i) 職員の教育訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 安全対策の知見の標準化と相互共有化や共同研修・訓練の実施、人材交流の拡大により、操業サービス会社が実施する職員の教育訓練を支援する。)関係機関との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> すべての基地において地方公共団体、消防、海上保安庁、警察等との平常時からの連携体制を強化し、共同訓練等を実施する。
--	---

<p>c . 地域社会との共生</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄基地は地域社会との共生の上にその機能が十分に発揮されるものであることを踏まえ、地方公共団体等の関係機関と密接な協力関係を強化し、信頼関係を構築する。 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地事務所等を通じ、国家備蓄基地の広報展示施設やパンフレット等を利用して、地域社会に対する広報活動を実施する。広報活動については、定期的にアンケート調査、外部評価を実施して広報展示施設訪問者等の満足度に関するデータを集計し、適切な見直し、改善を実施して、これらを業務に反映する。 	<p>)統一的安全性評価基準の策定 安全防災の確保に関する調査研究を通じて統一的安全性評価基準を策定し、各基地の評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家備蓄石油・石油ガスの万一の流出に備えるため、引き続き回収システムやオイルフェンス等の対策や訓練を実施する。また、機構及び操業サービス会社の行う各業務項目を危機管理の観点から点検し、適切な損害保険を付保するとともに、万一の事故・災害発生においても自律的対応が図られるようマニュアルの整備等を行う。 国家備蓄石油・石油ガスを安全に管理し、環境への影響を極小化するため、常に環境に与える影響のモニタリングや調査・分析を実施することとし、その結果や取り組みの状況について地域の住民・環境関係機関等に対し広報を実施する。 <p>c . 地域社会との共生</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の現地事務所を通じ、国家備蓄基地の管理を委託する操業サービス会社等と共同で地方公共団体を始めとする関係機関との連絡体制の維持・拡充を図り、緊密な連携・協力関係を強化、維持する。さらに、地元関係企業等との情報交換を通じて地域社会との交流・連携を促進する。 国家備蓄事業に対する地域社会の理解を深めるため、機構の現地事務所等を通じ、操業サービス会社と協力して、国家備蓄基地の広報展示施設の案内やパンフレット等の配布を広く実施するとともに、地方公共団体や教育委員会の協力を仰ぎ、地域説明会等の開催、広報展示施設や国家備蓄基地への訪問者受入（特殊法人のときは年間10万人程度）等を通じて、国民が国家備蓄事業に接する機会を充実させ、中期目標期間中にこれらの参加者、訪問者数等を5%以上増加させる。また、広報展示施設への訪問者に対するアンケートを実施し、訪問者の満足度を把握し調査結果を業務に反映させ、これを踏まえて広報展示施設や広報活動を改善して機構が提供するサービスに対する肯定的評価70%以上を中期目標期間終了までに達成する。
--	--

<p>d . 国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I E A等の機関へ積極的に参画し、また、機構が有する海外事務所ネットワークを活用することにより、国際エネルギー情勢等に関する情報を収集・蓄積するとともに、国際機関、備蓄制度を有する諸外国の備蓄実施機関等との連携に努め、意見交換等を通じて得られる知見を活用して、国家備蓄の統合管理業務の安全性、効率性、機動性を向上する。 ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへの協力を、専門家派遣等により人的・技術的な面で支援する。 	<p>d . 国際協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I E A等関連会議・ワークショップへ積極的に参加するとともに、機構が有する海外事務所のネットワークを活用して、国際エネルギー情勢、石油市況等の動向、諸外国の備蓄制度等に関する情報を収集する。得られた情報はデータベースに蓄積し、関係部署へ提供することにより、備蓄業務の安全性・効率性の向上に活用する。 ・ 国際機関、備蓄制度を有する諸外国の備蓄実施機関等と連携し、緊急時対応体制強化や共有する問題点の改善に向けた協力、先進的な事例の導入を実施することにより、備蓄業務の安全性、効率性、緊急時対応の機動性を向上する。 ・ 国が進めるアジア各国の石油備蓄体制強化に向けた取り組みへの協力を、備蓄専門家の派遣、備蓄調査ミッションの受入等の実施を通じ、人的・技術的な面で支援する。
<p>e . 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄の統合管理業務の一環として、中長期的な観点から、国家備蓄の費用の低減、国家備蓄基地における安全性の維持・向上等を実現するための調査研究・技術開発を実施する。 ・ 調査研究・技術開発の成果については、外部評価を受けるとともに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じて効果・効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。 ・ 備蓄基地施設、備蓄体制等の維持・管理に必要な技術情報、技術・ノウハウの集約化、体系化、技術者の育成等により、基地施設の技術的課題に対応する体制を整備し、安全性及び機動性を強化する。 	<p>e . 国家備蓄の安全かつ適切、効率的かつ機動的な実施のための調査研究・技術開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄事業の中長期的な費用の低減、安全性、機動性の向上等の効果が期待できるテーマ別調査研究・技術開発を産学官の連携等により実施する。特に、地下備蓄方式については、維持管理・建設面で高度の技術ノウハウ、専門知識等を要することから、安全性及び機動性の強化のための技術力を蓄積・向上する。 ・ 調査研究・技術開発の成果については、知見を有する外部専門機関による外部評価を受けるとともに、国家備蓄基地の現場における実証試験等を通じてその効果・効用を検証し、これを踏まえ計画的に導入する。また、その成果及び導入実績についてデータベースに蓄積するとともに、国に報告する。 ・ 操業サービス会社と連携し、操業に携わる技術系人材の訓練を通じた育成をする。
<p>f . 国民に対する積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、国家備蓄石油・石油ガスの数量について機構のホーム 	<p>f . 国民に対する積極的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄石油・石油ガスの数量について、機構のホームページを

ページを通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施する。

機動的な備蓄放出

- ・ 国家備蓄石油の機動的な放出を実施するため、経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出が可能な体制を整備する。
- ・ このため、緊急時における国家備蓄石油の放出において、想定しうる事態や規模に対応できるよう放出マニュアル等の整備、必要な訓練の実施、補修等の年間計画の管理を行う。
- ・ 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、操業開始までに、国家備蓄石油と同程度に機動的な放出が可能な体制、放出マニュアル等を整備する。

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

- ・ 現在、5箇所で進められている石油ガス国家備蓄基地建設については、地上タンク方式の七尾基地、福島基地及び神栖基地は平成17年度、地下備蓄方式の波方基地及び倉敷基地は、それぞれ平成20年度及び平成21年度を完成の目標として整備する。これを踏まえ、中期計画において、各基地毎に、建設作業工程等の中期目標期間中における具体的目標を設定し、毎年度その達成度を評価する。
- ・ 中期目標期間中に建設が終了する石油ガス国家備蓄基地につい

通じて毎月公表する等によって、積極的に国民に情報提供を実施する。

機動的な備蓄放出

- ・ 経済産業大臣の放出決定に基づき、国の入札による売却先決定の日から7日目以降、順次、国家備蓄石油の放出を可能とするため、以下のような体制の整備を行う。
 - ）石油国家備蓄基地・民間タンク借上基地の補修等の年間事業計画を的確に管理する。
 - ）緊急放出訓練を毎年度計画的に実施することにより、許認可の取得等各種手続きの迅速化や、国家備蓄石油の払出業務を委託する操業サービス会社の荷役技能を維持・向上する。
 - ）I E A主要加盟国の緊急放出体制の現状、放出時の入札予定価格等の情報についても情報収集、分析し、これらの結果を踏まえ、適宜放出マニュアル等の改正を実施する。
- ・ 国家備蓄石油ガスの緊急放出体制について、国家備蓄石油と同程度に機動的な放出を可能とする体制を早急に確立するため、国内需給バランス等の既存情報を収集・整理するとともに、国家備蓄石油ガスの売却方法、価格設定、移送方法等についての放出マニュアル等を整備する。また中期目標期間中に操業を開始する七尾基地、福島基地及び神栖基地については、操業開始までに上記放出マニュアル等の遵守を徹底する等、所要の体制を整備する。

石油ガス国家備蓄基地の着実な整備と操業準備

- ・ 現在、5箇所で進められている石油ガス国家備蓄基地建設の完成予定及び年度別進捗率の目標を以下の通りとし、適切な工程管理の下に基地建設を推進する。

ては、石油ガス搬入までに操業体制を確立し、円滑な操業開始を実現する。

立地点	七尾 (地上)	福島 (地上)	神栖 (地上)	波方 (地下)	倉敷 (地下)
完成予定	H17年7月	H17年9月	H17年12月	H20年12月	H21年7月
進捗率					
16年度末	85 ± 5%	85 ± 5%	75 ± 5%	35 ± 5%	30 ± 5%
17年度末	100%	100%	100%	55 ± 5%	50 ± 5%
18年度末				80 ± 5%	65 ± 5%
19年度末				95 ± 5%	90 ± 5%

- ・ 中期目標期間中に建設が完了する七尾基地、福島基地及び神栖基地については、石油ガス搬入までに、操業サービスを委託する事業者との間において操業委託に必要な組織・人員を確定するとともに、操業に携わる人員に対し、所要の教育・訓練を行い、安全・確実に操業する体制を整備する。

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資金の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資については、借入等申込み時に適切かつ厳格な審査を実施する。
- ・ 融資業務については、利用者の利便性を向上するため、厳格な審査を確保しつつ、事務手続きの改善や審査期間の短縮を実現する。

民間企業による石油・石油ガス備蓄への融資等

- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者に対する石油・石油ガス購入資金の融資及び共同備蓄基地整備に対する出資・融資については、民間石油・石油ガス備蓄義務者等からの借入等の申込みに対し、事業内容、財務状況の要件等を適切かつ厳格に審査し、融資等を実施する。
- ・ 新たな融資等に当たっては、最新の財務データ、分析情報、業界動向等の的確な情報について民間金融機関等の協力を得て収集し、適正な財務分析を行った上で採択審査を実施する。
- ・ 民間石油・石油ガス備蓄義務者が国に対し迅速な利子補給申請が可能となるよう、融資審査マニュアル等の見直しを行い、厳格な審査を確保しつつ、審査期間を利子補給金交付の前月末日までの4週間に短縮する。(特殊法人のときの実績は6週間程度)

(2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切な管理

- ・ 国家備蓄の実施機関として、安全かつ適切に、備蓄物資の買入

(2) 希少金属鉱産物の国家備蓄の安全かつ適切、機動的な実施

国家備蓄希少金属鉱産物の安全かつ適切な管理

- ・ 備蓄物資を安全かつ適切に管理するため、安全管理マニュアルを

<p>れ、備蓄倉庫の保守管理を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄対象鉱種については、ニッケル、コバルト、クロム、マンガ ン、バナジウム、モリブデン、タングステンの7 鉱種とし、備蓄 目標量については当面現状の備蓄水準を維持する。また、備蓄対 象鉱種、備蓄目標量の変更等については、平成16 年度及び平成 17 年度における総合資源エネルギー調査会鉱業分科会における 見直し結果を踏まえることとする。 ・ 希少金属鉱産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームペー ジ等を通じて公表することとし、希少金属鉱産物備蓄について積極 的に国民に情報提供を実施する。 <p>機動的な備蓄放出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、供給障害が生じた場 合若しくは生じる恐れがある場合であって国民経済若しくは産業 活動に重大な支障が生じる若しくは生じる恐れがある場合、又 は、備蓄物資の価格が一定期間以上著しく上昇し、かつ、価格の 安定化を図る必要が生じた場合に実施する。ただし、当面の備蓄 水準について削減が可能と考えられるニッケル、クロム、マンガ ン、モリブデンの4 鉱種については平常時においても売却するこ とができるものとする。 ・ 国家備蓄希少金属鉱産物の機動的な放出を実施するため、国か ら機構への放出要請に応じる場合に、国からの放出要請の日から 12 日目以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体 制を整備する。 	<p>整備するとともに、備蓄物資の品質保持の観点から計画的に品質 検査を実施する。また、安全管理マニュアルの確実な実施のため、 職員等の教育訓練の徹底と地域関係機関との連携を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 希少金属鉱産物備蓄の重要性、実施状況等を機構のホームペー ジ等を通じて公表することとし、希少金属鉱産物備蓄について積極 的に国民に情報提供を実施する。 <p>機動的な備蓄放出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家備蓄希少金属鉱産物の放出については、備蓄物資購入希望者 に対する事前資格審査を実施するとともに、放出マニュアルを整 備し、状況に変化がある場合は、速やかに見直すことにより、国 から機構への放出要請に応じる場合に、要請の日から12 日目・ 以降、順次、国家備蓄希少金属鉱産物の放出が可能な体制を整備 する。 ・ 備蓄物資を適切に放出するため、外部専門家による専門的見地か らの意見を参考にしつつ、備蓄物資の価格トレンドを把握すると ともに、より長期的な価格トレンドを把握するために、備蓄物資 の需給動向に係る調査を実施する。
<p>3 . 鉱害防止の支援</p> <p>我が国企業による鉱害防止事業への融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害 防止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設 定した採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実 施者の要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な 	<p>3 . 鉱害防止の支援</p> <p>我が国企業による鉱害防止事業への融資</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国企業による鉱害防止事業への融資業務については、鉱害防 止工事を実施する我が国企業からの案件申請に対し、予め設定し た採択基準に基づき、鉱害防止事業計画の妥当性、業務実施者の 要件等を審査し、鉱害防止業務を実施するために必要な業務資金

業務資金に係る融資を適切に実施する。

鉱害防止調査・指導

a. 鉱害防止調査指導業務

- 我が国における鉱害防止事業全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる業務を厳選し、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業の効率化を支援するために必要な情報の提供、技術面のコンサルティング、研修事業の実施等のサービスを国、地方公共団体等のニーズを踏まえ、効率的、効果的に提供する。

b. 鉱害防止技術調査業務

- 鉱害防止技術調査業務については、休廃止鉱山において鉱害防止業務を実施する地方公共団体及び我が国企業等を支援し、鉱害の防止を確保しつつ当該業務に係る費用を低減化するため、効率的な鉱害の発生源対策及び坑廃水処理等に関する技術の調

に係る融資を適切に実施する。

- 融資業務については、当該年度事業完了後2ヶ月以内に貸付先から完了報告書を提出させ、資金の使用状況についての審査を実施し、必要に応じて現地調査を実施し、証票類や鉱害防止事業実施状況等を調査するとともに、債権管理を確実にを行うため、担保再評価を行い、必要な場合には追加担保の徴収等を行う。

鉱害防止調査・指導

a. 鉱害防止調査指導業務

- 地方公共団体等からの要請に対し、我が国における鉱害防止事業全体の中で、機構が保有・維持する鉱害防止のための広範な技術的ノウハウを踏まえて、機構が実施することが最も効率的となる業務を厳選し、情報の提供、技術面のコンサルティング等のサービスを提供する。
- 地方公共団体等が実施する鉱害防止工事について、国が緊急度や工事手法・工事金額等の適正化を検討する際に必要な情報の提供及び技術的支援を国に対し実施する。
- 地方公共団体の鉱害防止担当者等を対象とした研修を年1回以上開催し、鉱害防止技術・ノウハウを普及させるとともに、現場の技術的ニーズを踏まえた機構の事業展開に資するため、地方公共団体が実施する鉱害防止事業の現場の実状についての情報収集を実施する。
- 鉱害防止技術指導委員会を年1回以上開催し、調査手法・評価方法の技術的妥当性について外部専門家からの意見を聴取し、機構が実施する業務の質の向上・効率化を実現する。

b. 鉱害防止技術調査業務

- 鉱害防止技術調査業務については、毎年度関係機関からのヒアリング調査等を実施し、これらニーズに基づく技術課題を把握・整理して、実用化の可能性と波及効果の高い技術を対象に実施する。

査を、地方公共団体及び我が国企業等のニーズを踏まえ、実用化の可能性と波及効果の高い技術を対象に、外部の有識者の意見を聴取しつつ、計画的、効果的に実施する。

- ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、プロジェクト毎に事前評価及び中間評価を行い、技術調査の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による厳格な技術評価や費用対効果分析を実施することとし、案件採択、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。また、プロジェクト終了後、外部専門家による厳格な外部評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析を実施するとともに、その結果を公表する。

地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託

- ・ 地方公共団体からの委託を受けて実施する義務者不存在休廃止鉱山に係る鉱害防止業務のうち、大規模な坑廃水処理施設の運営については、委託契約に基づき放流する処理水の水質維持を着実に実施する。

鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理

- ・ 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防

- ・ 各プロジェクトの実施に当たっては、外部専門家の意見を聴取しつつ、事業計画、試験結果及び解析方法等の検討を行い、事業を適切に実施する。

- ・ 鉱害防止技術調査の実施に当たっては、事前評価及び中間評価については、技術評価ガイドラインを策定し、プロジェクト毎に、これに基づいた外部専門家による厳格な技術評価を実施する。新規案件の採択に際しては、技術調査の成果の利用可能性、技術的有望性に照らした目標・計画の妥当性等に関して、外部専門家による技術評価を実施することとし、事業の目標、実施体制等の検討を行い、採択の可否を検討する。また、調査の期間が5年以上の案件については、中間年次において外部専門家による中間評価を行い、業務継続の要否、資金の配分等に反映させる。
- ・ 機構が実施する技術調査のうち、基礎的、専門的分野で共同研究の実施が適当である分野については、外部知見を活用するため、必要に応じ、内外の大学等の研究機関や企業等との共同研究を実施する。
- ・ プロジェクト終了後は、外部専門家による厳格な事後評価を実施し、成果の検証、費用対効果の分析等を実施するとともに、機構のホームページ等により成果を公表する。

地方公共団体からの坑廃水処理施設の運営受託

- ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務については、これを適切に実施して、受託期間中に放流する処理水の水質を委託契約に基づく水質基準内に維持する。
- ・ 大規模な坑廃水処理施設の運営受託業務を着実かつ安全に実施するため、災害・事故対応マニュアルを設定し、緊急時の連絡体制、災害時の対応を明確化するとともに、年1回災害訓練を実施し、連絡網の確認や災害時に想定している対処法の点検を実施する。

鉱害防止積立金・鉱害防止事業基金の管理

- ・ 鉱害防止事業を実施する義務者からの鉱害防止積立金、鉱害防止

<p>止事業基金の受け入れ、管理及び費用の支払いを、関係法令に基づき着実に実施する。</p>	<p>事業基金の受け入れ、運用・管理及び費用の支払いについては、関係法令に基づき着実に実施する。</p>
<p>・ 財務内容の改善に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営費交付金を財源にして実施する業務のうち、内外の資源開発関連情報の収集・調査、アジア各国の石油備蓄体制強化に向けた協力等の業務については、受託収入等の自己収入を増大させる。 ・ 財務内容の健全性を維持する観点から、短期資金の借入れについては、特段の事情がない限り、厳に慎む。 ・ 石油・天然ガスの探鉱・開発に係る出資・債務保証、非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発に係る出資・融資・債務保証業務については、今後の収益見通しの適切な評価に基づく個別算定法等による引当金の計上と損失処理を実施する。 ・ 新たな調査ニーズの発生等による特段の事情変更が無い限り、深海底鉱物資源探査専用船（第2白嶺丸）を中期目標期間中に廃船するとともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまでの間、深海底鉱物資源探査専用船の有効活用に努め、関連機関へ貸し付ける。 	<p>・ 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 予算（別紙1） [運営費交付金の算定ルール] 毎年度の運営費交付金(G)については、以下の数式により算出する。</p> $G(i) = A(i) \times \quad + D(i) \times \quad \times \quad + H + \text{特殊要因} - \text{自己収入}$ <p>G(i)：当該事業年度の運営費交付金 A(i)：当該事業年度の一般管理費 D(i)：当該事業年度において運営費交付金を充当して行う業務経費 H：当該事業年度の退職予定者及び前年度の予定外退職者により想定される各事業年度の退職手当額 ：一般管理費効率化係数 ：業務経費効率化係数 ：中長期的政策係数（中長期的に必要となる新たな政策ニーズへの対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し具体的な係数値を決定する。） i：当該事業年度 A(i)：一般管理費 各事業年度の一般管理費(A)は、以下の式により決定する。 $A(i) = B(i) + C(i)$ B(i)：当該事業年度における退職手当を除いた人件費（役員報酬並びに職員基準内給与、職員諸手当、超過勤務手当、在勤手当及び諸支出金に相当する範囲の費用（事業を行うために要する人件費を除く））で、次の式により算出する。 $B(i) = B(i-1) \times \mu$ μ：人件費調整係数。各事業年度の予算編成過程において、昇</p>

給原資、給与改定等を勘案し、当年度における具体的な係数値を決定。

C (i) : 当該事業年度におけるその他の一般管理費で次の式により算出する。

$$C(i) = C(i-1) \times$$

: 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度の具体的な係数値を決定。

D (i) : 業務経費

各事業年度の業務経費(D)は、以下の式により決定する。

$$D(i) = E(i) + F(i)$$

E (i) : 当該事業年度における事業を行うために要する人件費のうち退職手当を除いた経費で次の式により算出する。

$$E(i) = E(i-1) \times \mu$$

F (i) : 当該事業年度における事業費で次の式により算出する。

$$F(i) = F(i-1) \times$$

特殊要因：短期的な政策ニーズ及び特殊要因に基づいて増加する経費。エネルギー政策上重要な案件に対する集中的な対応、法令改正に伴い必要となる措置等の政策ニーズ、及び事故の発生等の特殊要因により特定の年度に一時的に発生する資金需要について必要に応じ計上する。

自己収入

各事業年度の自己収入は、以下の式により算出する。

$$\text{自己収入} = \text{各事業年度の自己収入の見積り額} \times$$

: 自己収入の増加策等を勘案した係数として、各事業年度における予算編成過程において当該事業年度における具体的な数値を決定。係数値の決定にあたっては、機構の経営努力による自己収入の増加に向けたインセンティブが作用するよう配慮する。

上記の算定式に基づき、一定の仮定の下に中期計画の予算を試算。

・ (一般管理費効率化係数)については、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人(平成14年度)比(機構への移行相当分

比)で18%の削減を図る前提で試算。

- ・ (業務経費効率化係数)については、中期目標の期間最後の事業年度において、特殊法人比4%の効率化を図る前提で試算。

- ・ (中長期的政策係数)については、17年度以降は1として試算

- ・ H(退職手当)については、17年度において212百万円、18年度において231百万円、19年度において395百万円として試算。

- ・ 特殊要因については、17年度以降は0として試算

- ・ μ (人件費調整係数)については、17年度以降は1として試算

- ・ (消費者物価指数)については、17年度以降は $\pm 0\%$ として試算

- ・ (自己収入調整係数)については、17年度以降は1として試算

2. 収支計画(別紙2)

3. 資金計画(別紙3)

・ 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受入れが最大3ヶ月遅れた場合、事故の発生などにより緊急時対策費が必要となった場合等を想定して、石油公団及び金属鉱業事業団の過去3年間の年間平均支出額1,086億円の約3ヶ月分(3/12)272億円に加えて、

-) 民間石油・石油ガス購入資金融資及び共同備蓄基地整備資金融資に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合を想定した4,000億円

-) 希少金属鉱産物備蓄資金に係る資金調達に関しては、関係方面との調整が困難になった場合や長期の資金調達時期の集約を行う場合を想定した50億円

を加算した金額を短期借入金の限度額とする。

・ 重要な財産の譲渡・担保、処分計画

新たな調査ニーズの発生等による特段の事情変更が無い限り、深海底鉱物資源探査専用船(第2白嶺丸)を中期目標期間中に廃船すると

	<p>ともに、専用停泊基地の処分を実施する。それまでの間、深海底鉱物資源探査専用船の有効活用に努め、関連機関へ貸し付ける。</p> <p>・ 剰余金の使途 各勘定に剰余金が発生したときには、後年度負担に配慮しつつ、各々の勘定の負担に帰属すべき次の使途に充当できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報や成果発表、成果展示等 ・ 研究開発、情報収集・分析活動の促進 ・ 地質構造調査の促進、地質情報・技術情報の追加購入 ・ 職員の資質向上のための研修、短期任期付き職員の新たな雇用、職場環境改善、福利厚生の充実 ・ 出資、信用（債務保証基金）の積増し ・ 備蓄資産の買入れのための借入金利息の支払い ・ 債券の発行に係る経費 ・ 備蓄に必要な保管経費 ・ 備蓄資産の買入 ・ 備蓄資産の買入のための借入金（債券）の返済
<p>・ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の能力及び専門性の向上と動機付けの強化を進めるため、職員の能力と実績を公正かつ適正に評価し、これを適材適所の配置と処遇へ反映させる人事評価制度を確立する。 <p>2. その他の重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外事務所の必要性を定期的に検証し、設置国・都市を弾力的に見直す。 ・ 国内における地質構造調査については、広域地質構造調査事業にあっては平成15年度中に終了し、精密地質構造調査事業に 	<p>・ その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備に関する計画 なし</p> <p>2. 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を効率的かつ効果的に実施できるよう、業務の実状及び重点化等に即した人員の確保及び人員の最適配置等を図る。 ・ 業務部門と管理部門の業務量を勘案して、両部門に職員を効率的に配置する。 ・ 中期目標期間中に、能力及び実績を公正かつ適正に評価し、適材適所の配置と処遇への反映を実現する人事評価制度を確立し、評

<p>あつては平成18年度までに終了するとともに、これに伴い、速やかに過去のデータの整理を実施し、これを公開する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱害防止事業への融資業務については、遅くとも平成19年度末までに、実績及び政策的必要性を踏まえた評価を実施し、評価結果に基づき業務の休止・廃止を含めた見直しを実施する。 ・ 非鉄金属鉱物資源の探鉱・開発、鉱害防止等に係る技術研究所については、中期目標期間における同技術研究所に投入する費用と研究成果を比較考慮し、投入費用に見合う成果が見込まれない場合は、中期目標期間終了時に統廃合を検討する。 	<p>価者訓練等を通じて定着させる。また、海外事務所、地方事務所についても、人員の能力、実績を適正に評価して、人材を有効活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外の資源開発企業の専門職員その他の内外の専門家などを、出向受入れ、任期付職員としての採用等により活用し、豊富な経験を有した人材の活躍を通じた組織全体の専門性の向上を図る。 <p>(2)人員に係る指標</p> <p>常勤職員数 期初の常勤職員数：541人 （うち83人は国家石油ガス備蓄基地建設期間中、当該業務に要する職員） 期末の常勤職員数の見込み：516人 （うち58人は国家石油ガス備蓄基地建設期間中、当該業務に要する職員）</p> <p>国家石油ガス備蓄基地の稼働に伴い生じる統合管理業務に従事する常勤職員に対して、業務の効率化等により期初の常勤職員数において対応する。</p> <p>中期目標期間中の人件費総額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中の人件費総額見込み 23,907百万円 ・ ただし、上記の額は、役員報酬並びに の常勤職員及び任期付職員の職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。 <p>3．中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、機構が石油ガス国家備蓄会社から引き継いで実施する石油ガス国家備蓄基地の建設において締結する各種の長期契約について予定する。</p> <p>4．独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第13条第1項に規定する積立金の使途</p>
---	---

	なし
	5. その他の重要事項
	なし